

砥 部 町 議 会
平成 1 9 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成19年第1回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成19年3月8日			
招集場所	砥部町議会議事堂			
開 会	平成19年3月8日 午前9時 議長宣告			
応招議員	1 番 山口元之 4 番 土居美智子 7 番 井上洋一 10 番 土居英昭 13 番 中島博志 16 番 山本典男	2 番 政岡洋三郎 5 番 中村 茂 8 番 樋口泰幸 11 番 宮内光久 14 番 田室博志 17 番 玉井啓補	3 番 西岡章一 6 番 西村良彰 9 番 栗林政伸 12 番 大野和博 15 番 平岡文男 18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし			
出席議員	出席議員は、応招議員の18名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 藤田 正純 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	助 役 教育長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長	柳田 穂 佐野 弘明 上岡 洋一 松下 行吉 丸本 正和 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫			
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
議員の指名	15番 平岡文男君 16番 山本典男君			

平成19年第1回砥部町議会定例会

平成19年3月8日(木)

午前9時00分開会

○議長(栗林政伸) ただ今から、平成19年第1回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 平成19年度施政方針及び行政報告

○議長(栗林政伸) 日程第1平成19年度施政方針及び行政報告を行ないます。中村町長。

○町長(中村剛志) 皆さん、おはようございます。ごあいさつの前に、ただ今、全国町村議長会表彰を受けられました、田室議員様、平岡議員様、山本議員様、本当におめでとうございます。心からお喜びを申し上げたいと思います。もとより砥部町には10期の三谷議員さん、玉井議員さんと、立派な先輩議員さんがいらっしゃいます。既に30年表彰を頂いているわけでございます。したがって、皆さん方はまだまだ先輩議員の方の半分でございますので、これからは是非とも当選を重ねていただきまして、30年表彰を受けていただきたいというふうに思います。また先ほどは、施政方針及び重点施策のプリントを、配布を怠りまして、大変皆様方にご迷惑をおかけいたしましたことを、まずもってお詫びを申し上げておきたいというふうに思います。それでは3月定例会のごあいさつを申し上げます。

3月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。啓蟄を過ぎ、いよいよ、本格的に春の訪れを感じる時候になりました。議員の皆様には、公私、何かとお忙しい中、ご出席を賜り、本日から16日までの9日間にわたり、町政運営に関わる諸案件につきましてご審議賜りますことに対し、衷心より、感謝を申し上げます。昨年9月、小泉政権から安倍政権にバトンが渡り、以来、半年が過ぎようとしております。派手で、メリハリのあった小泉総理と比べて、どちらかといえば地味な安倍総理という印象を受けております。安倍内閣発足当時は、60%を超える高い支持率でしたが、ここに来て、40%を割り込んでいるということでございます。支持率に一喜一憂する必要はないと思いますが、小泉改革の影の部分としての格差問題に加え、「女性は生む機械」といった閣僚の問題発言なども大きく影響していると思います。安倍総理も、再チャレンジ支援、成長力底上げ戦略を打ち出すなど、格差是正に力を入れようとしておりますが、その成果がどのように現れるか、今後に期待するものであります。議員の皆様も実感されておりますとおり、我々町村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、少子高齢化の進行に加え、地域経済も、言われるような景気回復を実感できません。依然として農林業、商工業など地域産業は極めて厳しい状況にあり、中央と地方、都市と農村、大企業と中小企業、そして持てる者と持たざる者の格差は、ますます拡大しており、安倍総理の唱える「再チャレンジ」は極めて困難であるといわざるをえません。しかし、地方は、長い歴史が育んだ文化を守りながら、国土及び自然環境の保全、食料の供給、水源涵養などの重要な役割を保ちつつ、人々

の命を育み、潤いを育む努力を続けております。こうした中、昨年12月、地方分権改革を総合的・計画的に推進することを目的とする地方分権改革推進法が成立し、公布されました。いよいよこれから、本格的に、国から地方へ、権限及び税財源の移譲のための改革が進められることになると思います。その中で、今後も我々町村が担っている重要な役割を果たしていくためには、新しい制度が、町村の財政運営に支障をきたすことがないように、地方交付税の持つ財源保障機能と財源調整機能の堅持、そして所要総額の確保のため、全国の町村が協調しながら、国に対し、強く声を上げていく必要があります。どうか、町民の皆様、議員の皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

さて、一般会計の当初予算編成につきましては、昨年、一昨年度は、合併もあって、財源の見通しが立たず、骨格的予算を余儀なくされ、皆様にご迷惑をおかけしました。この2年間で、大幅な経常的経費の削減に努めた成果もあり、財源の見通しがつきましたので、平成19年度当初予算は、通年の予算を計上することができました。また、平成18年度予算の中で、今回提案をさせていただきますが、財政調整基金として3億円を補正予算で積立てることができました。このことは、平素から議員の皆様、町民の皆様の温かいご理解と、ご指導、ご支援の賜であり、心から感謝を申し上げます。したがって、一般会計の当初予算の総額は、昨年度より7.2%にあたる約4億円を増額し、59億266万8千円になりました。その財源の主なもの、町税の20億1,900万円と地方交付税の20億3千万円です。その他は、国県支出金が約4億4千万円、町債の約3億6千万円などです。また、平成19年度の特別会計・企業会計につきましては、12会計の総額が79億9,800万円となり、一般会計と合わせた全体の予算額は、139億円となっております。その詳細につきましては、後日の議案審議の場で、ご説明を申し上げますので、ご理解を賜り、ご議決・ご承認いただきますようお願い申し上げます。以下、平成19年度の施政方針並びに重点施策について述べさせていただきますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、12月定例会以後の行政の概要について、ご報告申し上げます。かねてより進められておりました国道33号拾町交差点立体化工事の四車線が、いよいよ今月、供用開始されることになりました。これによりまして、町民の皆様の利便性の向上と地域の活性化が期待されます。

次に、入札の執行状況についてですが、まず、本町で初めて一般競争入札を実施しました。公共下水道事業の砥部中央幹線管渠工事は、戸田建設株式会社四国支店が1億4,227万5千円で落札し、工事請負契約を締結しました。その他、12月から2月末までに実施しました入札9件につきましては、設計総額4,340万円に対し、契約総額は3,869万円で平均落札率は89%であります。

次に、公共下水道事業につきましては、浄化センターの進入路及び造成工事は、いずれも予定通り進捗しており、工期内に完成する見通しであります。また、日本下水道事業団に委託しておりました浄化センターの詳細設計につきましても、予定通り工期内に完成する見通しであります。農業集落排水施設の管渠工事、中継ポンプ設置工事及び処理施設建設工事は、予定通り工期内に完成し、今年4月1日に処理施設の供用を開始いたします。

平成17・18年度にかけて実施してまいりました野地池改修工事につきましても、完成をしております。

次に、宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、県の要請を受けて、緊急に町内の179戸に対し、家禽等の飼育状況の調査を行いました。

合併と同時にスタートしました陶街道五十三次も2年を経過しました。その間、道標や案内板を整え、巡回された皆様から、「わかりやすくなった」「砥部にはいい所が沢山ある」といった感想をいただいております。さらに魅力を高めるため、完巡メダルのイラストにその年の干支を入れることにしました。ぜひ皆様には、毎年完巡し、12の干支を集めていただきたいと思っております。これまでの完巡者は、1,132人。県外からの特巡者は、1,600人。イレブンウォークの422人を合わせると3,154人の皆様に来ていただいたこととなります。今後は、国道33号と379号を砥部陶街道のメインルートとして情報発信しながら、より魅力ある街道になるよう努めてまいります。また、無人市を各所に設置するなど、町内外の皆様に一層親しまれるルートづくりを進めてまいります。

22回を迎えた東京松屋銀座砥部焼まつりは、1月29日から2月6日の間で開催されました。関東の砥部焼ファンにも定着するなど、生活食器を中心とした展示即売会は、好評を得ました。来場者には、観光パンフレットや伊予柑を配り、町のPRに努めました。

早春のイベントとして人気の七折梅まつりが、2月20日から3月10日の間に開催されており、約1万6,000本の梅が咲き誇る七折梅園に、今年も、県内外から大勢の人が訪れております。

次に、五本松の新カツノ様が百歳を迎えられました。2月13日に祝状と記念品をお届けして長寿をお祝いしました。これで、18年度は5の方が百歳を迎えられたこととなり、これからも健康で長生きされることをお祈りします。

次に、昨年12月の定例会でご議決いただいた愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立につきましては、去る2月19日に知事の許可を受け、正式に設立されました。これを受け、同日県庁において広域連合長の選挙を行い、松山市長が就任しました。事務局には、準備委員会に引き続き、本町職員を1名派遣しております。さらに、本定例会において、広域連合議員1名の選挙を行っていただくことになっておりますので、よろしくお願ひします。

その他、平成18年度の各種事業につきましても、仕上げの時期が迫っております。再度点検し、落ち度のないよう努めてまいります。以上、行政の概要について、報告を終わらせていただきます。

続きまして、今定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。町道路線の認定について1件。指定管理者の指定について2件。条例制定及び改正等の議案21件。平成18年度補正予算案6件。平成19年度当初予算案13件についてご審議をいただきます。議案の内容につきましては、いずれも順次詳細に説明させていただきますので、ご議決・ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

平成19年度施政方針及び重点施策。新町が誕生して3年目を迎えました。ホップ・ステップを経て、ジャンプの年になります。未来に向かって、飛躍できる年になるか、まさに真価が問われる年であると、改めて自覚しているところであります。平成の大合併が推

進され、3年前には、全国で3千を超えていた市町村数が、現在1,800余りまで減少しております。また、愛媛県におきましても70あった市町村が、現在では、11の市と、9つの町に統合されました。いずれ松野町が合併することになれば8つの町になります。こうして、合併した市町村の大半は、国からの褒美を期待したと思います。しかし、期待はずれに終わったというのが本音ではないでしょうか。今、地方の中小自治体の大半は、窮境の中で財政運営を行っております。本町におきましても、年々地方交付税が減額され、その上、国・県補助金の削減・廃止によって、財源確保に、極めて難儀をしております。こうした中においても、少子高齢化対策、保健・医療の充実、情報・交通の充実、地場産業の振興、上・下水道の整備、消防・防災の充実、環境保全・保護、教育文化の振興といった山積する課題に向かわなければなりません。財政が厳しいからといって、必要な事業を止めることはできません。町民の皆様、議員の皆様と十分相談させていただきながら、重要性、必要性を検証し、やらなければならない施策は、確実に推進してまいりたいと考えております。平成19年度におきまして、新町最初の長期総合計画を策定いたします。10年後、さらにその先を見通した砥部町のグランドデザインを描き、「個性と魅力、潤いと活力に溢れ、そして町民の皆様一人ひとりが誇りと生きがいをもち、安心して暮らせるまち」を目指してまいります。そのためには、まず、一層の行財政改革が不可欠であり、経常的経費の縮減、特に人件費の削減、施設の統廃合や民営化なども、積極的に具体化してまいります。また、公平・公正なまちづくりを進めるため、受益者負担の原則にたって、利用される皆様には、応分の負担をお願いします。それによって生じた財源で、行政サービスの充実に努めてまいります。特に、本格的に着手しました公共下水道につきましても、整備区域内の皆様と区域外の皆様とに分かれますので、受益者の皆様には応分の負担をお願いしなければならないと思っております。また、ごみ処理につきましても、適正にごみを分別し、ごみの発生を抑える努力をされるご家庭とそうでないご家庭との負担の公平化やごみの減量といった観点などから、ごみの有料化をお願いいたします。さらに、すべての国民の義務であります納税につきましても、適正に徴収を行う必要があります。多額滞納者に対しては、愛媛地方税滞納整理機構に徴収をお願いするなど、より一層、負担の公平・公正を確保してまいります。また、三位一体改革によって、国県補助金や地方交付税が削減される一方で、地方分権がますます進められています。今後一層、自前のまちづくりを行わなければなりません。そのため、職員の意識改革、資質の向上に努めながら、行財政運営の仕組みの改革に着手します。そして、スリムな自治体となり、住民サービスの向上、住民福祉の増進に努めてまいりたいと思います。その施策の一つとして、町民の皆様が、より一層、健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の充実に努めます。

まず、生活習慣病等の発病を予防するため、地域に出向きストレッチ教室を中心にした健康維持活動の普及に努めるなど、働き盛りの人の死亡や要介護状態にならないよう、一次予防に重点を置き、町民一人一人が、健康で長生きができるよう「地域に根ざした生涯健康づくり」を推進します。さらに、町民の皆様の命を守る医療体制を整え、小児保健医療の整備、地域医療の拡充及び救急医療体制を確保します。

また、今年4月、設置・稼動いたします砥部町地域包括支援センターを核にし、介護予

防ケアマネジメント事業を始め、総合相談事業、権利擁護事業等に取り組み、高齢者の皆様の、心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行い、住みなれた地域で安心して生活できるように努めてまいります。

障害者福祉では、昨年10月に法制化した地域生活支援事業によって、障害のある皆様が、それぞれの能力や適正に応じ、自立した生活ができるように支援するとともに、障害者の立場に立ったサービスの充実に努めてまいります。

医療制度の改革に対応するため、国民健康保険事業につきましては、保険者への特定健診の義務付けに伴う5箇年間の実施計画策定や、70歳未満の被保険者の入院に係る高額医療費の現物給付化、出産育児一時金の受領委任払いを実施します。また、平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度につきましても、広域連合と連携し、制度の円滑な実施に向け準備を進めてまいります。

さらに、昭和36年に開設されました広田地区唯一の医療機関国保診療所につきましては、広田地区の皆様にとりまして、必要不可欠な施設でありますので、引き続き経営改善を図りながら、地域医療の要として経営をしてまいります。

地域福祉の推進につきましては、民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティアなどの活動を支援するとともに、連携を密にしながら、きめ細かな福祉行政を推進します。また、19年度は民生児童委員の改選があり、これの適正な執行に努めます。

児童福祉では、保育所の延長保育、放課後児童クラブ、集いの広場事業、児童館事業などにより、子育て支援や児童の健全育成を推進します。さらに、将来に向け保育所運営のあり方について検討してまいります。児童虐待など、保護が必要な児童及び家族への支援強化を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の皆様と連携しながら、問題行動の早期発見や適正な援助に努めます。

青少年の健全育成につきましては、青少年育成センター、学校、警察署その他、関係機関や団体との連携を図り、青少年犯罪の未然防止に努めるとともに犯罪のない明るい社会づくりに努めます。

また、女性の社会参加を促進しながら、男女が協力して地域づくりに取り組む機運を高めるため、女性団体への支援や女性が地域活動に参加する機会や場を充実し、男女共同参画社会の構築に努めてまいります。

2つ目の施策としまして、道路や上・下水道、ごみ処理など生活基盤の充実に努めてまいります。まず、本町始まって以来の大事業であります公共下水道事業は、いよいよ平成19年度から浄化センターの建設工事に着手し、平成22年度の供用開始を目指します。それに伴う、中央汚水幹線の管渠工事も引き続き整備してまいります。また、総津地区の農業集落排水施設につきましては、今年4月1日に供用を開始します。今後は、排水設備の接続率の向上に努め、地域の快適な生活環境を確保し、玉谷川の清流を守ってまいります。さらに、公共用水域の水質保全を図るため、引き続き合併処理浄化槽の普及啓発と適正な維持管理に努めてまいります。そして、平成19年度から公共下水道区域内の認可を受けていない地域の家庭における合併処理浄化槽への改造に対しましても、補助金の交付を行います。

循環型社会の実現を目指し平成18年3月に作成しました砥部町環境基本計画に基づき、行政、住民及び事業者が、お互いに役割を認識しながら、一体となった廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用を推進してまいります。さらに、分別収集体制の充実強化、収集運搬の指導監督、処理施設の効率的・経済的運営に努めます。平成19年10月から、指定ごみ袋制によるごみの有料化を計画しておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

上水道につきましては、安心安全な上水の供給を行い、老朽化した施設については、順次改善し、有収率の向上を目指すとともに、万一に備え、新たな水源の確保に努めてまいります。

一般国道33号砥部道路、宮内・千足間の延長900メートルの四車線化については、平成19年度供用開始に向け工事が進められております。また、33号三坂道路につきましても、暫定二車線の7.6キロメートルについて、平成20年度の供用開始に向けて工事が進められており、これらの事業が円滑に進められるよう国土交通省及び地元関係者の窓口として協力支援してまいります。また、国道379号岩谷工区、県道砥部・伊予・松山線、大平・砥部線、上尾峠・久万線、広田・双海線等の町内にある県管理の主要道路につきましては、引き続き、関係道路期成同盟会を通じて、予算の確保に努めるとともに、局部改良や舗装改良など安全な道路維持を促進し、県と一致協力のもと円滑な用地買収に努めます。特に、国道379号につきましては、川登トンネルが貫通しました。引き続き、万年トンネルの早期着手を要望してまいります。

町道につきましては、部分改良と老朽化した町道の舗装・補修に努め、高齢者など交通弱者にやさしい道づくりを推進します。工事実施に当たっては、優先すべき箇所を厳選し、より効果的・効率的な事業実施に努めるとともに、施設の延命に努めます。

平成17年度、18年度において地域防災計画、防災マップ、避難看板、広田地区防災行政無線などの整備を行い、さらに、国民保護計画の完成も近づき、防災の基盤が整いつつあります。平成19年度は、これらの計画を運用するためのマニュアルや基準を作成するとともに、訓練を行い災害時に適切な対応ができる体制を整えてまいります。

また、交通安全・生活安全対策を推進するため、交通安全教室の開催や交通安全教育の充実に努めるとともに、カーブミラーなど、交通安全施設の整備や防犯灯の整備を図るとともに、町民の皆様に対し、様々な犯罪や事件事故から身を守るため、不審者情報の配信、悪徳商法などへの対応など、危機意識、防犯意識の向上に努めてまいります。

次に、地域産業の振興施策であります。農業につきましては、食料を安定的に供給することや水源涵養、洪水予防、土砂崩壊の防止など、多面的機能を有する農地の保全など重要な役割を担っているにもかかわらず、現在の農業を取り巻く情勢は、極めて厳しい状況にあります。こうした中、魅力と活力ある農業、農村づくりを目指し、関係機関と連携しながら各種事業を進めてまいります。まず、良好な生産基盤を維持する事業として、中山間地域への直接支払い事業を継続し、耕作放棄地の発生防止と農地の多面的機能の維持に努めます。

また、優良な銘柄産地とするための事業としまして、優良品種の苗木補助やマルチ栽培



の支援などを行うとともに、平成18年度から実施しているブルーベリーの普及を、より一層推進いたします。さらに、担い手支援事業として、新たに担い手アクションサポート事業を実施します。また、担い手の育成・確保のため、縦割りの支援体系を一本化し、地域の担い手の利便のため、ワンストップ支援窓口を農林課に設置いたします。担い手が経営改善のため真に必要とする支援内容について協議する担い手アクションサポート会議を設置し、各種支援策の普及啓発、農業経営改善計画の作成支援、認定農業者や青年農業者の研修活動、農業生産法人化に向けた支援などを行います。引き続き、農作物の被害対策事業として、有害鳥獣の捕獲に努め、農作物被害の防止に努めます。

農林業基盤整備事業では、老朽化により補修工事が増加している銚子ダム関係施設の機能回復のため、県営農業水利施設保全対策事業を実施します。また、老朽ため池の整備として、町単独土地改良事業で角谷池の改良事業を実施します。中山間地域直接支払推進事業を、新たな視野でとらえた農地や水などの資源の保全と質の向上を図り、自然や景観を守る地域共同活動や、環境負荷低減活動、化学肥料・農薬の5割削減を行う営農活動に対し、支援を行う農地・水・環境保全対策事業を3地区で行います。

林業振興につきましては、森林の持つ国土保全や水源涵養など多面的機能を維持するため、間伐を中心とする森林整備に対する支援を行ってまいります。

次に、商工業の振興につきましては、地域の皆様や商工業の皆様と連携し、本町の文化と伝統を育みながら、砥部焼まつり、町産品フェスタなどの物産イベントの充実に取り組み、町産品の需要拡大に努めるとともに、関係機関と連携し、販路開拓に積極的に取り組んでまいります。また、砥部焼の伝統を継承するとともに芸術性・文化性を高め、新しい砥部焼文化を創造できる人材を育てます。

観光事業の振興につきましては、長期化する景気低迷により、本町観光客数も減少傾向にあります。高速交通体系の整備により、広域交流の範囲が拡大する中、観光地間競争も激化しております。こうした状況を踏まえ、砥部の魅力をより高めるため、本町の玄関口であります拾町地域へ、大型の砥部焼モニュメントを設置するとともに、33号の千足地域に整備中の、ポケットパークにも砥部焼を使うなど地域資源を活かしてまいります。さらに、広域観光を推進するため、松山市・東温市と連携し、新しい観光ルートづくりや魅力づくりに努めます。

雇用対策では、地場産業、地元企業の活性化により、新たな雇用の創出を図るとともに、労働環境の改善に努めてまいります。

次に、教育・文化の振興についてであります。まず、学校教育におきましては人間性豊かな砥部の子どもの育成を基本目標に、基礎学力の確かな定着を図りながら、個性や創造性を尊重した教育を展開するとともに、本町独自の地域の特色を生かす教育推進事業を、地域の人材や自然資源の活用などにより実施し、地域に誇りをもち、心豊かなたくましい子どもが育つよう、特色ある教育の推進に努めます。

いじめ問題につきましては、各校に配置を予定しているスクールカウンセラーなどの相談員と連携して、兆候をいち早く把握し、迅速に対応できる体制を整えるとともに、適切な教育指導により、いじめを許さない学校経営に努めます。

また、学校安全につきましては、引き続き家庭や地域が一体となった危機管理意識の向上及び防犯体制の充実に努めます。さらに、学校が地域の災害時の避難場所でもあることから、安全性に配慮した施設へ改善を図るため、麻生小学校体育館の耐震補強工事を行います。

また、砥部中学校の老朽化を総合的に判定する耐力度調査を実施し、望ましい教育環境の整備に向けた準備に取り組みます。同時に、中学校統合につきましても、統合検討委員会の答申を尊重しながら、円滑に統合が進むよう準備を始めます。さらに、将来に向け、幼稚園運営のあり方についても検討してまいります。

学校給食については、引き続き衛生管理に万全を期し、栄養バランスの取れた給食の提供に努めます。

生涯学習の推進につきましては、町民の皆様が、生涯学習に取り組めるよう、その拠点となる中央公民館、地区公民館、分館を活用し、地域コミュニティの活性化に努めます。図書館においては、開館当初から使用していたコンピュータシステムを更新し、蔵書の検索ができるようにするなど、利用される皆様の利便性を向上します。

また、文化会館・総合公園、田ノ浦町民広場は、指定管理者に管理を移行するため、連携を図りながら、より一層、サービスの向上と効果的な運営に努めます。

文化の振興につきましては、文化財の調査、保存顕彰事業を推進し、文化財に対する町民の関心と理解を深めてまいります。また、地域に伝わる伝統的な文化の伝承に努めるほか、子どもを対象に、文化活動の体験の場を提供します。さらに、あらゆる人権問題や差別の解消を目指し、広報活動や小集団学習会・各種相談事業の開催により、人権意識を啓発し、基本的人権が尊重される町づくりを推進します。

社会体育の振興につきましては、社会体育事業の充実に努め、町民の皆様が健康増進のため、それぞれの体力に応じたスポーツ、レクリエーションや体操に親しむ機会を充実させるとともに、体育施設の適正な維持管理に努めてまいります。また、自発的に学習できる場や機会を提供するため、「生きがいある人生は、豊かな出会いから」の公民館スローガンのもと、出会いと交流の場として、中央館、地区館、分館それぞれの機能を発揮し、町民の皆様が生きがいと、コミュニティづくりを支援します。

以上、各種施策や事業の推進に当たっては、議会の皆様、町民の皆様のご理解と、ご支援ご協力が不可欠であり、協働しながら取り組む必要があります。そのため、町が保有する情報は、広報とベやホームページその他を通して、積極的に開示し、行政の公平性・透明性を高め、町民の皆様が視点に立った行政を進めてまいります。一方、個人情報保護を適正に扱うため、条例の厳格な運用と電子情報の管理の徹底などに努め、情報のセキュリティを高めてまいります。そして、今後一層、町民の皆様が積極的に町政に参画していただき、行政と住民が一体となって、砥部町の更なる飛躍を目指してまいりたいと思っております。特に、平成19年度策定の長期総合計画には、町民の皆様にご参画をいただきながら、確実に実行できる、そして夢のある計画を策定いたしたいと考えております。

以上、平成19年度の重点施策につきまして、要点のみ述べさせていただきました。いづれも実行に当たりましては、議員の皆様、町民の皆様のご意見ご提案をいただきながら、

さらに理事者、職員が一丸となって、知恵を出し、創意工夫しながら取り組んでまいります。そして、未来に羽ばたく砥部町を目指してまいりますので、一層のご指導ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 平成19年度施政方針及び行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（栗林政伸） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番平岡文男君、16番山本典男君を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（栗林政伸） 日程第3会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る2月26日開催の議会運営委員会において、本日から16日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月16日までの9日間に決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（栗林政伸） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に監査委員より、1月末日までの例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。

また、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

傍聴人より会議中の写真撮影及び録音の申し出があり、砥部町議会傍聴規則第9条の規定によりこれを許可しております。これで諸般の報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（栗林政伸） 日程第5一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番、井上洋一であります。久しぶりにトップバッターを仰せつかりましたので、多少緊張しております。それでは2点ほど質問いたします。

まず、入札制度の改革についてであります。知事が関与した談合事件が続発したのを受け、昨年末、全国知事会による公共調達改革のガイドラインが公表されました。談合防止の柱は、一般競争入札・電子入札・制裁強化であります。2月19日、県の入札制度の改善策を話し合う県建設業審査会があり、一定基準の価格を下回って入札すれば落札を認めない失格基準を2007年度から新たに導入することを決めました。予定価格の67から85%の範囲内に設定する調査基準価格は現行では事前公表しているが、同価格との同額入札が相次ぎ、くじ引きによる落札が多発しているとして事後公表にするとのことです。また、現行1億円以上の工事が対象の一般競争入札を2007年度に3千万円以上、2008年度には800万円以上に、段階的に拡大するとのことです。新聞報道によりますと、県内自治体の昨年11月時点で一般競争入札制度を導入している16市町のうち、7市町では一度も実施例がないとのことであり、一般競争入札の拡大は、時代の要請であり、不良業者が入る懸念がある場合、金融機関などの審査を利用する入札バンドを検討されてはどうでしょうか。また、総合評価方式も含め、砥部町として入札制度について町長のご所見をお伺いします。

2点目であります。選挙の開票時間の短縮についてであります。茨城県取手市は、マンネリ化した開票作業の見直しを打ち出し、キャノンの社員を講師に招き、開票所となる体育館で職員の研修会を開催したとのことであり、社員らのアドバイスを受け、その結果、開票は42分で終了。4年前に比べ、作業にあたる職員の数も23人少ない115人。逆に票数は約3,000票増えたにもかかわらず、所要時間は33分も短縮した。職員に支給する時間外手当は、ほぼ半減したとのことであり、砥部町でも、各種選挙によりバラツキはあるもののイメージとして長いという印象があります。特に4年前の知事・町議のダブル選挙の時には、24時前後に最終確定発表があったと記憶しています。より効率的な行政運営という視点で、職員の意識改革が大事だろうと考えます。公職選挙法には、「速やかに結果を選挙人に知らせる。」と規定があります。選挙管理委員会は、正確性や公平性は当然のことですが、迅速性についても考えるべきです。町長のご所見をお伺いします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の井上議員さんのご質問にお答えをいたします。まず始めに、入札制度の改革についてでございますが、本町は新町発足と同時に入札担当課を一元化して制度の改革に取り組んでまいりました。その結果、18年度から1億円以上の建設工事に一般競争入札制度を導入し、抜本的な改正をしております。特に、一般競争入札では、

今までに2件実施をいたしまして、非常に大きな成果をみております。本町としましては、今後、井上議員さんご指摘のとおり、一般競争入札を拡充、充実させていくとともに、指名入札における指名基準の数値化など、より公平、透明な制度構築に力を注いでまいりたいと思います。ご質問にありました入札ポンド、総合評価方式、電子入札などの入札制度ですが、総務省を中心に中小自治体に向けた実施マニュアルや、共同運用などの考え方も検討されているようでございますので、中期的な課題として考えてまいりたいと思います。

次に、選挙の開票時間の短縮についてでございますが、私もこの報道を読ませていただきました。さすがに、ラインマンがどうすれば時間が短くなるかということをつつ検証してやった結果、おっしゃられたように時間の短縮ができたということでございます。当町におきましても、先般行われました愛媛県知事選挙におきましては、開票能率を上げるため開票作業台を高くし、作業方法を見直し無駄を省くことで、午後9時に始めた開票作業は約34分で終了し、午後10時10分にはすべての開票事務が終了しました。この結果を、平成15年に行われました愛媛県議会議員選挙と比較してみますと、開票事務時間は約1時間短縮されました。開票事務は14人少ない人数で行うことができました。この結果、開票にかかる経費は約37万円削減され、半分以上の経費で開票事務を行うことができます。平成17年の衆議院議員総選挙から開票事務の改善を進めておりますが、開票時間の短縮は事務改善だけでは達成できない部分もあります。しかし、愛媛県知事選挙において大幅な時間短縮の実現により、経費削減等の効果があったことは、高く評価できます。効率的な行政運営において意識改革が必要なこと、そして選挙においては正確性・公平性・迅速性が求められることはご指摘のとおりでございます。選挙管理委員会は、このことを十分認識していますので、今後、なお一層の事務改善を期待するものでございます。以上で、井上議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 皆さんご存知のとおり宮崎で談合問題が発生し、県知事が交代をされまして、特に連日連夜、宮崎県の東国原知事の報道がされております。東国原知事のマニフェストによりますと、平成19年度中に一般競争入札へ移行することになると。対象工事の予定価格を1億円以上から一気に250万円以上にまで広げることが盛り込まれているとのことでもあります。詳細については、宮崎県議会を聞いておりませんので分かりませんが、新聞報道でありますので。それとこの金額の問題はさることながら、先ほどは申し上げませんでした。この入札契約制度の改革についても問題は地元経済のことでもあります。当砥部町についても、すべての公共工事を一般競争入札にしてしまえば、ご案内のとおり、東京の方から大手ゼネコンが押し寄せて、この地方の工事を取ってしまうと、そういうおそれは十分にあります。ましてや、その地元の企業が下請けに回って安い請負額で犠牲になるという危険も考えられます。その辺りの整合性が一番重要な部分ではなからうかと思っております。また、この入札については以前質問いたしました。昨年土居美智子議員さんも質問されております。先ほどの事前公表と、事後公表の問題であります。新聞報道でも事後公表は県内ではどうも砥部町だけみたいであります。県は事後公表にしたいとのことではあります。どちらが良いのか悪いのかという理論もあろうかと思っております。

その辺も含めて、先ほどの総合評価方式と絡めて再度その金額と、その地元の関係との答弁をしていただきたいと思います。それとこの開票の関係ですが、町長の方のご努力で1時間短縮したと。37万円削減したと。これは努力の成果であって、やはり評価していいと思います。良いことは良いことで、こういうことも広報とべにでも載せて、やはり頑張っているよというようなことも報道してはいかがでしょうか。それも含めまして再答弁をお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 井上議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。まず、一般競争入札。先ほどもご質問の中でもいただきましたように、愛媛県は19年度になりますと、3千万円以上は、一般競争入札。そして20年度になりますと、800万円になるということでございます。それでは砥部町はどうかということでございます。砥部町も一般競争に向かっていくということは紛れもない事実でありますし、今後進めていかなければならないと思います。そして、先ほど井上議員さんからご指摘もありましたように、地場の業者をどうするかというこの大きな問題も一つ抱えております。やはり砥部町にとっては土木建設業も大きな事業の一つでございます。そしてまた、いざ災害というときに役に立つのは地元の業者であるというふうに思っております。しかし時代のすう勢があり、それぞれの土木業者さんが今まで以上に努力をしていただいて、そして、今までが適正でないというわけではございませんが、もっともっと安く適正な価格を設定していただいて努力をしていただくということは今後必要ではないかというふうに思っております。そういうことで、今後の一般競争入札の中で地域指定とか、そういう問題もいろいろ出てくると思います。これは県においても同じ方向であると伺っておりますので、県においても愛媛県内に本社があるとか、そういう限定も一部入るのではないかというふうに思っております。そういうことで、この入札制度については議員の皆様方とも十分に議論を交わして、そして砥部らしい良い方向で、私は進めて行きたいというふうに思っております。また、事前の金額公表につきまして、砥部は事後ということでございます。昨日、たまたま久万町長さんと同席しまして、この話題が出ました。久万は、事前に公表しておりますが、「案外事前に公表しても高止まりしていかんな。」という話を久万の町長さんからはお伺いをいたしました。いずれにいたしましても、両方とも長短があると思います。そういうことで、この辺もまた検討の課題のひとつというふうに思っております。入札につきましては、公正ということは一番大事なことでございます。このことは十分に肝に銘じて進めていきたいというふうに思っております。

次に開票作業の事ですが、お褒めをいただきまして本当にありがとうございます。私も自分で選挙に出まして、なかなか開票結果が出ないのでイライラして事務所で待った覚えがございます。やはり迅速に開票作業を進めて、出来るだけ早く町民の皆さんに結果を知らせるということは大事なことでありたいというふうに思います。そういうことで、今後いろんな角度からさらに検証いたしまして、短時間で、そして少ない人数で出来るように努力をしていきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 今の再答弁で、町長、この来年度、平成19年度からいろんな角度から検討されると思います。昨年の愛媛新聞ですが、公共工事の落札率を県内のを見ておりますと、砥部町は92.7%と。県内でいえば、まずまずかなというところには載っております。そんなことで、特に砥部町がどうこうというわけではございませんが、県内でも更なる努力をしていただきたいと思います。また、この一般競争入札の関係ですが、県内で結構高い所ございます。各自治体、平成19年度にいろいろ検討されていくだろうと思います。この、大洲の15億円とか、八幡浜市、西予市の10億円以上とか、こんな金額になれば現実論として、そんなにある金額じゃないだろうと思います。よっぽど大きい工事がなければ、これだけの金額を出すというのは本当に少ないだろうと思います。こういうのは形骸化だろうと私は思います。そんなことで、砥部町は常識の範疇の1億円ですので、これは特に悪いというのではございません。いろんな角度からご検討を願いたいと思います。そんなことで、この一般競争入札について、入札制度そのものですが、本当に難しいと私も感じております。両方の分野で本当に良い物を皆さん方で一緒になって作っていただきたいと思います。以上です。答弁はいりません。

○議長（栗林政伸） 井上洋一君の質問を終わります。ここで暫く休憩します。再開は10時30分。

午前10時14分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（栗林政伸） 会議を再開します。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番、土居美智子でございます。私は3つの項目についてお尋ねしたいと思います。

最初に下水道財政についてお尋ねします。平成18年の春、今までのまちづくりの発想に対して180度の転換を求めるともいえる従来の日本の政策運営の原則を完璧に逆転させるような「まちづくり三法」が成立しました。「中心市街地活性化法」「都市計画法」「大店舗立地法」この三法です。従来の考えと大いに変わった点は、1、8つの府と省庁の共同作業であること。2つ目に、人口減少、右肩下がりの社会となったことをしっかりと認識し、従来の右肩上がりの経済社会を前提としてきた政策を根本から転換する方向に舵を切ったことです。政府の胸の内の苦しさが見えるようです。さて、内閣府は各省がばらばらの縦割り行政ではまちづくりの推進はできないと認識し、農林水産省は、食料自給率が40%を切る状況の中、これ以上田畑を潰すことは認められないと結論付け、総務省は、悪化する地方自治体の財政状況の中、すべての地方都市の下水道事業を整備し負担維持するには財政余力を失いつつある現状では無理と判断。国土交通省、文部科学省、厚生労働省、警察庁もそれぞれの思惑でこの三法が成立したのではないのでしょうか。政府自体が今の日本を右肩下がりだと認識したことは大変重要なことです。18年3月、総務省の「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」の報告書の中に提言という形で出されております

が、もちろん町長はご存知と思いますが、その報告書によりますと、「下水道事業は長期間と多額の投資を必要とするものであり、整備については計画的に行われることが必要である。特に処理施設の選択には多様な処理施設の中から、地域の特性にあった最も効率的なものを選択するよう十分留意する必要がある。」と提言しております。お尋ねします。交付税措置分として96億円を計画していますが、この考え方に間違いはないのかどうか。今回過方法を変更したい旨の提案がありましたが、この方法を採用した場合、財政計画はどう変化するのか。また、受益者にはどのような影響がありますか。具体的に金額で知らせてください。また、運営方法として、企業会計を採用する考えはありますか。以上の4点についてお尋ねしたいと思います。町長のご答弁をお願いします。

2つ目について、山村留学制度についてお尋ねします。学校が家族、地域と三位一体で機能することが教育環境の理想とされておりますが、現社会では、この三者の関係がバラバラの状況にあり、特に地域的教育環境として、地域の教育力が取り沙汰されています。1960年代の高度成長期において急速に進んだ人口の大都市流入による家族規模の縮小と形態の変化に伴い、家庭の持つ養育・教育機能に変化が生まれてきました。過疎化の進んだ山村の郷土芸能の伝承、里親制度による擬似親子の子供の養育など、都市と山村の交流を通して、地域社会の教育機能を最大限に活用し、地域の活性化を求めることが、山村留学が教育の場として重要な役割を果たすのではないのでしょうか。私たちが視察に行った長野県八坂村、安曇町小谷村の山村留学は地域住民と一体となる運営により、村民、留学生そしてその子どもの家族をも巻き込み、改めて家族を思う親子関係を創造しています。まさに、山村留学は今日的教育問題の解決の手段となるのではないだろうか。砥部町高市地区にあります留学センターについて真剣に考えなければならないと全員が感じて、行動計画案を話し合いながら帰路につきました。残念ながら現在諸事情により計画は実施できておりませんが、可能な時期がくれば実施したいと考えています。教育長にお尋ねします。砥部町にとって山村留学の意義、目的は何でしょうか。山村留学制度の存続について、また将来の見通しはいかがでしょうか。以上、2点をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

3つ目として、女性模擬議会開催についてお尋ねします。緊縮財政が続く中、手数料、利用料等の値上げ、最も関心があるのはごみ有料化。もちろん下水道工事による第二の夕張市になるのではないかという財政不安。台所を預かる女性にとって黙って見過ごすことができないのではないのでしょうか。また、介護保険料、国民健康保険、高齢者問題、少子化と地域の関わり方、障害者自立支援法の行方など地域福祉については多くの問題があると思います。合併後はや2年が過ぎました。それぞれの地域からも要望、あるいは疑問があるのではないかと思います。体育施設、文化会館の指定管理者制度など、目まぐるしい変化に理解が不十分ではないのか、と心配しています。十分に日頃の疑問を聞くためにも女性の模擬議会を開いてはどうでしょうか。住民の参加でまちが活気づき、少しでも行政に興味を持っていただくことは、これからのまちづくりには必要ではないかと考えます。開催日は、土・日曜日か夜間に行い、多くの住民の方が傍聴できるよう配慮していただきたい。できるならば、1階ロビーのテレビにも放映できるといいのではないのでしょうか。

町長のお考えはいかがでしょうか。お尋ねします。以上3点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。下水道事業に関しましては、日頃から非常にご理解をいただき、そしてまたいろんな研究もしていただきまして本当にありがとうございます。私と本当に考え方は一緒だなというふうに思っております。と申しますのもやはり、下水道事業というのは時代にあったものをやらなければならない、その時代にあったものをやるということ。そしてまた、効率的なものをやっていかなければならない。やはり、技術の進化とかそういうものもありますので、私もいつも言うておりますように、とにかく整備していくにしても、計画を立てる段階、第1次工事はできましたけども、第2次、第3次とやっていく中で、やはり計画を見直しながらやっていかなければならないというふうに言うております。そういう点におきましても、土居議員さんとは同じ考え方ではないかというふうに私は思っております。

それではまず1点目の起債の交付税措置につきましてのご質問でございます。この起債の償還金の50%が、交付税措置になります。96億円という下水道基本計画の中で立てておりますが、この数値は、この間も下水道の特別委員会でも申し上げました、一番最初にやるのは国が示す全国一律の費用関数式で計算した概算事業費から算出しているということです。それで、確定値ではありませんが、今後、実質、事業費の変動、実施設計をして変わってくるものでございますので、これは平成18年度から、下水道事業に係る財政措置が今行なわれておりますので、今後、変更があるかと思えます。しかし、現時点での考え方としては費用関数で計算しておりますので、間違いということではございません。

2点目の、処理水のろ過方式の変更につきましては、変更することで設計工事費が約1億円減少することになり、町の負担が軽減されます。そういうことで、町にとっても1億円節約できるということで非常に良いことだというふうに思います。

そして3点目の、受益者の皆様への影響についてでございますが、これは一部ではありますが、負担が軽減されるというのが考え方としては妥当なんではないかというふうに思っています。

そして、4点目の企業会計の導入でございますが、これ私も、なんか前にもご質問いただいてご答弁させていただいたと思えます。それで今、総務省において地方公営企業の会計基準等について検討されておりますので、経営状況がより明確に示される会計システムが確立した時点で導入を検討したいというふうにご答弁させていただきました。これについては今も変わりございません。やはり、今日の所信表明でも申し上げましたように、これは下水道というのは、自分の受ける受益、受ける方と、受けない方というのがございますので、出来れば企業会計で成り立つようにしたいというふうにご答弁しておりますが、近隣の町村とのバランスもある程度は考えなければなりませんので、今後そういうことも入れてこの下水道事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

そして、山村留学制度につきましては、教育長の方から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

そして、3項目目の女性の模擬議会についてでございますが、過去にどういう議会があったかということで調べてみますと、平成元年に、砥部・原町婦人会の代表25人の方が議員になって、そしてまた、議会議員の22人の方が理事者になって女性模擬議会が開催されているようでございます。模擬議会というのは、町政への理解促進という意味において非常に有効な手段であると思っております。その中で、ちょっと若干気になることは、やはりイベント的な要素が高くなるのでその辺を注意して開きたい、開かなければならないと思っております。そしてこれは、平成15年度、17年度にも土居議員さんからご提案をいただいております。そして15年度に募集をいたしました。これは土居議員さんにも格別ご尽力をいただきましたが、応募が3名しかいなかった。これは、期間が短かったということもひとつの原因であると思っておりますし、それともう一つ考えられるのが、とべの宝箱や、ホームページでご意見やご提案がいつでも言えるというのが一つあったのではないかとというような気がいたします。しかし、この女性模擬議会というのも必要な会であると思っておりますので、今後もう一度いろんな角度から点検をしてまた土居議員さんにもご相談をしたいと思っておりますので、いい方法で考えてみたいというふうに思います。そしてまた住民参加のまちづくりのポイントは、町民の皆さんから、いかにして多くの町政に対する意見を引き出すかということだと思います。まず、意見が出る土壌を作ることが大切でありますし、その土壌が出来上がれば必ず女性の皆さんに限らず、おのずと町政に対する意見が男性からも、子供からも、お年寄りからも、出てくるというふうに考えております。今後いろんな手段を持って町民の皆様からご意見やご提案をいただき、町民の皆様の声最優先のまちづくりを基本理念に、町民の皆様が自由に自分の意見が言える明るいまちづくり、心の通うまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上で土居美智子議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 土居美智子議員さんの山村留学センターのご質問に対してお答え申し上げます。議員さんが視察をされました長野県の小谷山村留学センターでございますが、小学校の統合それから財政難から平成17年度末でいったん廃止されましたけども、現在は、NPO法人により運営が再開されているというふうに聞いております。ここの事例につきましては、篤志家による運営資金の提供があるというふうな特殊なケースではないかというふうに考えております。ご質問の山村留学の意義・目的についてでございますけれども、ご承知のとおり、豊かな自然の中で異年齢集団の生活をしながら自然体験や勤労体験など様々な体験活動や経験を通して、自立心や生きる力、こういったことを身につけることにあるわけでございますし、一方地元の子どもにとりましても、新しい仲間から刺激を受けながら、それぞれの長所を伸ばして豊かな人間性を養うということが大きな教育的効果もありまして、ご指摘のような理想に近い教育環境で運営されておるのではないかとこのように考えております。一方で、地域の多くの方々のご支援をいただきまして、年間を通じて様々な体験事業を行っております。地域と共に歩む留学センターとして、過疎化傾向にある地域の活性化対策としても期待をされておるものでございます。留学制度の存続、あるいは将来の見通しにつきましては、この留学センターについて、県もその

意義を理解していただきまして、財政的な支援をしていただけるということになっております。また、新年度からは町内の児童も留学の予定がございます。今後も町内の多くの子供にも留学していただき、そして、豊かな自然の中でたくましく育てほしいなというふうに思っておるところでございます。以上で、土居美智子議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） まずは、下水道財政の方から再度お尋ねをしたいと思っております。先ほど町長さんの答弁の中に、これは費用関数によって96億円というお金が出たという計算の報告だったと思うんですけども、実はこのいわゆる財政交付税措置という意味合いなんですけど、まず私が確認したいと思っておりますのは、交付税措置の意味は、下水道事業費はですね、基準財政需要額、非常に難しい言葉なんですけど、に加算ができる費目であるということ。それぞれの需要額を積み上げましたその基準財政需要額から、いわゆる砥部町における基準財政収入額を引いたものが、それに対する財源の不足分としてそれぞれの団体に交付基準額として入ってくるもの。というふうに私は理解しておるんですけども、もし私の考えが違っておりましたらまたご指摘いただいたらよろしいかと思っております。まず、下水道事業で算入できるのは雨水処理費用分として、元利償還金の45%、単位費用として5%、計50%が今算入できるとなっております。公共下水道財政の中の、起債償還費は合計が193億1,600万というふうに計画されております。これの50%が96億5,800万。このように表の中では見受けられます。そうしますと、もし総務省の事務次官から各都道府県あてに財政運営上の留意事項が通知されておりますけれども、まず、この50%ということになりますと、50%が96億5,800万。それから砥部町の基準財政収入額を引くということになりますと、もちろん全部を合算してますから、下水道の分がどれだけになるかというのはまずありえませんが、もし町の財政が、収入が60%あって40%が不足分であるとすれば、この96億5,800万から40%しかいただけないのではないかと。そうしますと、非常に大きな額が過剰に予算計上されておるのかなと、計画されておるのかなという危機感を非常に持っておりますので、私の考えが違っておりましたらまた教えていただけたらと思っております。あの、総務省の方が言っておりますのはですね、使用料金につきましては積極的に使用料金の適正化を図りですね、地方公営企業法の財政規定に基づいて新規に着手する団体にあっても、企業会計法を実施するように、このようなことを通知しておるかと思っております。まず今我々が徴収されるお金としましてですね、雨水分は公費で行いますよと、それから汚水分は私費で、自分の方でいわゆる受益者が負担しなさいよと、独立採算制の原則を踏まえて適切な使用料徴収を行っていくこと。各団体は安易な一般会計からの繰出しを行わないように計画しなさいよということを提言していると思っております。今後は一定の使用料金の徴収を前提とするような方向にも検討がされていくように書かれております。また雨水・汚水の資本費の対比をみますと、雨水が3、汚水、いわゆる生活廃水の汚水部分が3と計算されておるんですけども、決算を行いまして、その決算から見ますと、全く数字が逆転されておまして、雨水が3、汚水が7と、このような決算が出ております。それによりまして、今後、公費負担分ので

すね、雨水に対して、今いわゆる7の部分に対してですね、やはり検討しようということになりますと、砥部町の場合は雨水の処理については管を入れないわけですから、いかにこれらが減っていきますと、需要交付税措置分が減っていくのではないかと、このように思っております。私が町長に提言したいのはですね、ろ過方式が今度変更になります。これを最大のチャンスとしてですね、下水道が砥部町にとって最大の重要課題なのか、これからの高齢社会に財政は大丈夫なのか。町民が心配する破綻の町にはならないのか。その根拠は町民に示すことが出来るのか。これらの問題をしっかりと検討する必要があるのではないかと考えます。急がば回れです。勇気があることですが、一度立ち止まって再検討すべきではないかと思えます。いかがでしょうか、町長の考えをお知らせください。

それから、山村留学センターの話なんですけど、教育長の方からご答弁をいただきました。本当に山村留学制度、私も去年の10月、秋祭りに高市地区に入っていました。その時に言われましたことはですね、「土居さん、この子供たちがいなくなったら、祭り出来んのよ。」と。たまたま私の家の近所に、高市地区からお嫁さんにきていらっしゃる方がいらっしゃいまして、「土居さん、私らが子供の時、100人子供がおったのよ。」と。まあこういう話です。しばらく祭りも途絶えていたけれども、留学センターが始まって、やっとお祭りが、もっとも縮小されたお祭りが今現在行われている。もちろん祭りだけじゃないんですけども、そのように本当に伝統的な行事を伝承していくためにもですね、この留学センターというのは非常に地域に貢献しているのかな、とこのように感じます。ただ、私たちが心配するのはやはり財政の問題なんですよ。先ほど教育長さんの方から、県の方も理解していただいて、財政の支援が受けれますよ、というお話でしたから、多少安心もしておるんですけども、やはりこれは本当に、生きた訓練の場であるんじゃないのかなと、このように思っています。しかし、今のままの留学センターでいいのかどうかと。やはり私たちの、その当時のいわゆる総務文教常任委員会の全員のメンバーはですね、特色を持った留学センターにしなくてはならないんじゃないか。やはり2箇所を視察しました時に、本当にその担当者の方たちの熱の入ったですね、意見をあるいは考え方を聞かされてですね、私たちの方も本当に真剣にこれを考えていかなければならないのではないかとこのうふうになりました。なにか継続するのか、廃止するのか、というところですね、私たまたまこの間、中学校統合の審議会に傍聴に行かさせていただきましたけれども、やはり地域にある歴史というものの重さをですね、つくづく感じたわけなんです。ですからこれを考えますときに、プロジェクトチームを早めに作りあげまして、長期間この問題について検討して、砥部町にとってどんなメリットがあってどんなデメリットがあるのかそこを洗い出してですね、継続するのか廃止するのかということに結論を付けるのがベストではないのかなと思っておりますけど、教育長さん再び申し訳ないんですけど、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、女性の模擬議会ですけど、本当に前向きにご答弁いただきましてありがとうございます。前回におきましては、私も個人的な思惑が入ってはいけないと思ひまして、皆さんにお知らせすることもしなかつたんですけども、やはり女性が50%生活をしているわけですから、やはりいろんな会合におきまして、もっとも女性の登用といいま

すか、参加が必要なことでないかと思っております。そういう点では町長さんと同じような考えだと思しますので、是非前向きに取り組んでいただきたいと。よろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 交付税措置につきましては担当の係より答弁をさせていただきます。それから、先ほど急がば回れということで、もう一回下水道を見直したらどうかと。私、ちょっとひとつだけね、ここは違うんですよね。やっぱり議会でご議決をいただいて、皆でやろやということあげたらですね、もう決まって、そしてまた急がば回れ。これは私はいかがなものかというふうに思います。やっぱり正直言って、私も皆さんとご相談しながらこの公共下水道事業は進めてまいりました。私も何度も通って、土地の交渉その他も、本当に私は一生懸命やらせていただいたというふうに自負をしております。そういうふうにして、皆さんとご相談をしながら進めてきた事業に対して、今もう一回急がば回れ。やっぱりもう一つ言えばチャンスを逃すなというのもあるわけです。そういうことでせつかく私は、ここまで議決もいただいて、議会の皆さんと共にこの下水道事業をやるということであれば、私はいい方法はないかということで、これからは私は進みたいというふうに思います。そういうことで、皆さんと共に、私はもちろんご相談を常にしながら砥部町にとっていい下水道ができる、そして財政的にも耐えるものをやはりやっていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺がちょっと私、今日の土居議員さんと意見が一致しているなど思っていたんですけど、今のご意見聞くと、若干違いがまだあるなというふうに思いました。そういうことで、ご意見としては当然賜っておりますし、その検証をし直すというのにも必要かもしれませんが、それはあくまで過去のことであり、これから前向いて砥部町の町民の皆さまのために、生活の利便性、そして健全財政を守っていくにはどうすればいいか、それを考えていきたいというふうに思っております。

また、女性議会については意見も同じでございますので、この点については今後、いろいろお話をさせていただいて進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（栗林政伸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 土居美智子議員さんの再質問にお答えいたします。特色を持って運営をというお話しでございました。現在の山村留学センターにおきましても、地元の方々のご協力をいただきまして、先ほど申し上げましたように、年間を通していろんな自然体験的な、その山村の特色を生かした体験活動というのを展開をしておるところではございますが、またいろんな方のご意見をいただいて検討させていただきたいというふうに思っております。財政的な問題につきましては、先ほど申し上げました。確かに、過去かなりの財政負担があったわけですが、このセンターの持つ教育的効果、意義に対して県の方が支援をしてやろうというふうなことでございますので、若干和らぐことがあるのかなというふうに思っております。全体の将来に向かっての考え方につきましては、いろんな方のご意見もいただき、山村留学センターの運営協議会という組織もございまして、地元の方々の、支援をしていただいている皆さんの声も拝聴したいというふうに考えております。そこらあたり、いっぺんにすぐこうするとかいうのではなくて、今までやってきた意

義、そしてその効果、あるいは地元との繋がり。先ほどお話もございましたように、祭りが復活できたということもございます。そういったものも含めて総合的に考える必要があるというふうに思っております。参考までですけれども、先ほどご質問の中にありました、視察されました長野県の小谷の留学センターですけれども、今までは年間を通しての留学制度を実施しておりましたけれども、新年度からは短期の体験留学に制度を改めるというふうな運営方法を変えるというふうなことを聞いております。その原因がどこにあるのか、私どもは聞いておりませんが、そういったことも参考にしながら将来に向かっては十分検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 東岡課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず、下水道事業の交付税措置の件でございますが、ご承知のように普通交付税と申しますのは、先ほど議員さんも言われましたように、自治体が基準財政需要額と、基準財政収入額とを一定の基準より算定をいたしまして、調整率による調整を加えまして、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に対しまして、その差額が普通交付税として交付されるものでございます。交付税措置と申し上げますのは、基準財政需要額への当該経費の算入のことでございまして、下水道事業の場合で申し上げますと、現行制度では起債償還金の50%が交付税措置されるということになっておりまして、交付税算定時に基準財政需要額に算入されるということでございます。つまり、再算定年度の下水道事業の償還金の50%分を基準財政需要額に計上するというところでございます。次に繰出金の関係でございますが、これは議員さんも言われましたように、雨水公費、汚水私費の費用負担の原則の元に、公費で負担すべきものが地方財政計画の中に計上されておるものでございます。雨水分に係る資本につきましては、中長期的に雨水汚水全体の7割になるとの前提にたちまして、地方財政計画上、7割を公費負担として計上されておったわけでございますが、分流式の普及によりまして、雨水分の比率が一貫して減少傾向にあるということで、現時点での決算における雨水分の資本比率というのは、先ほど議員さんも言われましたように、約3割となっておりまして、下水道繰出金についての実態を踏まえた上で公費負担の必要性を明確にしまして、合理的な財政措置をするということが必要ということで見直しが行われたものでございます。この見直しにつきましては、先般の土居議員さんのご質問にありましたように、昨年、見直しが18年にごございました。これにつきましては、まず分流式の場合につきましては、雨水は1割としますということでございます。そして、新たに汚水の公費負担が決められまして、汚水の公費負担分につきましては、処理区域内人口密度に応じて、償還金の2割から6割の5段階を区分して公費対処するというところでございまして、人口密度が高くなれば公費負担は下がるということになっております。まず、処理区域内人口密度が25人未満の場合は6割、25人以上50人未満の場合は5割、50人以上75人未満の場合は4割、75人以上100人未満の場合は3割と、100人以上は2割というふうなことになりまして、これに雨水の1割を加えるということでございます。したがって、本町の場合を例えますと、供用開始までにつきましては、処理人口密度がございませんので雨水1プラス汚水が6になりますので、公費負担については7割とい

うことで、交付税措置が変わりません。ただ、供用開始の2年目以降につきましては人口密度が25人から50人未満になりますので5となりまして、1の雨水分足しまして6ということで、7割が6割になるということでございます。これが1割減少になった分がこの交付税措置にどのように影響するというのは現時点では国から具体的な指示がございませんので申し上げることが出来ないわけですが、今後これらの情報につきましては、情報収集いたしまして、経費削減、コスト削減に努めまして、影響がないようにしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） まず、町長からのご答弁の方から入りたいと思います。下水道の財政の問題です。私、おそらくこのようなお返事が返るだろうと、もちろんそれ承知の上で下水道の見直しを発言する、この覚悟はですね、本当に両手突いてもいい、土下座してもいい、どんな批判浴びてもいい、なぜ私がこれだけ強く言うのか、実は私ここにひとつの棒グラフ持っています。これは国土交通省が14年度の決算の中で作成したものです。借金が減らないんです。右肩上がりで、ずっと上がっているんです。これを見たときに、この工事をするのであれば、住民に本当にどれだけ、いわゆる使用料金が幾らに設定したらどんなふうになるのか、何が増えていくのか、借金はもしかしたら返済していきますから減るかもしれないけど、逆に一般財源から、一般会計から、いわゆる借入金が増えているんです。この現実を私たちが見たときに、どのようにして町民の皆さんに説明をするのか、私は、何人にも言われています。「土居さん、1回議会で決まったことじゃないか。」それも言われております。だけど、こういう国土交通省が作成した棒グラフを見せられたときに、私たちが本当にいいのかどうか、じゃあ3千円の利用料金を取ったときにどれだけの規模のものが設置出来るのか、本当に80%のときはどれだけのものになっていくのか。赤字が増えていくのか。60%だったらどうなのか。いろんな資料を見てみましても、大体50%から60%までが接続率、いわゆる収入率と言ったらいいんですかね。100%なんか、こちらの表を見ますと、100%にするためには、砥部町の場合でしたら人口密度が25から50になると先ほど東岡課長の方から言われました。これで100%の経費を回収しようとしたら、月6,146円徴収しなさいよと、こういう実数字まできちっとできる表を見たときに、果たして議会に通ったからいいのか、じゃあ議会を通ったんだから、議会が責任持つのか、この問題が起きてくるかと思えます。それから先ほど東岡課長さんが言われました基準財政需要額に50%を算入できますよというのは言われましたですね。我々の手元に届くときはそれから財政基準収入額が差し引かれるわけですよ。それは、おそらく一個一個の費目ではないと思います。トータルして幾らと。砥部町として幾ら、ということであれば96億円が丸々入るのではないのではないのか、この懸念が私にはあります。そうすると私たちに頂いた財政の計画表というのはまったく成り立たない。大体今、2万人の町村において、下水道工事をした場合、年18万くらいの利用料金を頂かないとやっていけない。それでも一般財政借入金がぐんぐん増えてくる。財政がマイナスにならないと、マイナスでない、ゼロにならないと。こういうことが報告されている中で、いくらきれいに健全財政をやりますと言われても、我々は本当に今がちょうどいい

チャンスです。ろ過方式を変更するその時点の時につかまえて、もう一度真剣にこれは考え直すべきじゃないかな、でなければ本当に我々が破綻の道に転落していくのか、あるいはやっそこさ思いとどまっても福祉関係、教育関係の費用は削減されていくのか、町民税が上がっていくのか。こういう議論が当然なされる。私はお願いしたいのは、本当に職員の皆さんも一丸となって、この財政のことについて考えてほしいと思います。もちろん町長の公約でありますから、我々だってすべてを無げにしようという考えはありません。良い物はどんどん取り入れたい。だけど私たちに現時点に知らされたものは、利用料金すら住民説明会の中で明確にされてない。近隣の町村の利用料金がこれほどになっています。松山市、東温市、それぞれの町の料金が手元に示されただけで、砥部町としてはどれだけっていうお金は、もちろん工事費用は変わりますけれども、現、今計算されている費用の中で計算した場合に砥部町はこれだけになります、この答えすらも出来てない住民説明会を見聞きした時に私は、砥部町の皆さんは本当に寛大な心をお持ちの方だなとこのように考えました。もう一度、本当に今やっているこの工事が砥部町にふさわしい工事なのか、どうしても下水道をやらないといけないということであればですね、規模として一点に集中して購入するのがいいのか、2億5千万もかけてポンプアップしなければならない所に工事をするのがいいのかどうか、多くの問題を抱えています。私も今までは決まったことですので、黙ってはおりましたけれども、やはり今のチャンスをつかまえてこれを言っておかなければならないと思って今日発言しております。また下水道の財政問題のこれからを研究している会があります。その中で交わされた意見の中に、人口密度の低い所、効率の悪い所に財政措置をすることが、下水道財政のためになるのか、このようなことまで発言されております。ぐんぐんぐんぐん下水道に対する国の考え方は厳しくなっております。もちろん下水道が完成するとき、私たちの命が有るのか無いのか自分でもわかりませんが、30年もよう生きていないと思います。真剣に考えていただきたい。それで住民の皆さんに絶対大丈夫です、これだけの料金です、と言える所まで皆さんで諮って計算していただきたい。もちろん今回のように1億円の資本費がマイナスになった場合には安くなりますよ、けどもしかしたら、他の不足の部分で値上がりがあるかもしれない、それらを考えたときに、本当に真剣に考えなければならない問題じゃないかな。もし今でしたら、いわゆる運営の方式はPFI方式であったりPPP方式であったりとか、今流行りの市民債、町民債を、町民債と言うんですかね、発行してですね、というふうに町民の方からの投資を受ける方法とかいろんな方法ありますけれども、その前に、この今現在計画されておる、いわゆる下水道事業団が我々に提示している、この下水道の規模が砥部町において的確なものなのか検証していただきたいなど、このように考えております。本当に泣きたい気持ちで今言っているんです。これから先、私が砥部町内において非常な批判を浴びるのは覚悟の上なんです。それぐらい、やはり現実を、こういう数字を、国土省が出している数字を見せられた時に私たちは、まあまあ行けるがなど、いう気持ちではやれない。将来の子供たちにただでさえ地球温暖化において負の、マイナスの負担を背負うとする子供たちに、これ以上のことを背負わすことはないんじゃないか。今、留まるしかないんじゃないかなと、このように思って発言しました。終わります。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君の質問を終わります。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番、玉井でございます。3点についてお尋ねをいたします。1点目、財政問題についてですが、先ほど土居美智子議員さんの公共下水道問題と併せて、ちょっと重なる点がありますが、ご了解のほどお願いするとともに、ちょっと声が悪いのでいよいよ聞き取りにくい面があるかと思いますが、併せてご了解いただきたいと思いません。

さて、三位一体で国庫補助負担金が削られる。税源移譲もやられない、そこに交付税の切り捨てだということになりますと自治体全体が福祉や教育や暮らしを守るという本来の機能を果たせなくなるということですから大問題です。結局は鳴り物入りの小泉政権での三位一体論は政策案がない崩れた見通しの甘さであったことを証明しております。また、最近のとべ広報では、公共下水道の話の連載と、砥部町行財政改革が主なものです。そこでお尋ねいたします。7点でございますが、平成18年6月に説明がありました砥部町財政健全化計画には次のように書かれています。1、健全な財政運営をしていくためには、町債の発行を極力抑え、起債残高を減らしていかなければなりません。その結果として、公債費の減額を図り弾力性を高めていきます。健全化計画の見通しの中では、普通会計の町債残高は60億円まで減らせる見込みですが、公共下水道事業に着手することから特別会計の方で町債残高が膨らんでいきます。平成23年度以降は、町全体の町債が100億円を超えることとなります。今後の財政運営では、特別会計側の公債費負担を考え、できるだけ普通会計での町債発行を抑えておく必要があります。と書かれています。一般会計平成31年度、58億5千万円。公共下水道特別会計、57億6千万円との計画ですが、果たして計画通りにいくのかどうか問題です。参考までに岸和田市が2市合併で、公共下水道計画をされておりますが、維持管理費計画が10億円の勘違いがあり、現在大きな問題になっています。12月議会の時に質問しています。県営かんがい排水事業は昭和46年、総事業費10億4千万円が21年後、平成4年には67億600万円と約7倍に跳ね上がり、特別助成金も平成17年度までに、9,200万円、後8年で3,700万円の助成計画です。建設事業費は、平成10年度から平成13年度にかけて、ごみ燃料化施設RFD、文化会館、小学校大規模改造計画を行ったため大幅に増加しています。その後、財政事情を考慮し、建設費を抑制したので減少していると言われております。町債は、短期間で多額の資金を要する公共施設の整備には欠かせない財源です。償還金は将来に大きな負担を残し、財政を圧迫する要因となります。町債に適正管理が健全化のための重要な事項となります。今後は公共下水道特別会計でも町債を発行することになるので、普通会計だけでなく町全体として町債の適正管理が求められています。そのため、補助金・交付金・負担金は無駄な補助金等は減額すべきですが、各種団体の活動などは補助金が頼りです。一方的ではなく理解を得るべきではないかと思えます。使用料手数料の見直しで4月から50%平均値上げの提案がありましたが、算出コストを元に改革推進本部で計算されたとのことですが、再度詳しく経過説明をお願いいたします。最後に、国においては「庶民には増税、大企業には減税」という安倍内閣の逆立ち税制です。それに合わせたように砥部町も平成19年は住民いじめの負担増です。その原因は、公共下水道建設の236億

円がネックになっていると考えます。今からでも遅くはないはずです。計画変更すべきだと考えますが、いかがでしょうか。財政問題についての7点について町長のご所見をお伺いいたします。

次の問題。ごみ有料化についてですが、砥部町ごみ有料化実施計画（案）が町ホームページに掲載されています。ごみ有料化とは、日常生活に伴って家庭から発生するごみの排出者自身のごみ処理費用の一部をごみ袋などの手数料として負担を求めるもので、ごみの減量、リサイクルの推進及び負担の公平化などを主な目的としております。実施によってごみの排出者の負担がより明確になるほか、町民のごみ問題に対する意識が一層高められ、最終的にはごみの発生抑制・排出抑制が図られることを期待するものであるとB4判12ページにおいて書かれています。ごみ問題も2年前に質問していますが、再度お伺いいたします。5点ありますのでお尋ねいたします。1点目、住民の負担なしに、無料で収集・処理・処分してきたというが、ごみ処理事業は、諸経費として別途に住民から住民税などとして徴収した一般財源で事業を賄っているのです。住民が費用負担なしにタダでごみ処理をしてきたという認識は、事実と反しています。ごみの収集・処理・処分の事業はこれまで有料でありました。無料であったような誤解を与える最近の有料化論には、明らかに事実誤認があるし、住民を惑わす極めて危険な世論操作です。どう説明されるのか。

2点目、有料化が安定的減量化に効果があるとする認識や見地にも疑問を感じます。自家処理は、集合住宅や過小住宅に住む住民には無理な状況があるし、その上、現在消防法で野焼きは禁止されています。有料化先行自治体においても、ごみの安定的減量化に成功していません。むしろ有料化の半面で、山林、農地などで不法投棄が多発し、市町村間でトラブルを引き起こしています。不法投棄も以前から指摘しておりますが、不法投棄の禁止はできるとのお考えかお尋ねをいたします。ごみ有料化導入の背景には、廃棄物懇談会、平成6年、10年前でございますが、9月に町内集会所にて廃棄物懇談会を39回開催。参加者1,425人よりごみ有料化等についてアンケートを取り、早急に導入41%、すべきでない36%の回答があったと言われましたが、いろいろ聞いてみますと知らない人が多い。議事録はあるのか。あればお知らせください。有料化問題は、議会で審議の結果、指定ごみ袋購入時において、レジ袋のみ有効とのことで、町内の商店に薄い袋をと了解をもらい実施したものである。現在有料化、私はこう思っていますが、17年度決算では、ごみ袋売上金130万6,073円の利益があり、これが40円になると売上金幾らの算用しているのか。県内20市町のうち有料化未実施市町は、砥部町を含め4町となっている。砥部町のどこが未実施であるのか具体的にお答えください。全員協議会の説明では、早い時期に、ごみ有料化について、各地区に説明会を開催するとのことでしたが、計画はどうなっているのかお知らせください。なお、広報1月号に町ホームページに掲載されていますと書いてありますが、それで説明責任を果たしたとお考えか。また何人ホームページを見た人がいましたらお知らせください。広報1月号にごみ有料化についてご意見を提出してくださいとの記事がありましたは何件意見があったのか併せてお答えください。町長のご所見をお伺いいたします。

3点目、臨時職員の正職員化についてお尋ねをいたします。町例規集の町職員の臨時的

任用に関する規則は、第1条、この規則は、地方公務員法第22条第5項の規定に基づき職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。第2条では、(1)災害その他の重大な事故のため、地方公務員法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間、その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合。(2) 臨時的任用をおこなう日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合。第3条 臨時的任用の期間は、町長の承認を得て6月を超えない期間で更新することができる。と明記されています。さて、10年前に町職員の採用について採用試験もなしに採用されたうわさがあり、一般質問しています。最近では、職員採用は募集されていますが、問題は臨時職員の身分の問題です。昨年国会での予算委員会で、わが党の質問において、労働者派遣法に基づけば、とうの昔に正社員となっていたはずの人たちが、身分は派遣のままで、正職員と同じような仕事をしているのに、正職員の半分以上の賃金で違法に働かされています。との質問に、安部総理大臣は、法違反は厳正に取り締まるとも言明され、法律が厳格に運用されれば、製造業では1年、その他の業種では3年、と正社員の道が開かれると言われていました。砥部町も同様ではないか。6点についてお尋ねいたします。恒久的に考えられる職務に従事させる職員を雇用期間を限って雇用するということが妥当性を欠くものであるから、原則に定数以内での臨時職員の採用は行わないものとする。現に雇用されている臨時職員は、配置の合理化を図ることにより、安易な再雇用又は雇用期間の延伸を極力避けるとともに、速やかに順次、定数内の職員に切り替え、計画的かつ斬新的にその数を減少させること。定数内に切り替えられるまでの臨時職員に対する給与その他の待遇については、一般職員との均衡を考慮し、順次改善を図られたい。一般職、22条職員の身分であったものが何故日々雇用になったのか説明を求めます。特に幼稚園・保育所は専門職です。現在、職員は何名で臨時者は何名か。子供の教育のことを考えると臨時職員では力が入らないと考えますが、いかがでしょうか。私の質問に対して、一般職、特に幼稚園等の職員に関しては、臨時22条は3年も4年も臨時を22条でやってあるというようなことで、要望もあったというようなことで、町としまして、試験用紙を作りまして、面接をかわして、5名のうち3名を正職員にいたしました、当時、平成11年の高市町長の答弁です。臨時職員は正職員の半分以上の賃金で、働かされています。行政の責任で改善すべきだと考えますが、以上のことを踏まえて、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 玉井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。砥部町財政健全化計画の中からご質問をいただきました。

まず、ご質問の7点のうち、まず、1点目から4点目までを総括してお答えします。財政運営につきましては、今後ますます厳しくなる財政事情を考え、それを乗り切るために、財政健全化計画を定めました。この計画に沿って収支の改善を図っていきたく思っております。なお、町債は、財政運営に大きなウェイトを占めますが、償還を長期的に考えたうえで発行してまいります。一般会計では、制度的なものである臨時財政対策債の発行が、見込みより多くなっていますので、計画より残額も多くなっていますが、下水道の工事費

みの減量化は、堆肥化などの自家処理だけを指すものではありません。ごみの分別を徹底することや、今あるものを長く使うこと、商品を購入するときには、リサイクルできる物を選ぶなど、住民の皆様一人一人の意識が高まることも減量化に繋がります。また、負担の公平化を図ることで自分の出すごみに対する責任が明確になることで更にごみ減量に対する意識が高まり、安定的減量化に繋がるものと考えております。不法投棄対策につきましては、通報等があれば職員が現地を確認し、投棄者が判明すれば投棄者に撤去させ、悪質なものは県や警察へ相談して対応しております。今後も県や警察と連携して対処するとともにパトロールの強化に努めたいと考えております。具体的な防止策としては、常習箇所へ啓発看板を設置するとともに、可能であればロープやダミーカメラなどの設置を検討しています。また、町内各団体に情報提供を依頼するなどして、町内一丸となって取り組める体制を作りたいと考えております。不法投棄は、個人のモラルの問題ですので、あらゆる機会をとらえて啓発していきたいと考えております。3点目につきましては、平成6年の廃棄物懇談会の議事録を環境保全課で保存しています。内容については、アンケートの結果と併せて平成7年3月の広報に3ページを使って掲載しています。4点目につきましては、あくまで試算ですが、年間約4,000万円程度を見込んでいます。現在の排出量を基に試算しておりますので、町民の皆様のご協力によりごみが減量した場合は、当然この収益も減ることになります。ごみ有料化の捉え方につきましては、指定ごみ袋などの使用を義務付けし、手数料を徴収するなどの方法によりごみ量に応じた公平な費用負担を求めるものと認識しております。現在、燃料ごみについても雑ごみについても、どちらも指定ごみ袋の使用を義務付けていませんので、ごみ有料化は未実施であると考えております。5点目につきましては、新しい指定ごみ袋や分別表などが完成する7月頃から1箇半月程度かけて、各集会所で説明会を開きたいと考えております。具体的な日程については今後区長さんと相談して決めたいと思っております。広報1月号の記事につきましては、これはパブリックコメント募集の記事を掲載いたしました。議会にもお配りいたしました砥部町ごみ有料化実施計画（案）についてのご意見を広く町民の方から募集するもので、この計画案をホームページに掲載するとともに環境保全課、広田支所で閲覧できるようにしております。また、各区の区長さんと廃棄物減量等推進員さんにも配布しております。ホームページを見た件数は、パブリックコメントの募集期間中、9,399件でございました。そのうち計画案の閲覧は43件で、制度内容に関するご意見の提出はございませんでした。

次に、臨時職員の正職員化についてですが、定員管理については、平成18年3月に策定した定員適正化計画に基づく削減計画の中で、部門ごとの適切な人員配置に努めていますが、今後も最小限の範囲で臨時職員の任用は必要であると考えております。臨時職員の任用は、一時的な行政事務の増加や欠員に弾力的に対応するものであり、恒久的な職への採用はできないものと考えております。また、臨時職員の給与等については、一般職員や近隣自治体の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。日々雇用の件につきましては、地方公務員法第22条の規定により一定の期間を定めて任用し、給与について月額により計算するというものであり、給与が月額により計算されていたときと身分の変動

はございません。今、保育所と幼稚園の運営は、保育や子育て支援、幼児教育を取り巻く環境が変化していることなどで、国の方針が変わってきており、現在の町内の施設は、抜本的にそのあり方を見直す時期にきていると思われまます。3月現在の保育所の常勤職員は46人で、そのうち臨時職員が27人。幼稚園の常勤職員は19人で、うち臨時職員が6人となっています。このような中で、現在、医療技術大学の村井教授を座長に、幼稚園、保育所運営検討懇談会を設置して、運営のあり方を検討しています。この報告を待つて具体的な対応を決めたいと思います。合併特例債の活用も視野に入れ、砥部町の生活実態に合った選択をしなければならないと考えております。以上で、玉井議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 答弁をいただいたんですが、抜けとるといふか、この計画についての中に抜けとることがありますので、再度お尋ねいたします。

健全財政計画の中に財産収入として下水道用地の売却収入の見込みとなっていますが、これは幾らで計算しているのかお尋ねします。それと、公債費の償還利率2%と見込んでいますが、30年の間、利率が変更しないはずがないと考えられる。県営かんがい排水事業も利率が4.75%~6.50%と大きく変動したため、返済に計画予算より1.7倍もかかったのではないかとということでございます。なお、町債現在高は、利子は含まれていませんと書かれていますが、この計算はいかがでしょうか。建設工事費は、財政事情を考慮し、建設費を抑制したので減少しています。と言われていますが、当面、中学校、小学校体育館の新・改築計画があります。数字が大きすぎるのと専門用語のため理解できにくいので、17年度見込みは借金103億9,900万円。貯金6億3,400万円となっていますが、19年度はどのように変わるのか。また、一人当たり幾らになるかお知らせください。6つの特別会計がありますが、一番大きな問題は、公共下水道です。これが普通会計で運営するのですから、当然、他の会計に影響してきます。使用料手数料の値上げを始め、ごみ有料化、幼稚園の授業料、医療、介護保険の値上げが目白押しではないでしょうか。ちなみに、松前町は公共下水道見直しをし、周辺地域は合併浄化槽に計画変更しています。そして、先日研修に行きました岡山県高梁市の環境部長は「公共下水道加入率82%だが、企業会計で運営していますが赤字のため、一般会計からの持ち出しで一般会計は大変です」と言われていました。財政問題は、公共下水道計画のときから反対し指摘してきましたが、まさにそのとおりで、住民泣かせで、北海道夕張市になるのではないかと心配している町民もいますが、町長のご所見を再度お伺いいたします。

次に、ごみ有料化についてですが、市町村は、ごみ問題に係わる情報を積極的に公開・開示する責任があります。市町村が問題を解決しようとするなら町民や団体の協力が必要です。そのためごみ問題の情報を開示し、学習を期待し、判断をうながし、解決につながる住民要求を積極的に集約・組織することです。原則的には、収集・運搬・処理・処分の事業の一切は、市町村の手で一般財源を使って行うことが建前となっています。しかし、砥部町は民間委託の方が安い経費で済むなどの理由で業者委託にしています。民間委託では収集・処理・処分などの個別的、部分的な業務だけが、ごみ処理事業の特性というべき

総合性などを無視して委託され委託費以上の機械的仕事以外期待しにくい決定的な違いがあります。14、5年以前になります。厚生委員会で沼津市に研修に行きました。直営のため職場では、処理しやすいからと、なんでも焼却してしまうのではなく、徹底的に分類しリサイクルすることが経費節減、施設の延命、地方財政に寄与するとの考え方で、担当者が自発的にビデオを作製し、各地区に説明に行き、地区集会を開催し完全分別の説明をしたそうです。そして、新入社員研修はごみ焼却場からの出発です。再度お尋ねいたします。平成6年の町内説明会でのアンケート結果により41%の賛成があったとのことで値上げの計画と言われましたが、反対も36%あったことを頭に入れるべきです。また、ホームページでのごみ実施計画と協議会での説明会での資料はぜんぜん違います。住民説明会ではどちらを使用するのか。昨年の説明会では、年明け早々との説明であったのが、協議会で説明では7月から、今町長が答弁されましたが、7月からの説明となっており、有料化は19年10月1日からと決まっているようです。これは、説明会ではなく押し付け説明ではないかお尋ねします。最後に、RDF施設は焼却施設よりも維持管理に経費のかかる施設だが、埋め立て処分している焼却灰が出ないため埋め立て処分場の延命化が図られる。今後は、千里埋め立て処分場の延命化のためにも、ごみ減量化を図る必要があるといわれますが、平成13年度に供用開始された固形燃料の焼却委託期間は、聞き間違いかも知れませんが、10箇年と聞いていますが、契約が切れたとき処置の対策はあるのかどうなるのかお尋ねをいたします。

次に、臨時職員の正職員化についてですが、私もサラリーマン生活43年経験しています。実感としては、臨時職員の存在は当局にとって大変都合のよいものです。賃金などの労働条件を極端に低く抑えることができ、人件費を節約できる。同一職場に待遇の異なる者を置くことによって、正規職員の労働条件改善へのブレーキとすることができる。期限が到達すれば、当局の都合によって実質的に解雇することも再雇用することも簡単にできる。法的に問題があることを十分承知の上で導入しているものではないでしょうか。臨時職員の身分の取り扱いについては再度申し上げます。そこでお尋ねいたします。町例規集は国で言う憲法です。条例集は、臨時的任用は第2条、災害その他の重大な事故のため、後任又は転任の方法により職員を任命するまでの間、その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合。と明記されています。前町長の高市さんは、採用3年経過若しくは30歳未満の22条職員は試験をし、正職員に切り替えたいとの答弁でございます。特に、若い臨時職員は、現在日々雇用でも正職員に採用されると思っているのではないかと。特殊技能を持っている、保母、幼稚園の臨時職員は特に採用されるべきだと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今、玉井議員さんから再質問いただきました。大変たくさん科目がございますので、私だけではお答えが出来ません。それで、今後、私ももちろん勉強しておかなければいけないんですけど、適切にお答えができるような方法を何か今後勉強を私どもしていきたいと思っておりますし、また議員さんの方からもご指示をいただいたらというふうに思います。議員さんの方は、原稿で次の質問を用意されておると、私ども、聞くだ

けで正直なところ精一杯でございます。そういうことで、担当の方からまた、答弁をさせていただきます。それと、中でですね、町の町債を含めての、いろいろなこれから事業をしていく中で、学校の改築等もあり、これ大変だということで、当然町債が増えていくではないかということで、ご意見をいただきました。これにつきましても、健全化計画の中で、もちろん一時期町債がはるときがあっても、できるだけ事業を減してやりくりをしていくということで、企業でいうキャッシュ・フローであったり、ご家庭でいうやり繰りであるかと思えます。町においても、どうしてもやらなければならないものはその時期を逃さずに、やっぱりやらなければならないというふうに考えております。そういうことで、町債が膨らむときも、当然出てこようかと思えます。出来るだけ膨らまないようにしたいと思えますけど、そのときもやむを得ないのではないかと思います。しかし、お金をどのようにして払っていくのかという過程だけはきちんと把握してお金を使っていきたいというふうに思っております。それから、下水道の関係につきましては、また担当の方からあれをさせていただきます。それから、ごみ有料化につきましては、地域への説明が押しつけになるのではないかなということもご意見いただきましたが、これにつきましては、広報等でもご説明しておりますし、また区長さんにも先般説明をさせていただきました。そういうことで、あと各公民館で町の職員が行ってご説明をするということにしておりますので、それにつきましては、ご理解をいただきたいというふうに思えます。それから、大事なところで、臨時職員さんの正職員化ということで、いただいております。今、私も感じるのは、保育所の先生の半分以上が臨時職員であるということ。これについては、私も心を痛めておりますが、今、幼保一体化をどうするかという議論がなされているところでございます。そういうことで今しばらく猶予をいただいて、この点についてはよく勉強していきたいというふうに思えます。また、臨時職員の方が、3年後くらいには正職員になるというようなお話もございましたが、今の砥部町の方針としてはあくまで試験で採用していくということになっておりますので、その方を優先するというのが出来にくい状況にございます。確かにこれからの中で考えなければならないのは、もちろんペーパーテストも大事ですが、その人間性も大いに論議されて、採用の中のポイントになる必要があるというふうに思っております。しかし、この人間性とか、そういうものについては人のそれぞれの主観というものが、かなりの部分を占めます。そういうことで、私としては本当はやっぱり明るい子であったり、いろんな面で企業が採用するような方式をとりたい。しかし、こういう公の立場であればやはり基本的にはまず試験で、4名採用するのであれば、8名までは成績順に残すと、そういうような方向でやはりやらなければならないんじゃないかなというふうに考えております。その他につきましては、担当係より答弁をさせます。そしてまた、答弁が抜けておる点につきましては、再度ご指摘をいただきましたらまたご答弁を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 玉井議員さんの財政に関するご質問に対してお答えいたします。まず、処理場用地の普通会計から下水道会計への移行の問題が1点あったと思えます。それにつきましては、18年度から21年度までで下水道会計が買い戻すということ

でご説明をしておると思います。額として、先行用地取得事業債で10億ございますが、それを4年間で買い戻していただく。全体では11億ほどの処理場用地だったと思いますが、買い戻していただきます。下水道会計側は、これは2分の1を国庫補助、残りの分を下水道事業債を出して買い戻すことになりますから、この残り5億ほどになりましょうか、これが起債として残るのではないかというふうに思います。これらの償還については健全化計画の中に、下水道の方の繰出計画の中に含まれるものでございます。次に利率の問題でございますが、現在借り入れておる状況では2%を切る状態で、幾らという率までは手元にはないんですが、1%台で借り入れております。長期的にみましてもは上昇傾向でございますので、2%でいけるのかというところは、平均的なところで2%と考えておるというふうにご理解いただけたらと思います。それから、この19年度予算との関係でございますが、19年度普通会計の方で、町債を4億4千万ほど借りる見込みにしております。これを町民1人当たりいたしますと、約2千円程度の額ではなかろうかと思っております。これに伴いまして、19年度末までで町債残高が幾らになるかという見込みですが、公共下水道特別会計、農業集落排水も含めまして98億程度になろうと、ほぼ健全化計画の見込みで進んでおると考えております。それに対してこの98億の町債残高、町民1人当りにざっと計算いたしますと、43万円程度となろうと考えております。これらの使用につきましては財政係といたしましては、出来るだけ皆さんに知っていただくためにそういう分析が出来ましたら、町報、それからホームページとか、議会の皆様にも都度お知らせしていきたいと考えております。私の方で議員さんのご質問を把握したのは、ちょっとここまでしか掴めておりませんでしたので、また追加のご質問がございましたらご指摘いただけたらと思います。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 玉井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。住民説明会の資料の件でございますが、新しい資料を作成いたしまして説明をする予定でございます。また作成時期の関係でございますが、19年度当初予算に要望させていただいておりますパンフレットとか分別事典、それが出来てからということで、どうしても7月頃になりますので、ご理解をお願いいたします。もうひとつ、RDF利用契約の件でございますが、19年度末で契約が切れますが、新しい利用先が見つからなければ契約の変更は可能という契約になつてきますので、一応新しい利用先は探しているところではございますが、もし見つからなければ延長の契約をさせていただくということでご理解願いたいと思います。以上で玉井議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 反対から臨時職員の正職員化についてですが、ちょっと先ほどの答弁を聞いてみますと、臨時者が多いというようなことであるんですが、やっぱりこのことについては、経験と、勉強やっただけで採用するのではなく、それと先ほど言いましたように特殊技能の誰まれが出来んということは頭に入れてもらいまして、採用していただきたいと思っております。それでちょっと日々雇用ですので、よその町村に聞きますとボーナスが出てないというような、砥部町はそういう話を聞いておるんですがよその町村

は出とるといふようなこととございます。そこらも含めまして、やはり格差の問題がありますので、検討していただきたいと申します。

それと次に財政問題についてですが、この「庶民には増税、大企業には減税」という自民、公明両党が決めた所得税と住民税の負担増の逆立ち税制の問題を再検討してみますと住民税、個人税、配偶者所得税、その他公的年金控除、老齢年金の控除、配偶者特別控除、定率減税の廃止というように、国はものすごい値上がっております。それと併せまして、マスコミの報道でご存知の夕張市の財政は、年間予算100億円程度です。それが市の総額で630億円の負債、市は短期の資金不足を、銀行からの借り入れで補う地方債、俗にいう縁故債を利用する巧妙な手口で、10年以上も赤字を隠し続けていました。年度をまたがる不適正な会計処理で赤字決算を先送りし、赤字を大きく膨らませたと指摘されています。負担押し付けに市民は悲鳴をあげています。再建計画は市民切り捨て計画であり、市民生活を守ることはできないということとございます。みのもんたの「ほっとけない」は、夕張市民は、行政、議員は何をしてくれたのか、定年、任期が来れば「はい、さようなら」では住民はたまりません。本当に市民のことを思って活動していたのかと怒っていました。夕張市の定数は9名で、18名が9名になり、報酬費は24万円が18万円ですが、現在立候補の意思は4、5人だそうです。なり手がないうようなことと、自分で自分の首を切っているのが、夕張市の職員は150人の内半分はこの3月末で辞めるといふようなこととございますので、この辺りも考えてみなければならぬと申します。それと併せまして、公共下水道の借金はもうご存知のように半額は借金で、返済が60年。それと併せまして各種団体への補助金を減らし、手数料その他を値上げせざるを得んのかどうかということとです。また、町財政健全化計画書は「厳しい財政状況は、ある意味では私たち自治体を鍛え直す絶好の機会です。今後も進む分権型社会への対応、少子化高齢化、高度情報化、環境問題への取り組みなど社会経済情勢の変化に応じた様々な課題を克服していくために、今ここに、全職員が一丸となって財政健全化に取り組んでいきます。」と書かれています。公共下水道のための、公共下水道の建設は、先ほど申し上げましたように、住民いじめではないかと思ひます。北宇和郡松野町の出直し選挙は、町長派が統一公約を掲げ合併問題を住民投票で解決すべきとの公約で全員当選をしています。公共下水道問題は、審議会に掛けたと言われますが、夕張市のようにならないため、町長公約のとおり情報を公開し開かれた町政にすることが大切ではないかと考えられますがいかがでございましょうか。

最後、ごみの問題についてですが、今、財政は、最新鋭技術の高額な焼却炉建設の借金で、その後の高額なランニングコストと合わせて、自治体財政を圧迫しています。全国では、リデュース、リユース、リサイクルというように、完全分別のことをやっていますが、残念ながら砥部町はRDF施設のため熱量を上げるためにプラスチックなどを一緒に燃やしてしまうなど、ごみの分別・原料に逆行する事態が生じています。一方、国の計画では2010年までにごみを5%減らさなければいけない、という前提が一応ありますから、家庭のごみは、多くの自治体で減らす計画が立てられ、実際減りつつあるところも少なくありません。砥部町は、そのためのごみ有料化ではないかと考えられますがいかがでございしょうか。

か。広島市の取り組みは、2005年計画で08年度にはごみの総排出量を20%削減することを目標に掲げ、減量・リサイクル可能量を明らかにしています。名古屋市では、資源化量が2.4倍に増えて資源化貧乏という事態になり、ペットボトル1gの資源化費用として、事業所61円に対し、市が142円。負担が重いことを指摘し、その経験を通じて、「拡大生産者責任を明確にしたごみ行政に変えていかなければ、ごみの根本問題は解決できない」と提起しています。ごみを削減しようという意識を高めるためには、住民がごみになるものを買わない、使わない、出さない、分別を徹底することなど、住民の自治体への協力が欠かせません。行政の押し付けでは解決できないと思います。それから先ほど申し上げましたように、このごみ有料化の説明書とごみ有料化実施計画をインターネットで出したんですが、これ全然内容が違うんです。最後の、このごみ有料化についてを基本的に説明に回っておるといわれておりますが、これについては、値上げをする説明会じゃなしに、押し付けだと私はこう考えておりますが、この件も含めましてやっぱりごみは完全分別をするということを建前にして、やっていただけたらと思います。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君の質問を終わります。

○17番（玉井啓補） ちょっと答弁を。

○議長（栗林政伸） 答弁いるんですか。はい、中村町長。

○町長（中村剛志） 砥部町が夕張市のようにならないかのご心配をいただいております。絶対ならないとは申し上げられません。それはどのようなことが起こるか分からないということでございます。しかし、ならないようにやりたいと思います。まず、夕張市をみておりますと、私も仕事柄夕張市にも添乗で行きました。その中で、その当時は本当に夕張市というのは夕張メロンが有名であり、そしてまたいろいろな事業をしてその時代のちょう児として持てはやされていたのを思います。しかし、時代が大きく変わって今こういうような悲惨な状態になっております。そして、やはり私が言えるということは、まず、時代が変わって大きく失敗したのはもちろんあります。そして、住民の皆さんが知らなかったということ、知っていてもどうにもならなかったかもしれないかもしれませんが、まず財産状況というのが三セクの中に隠れて町の財政には見えなかったというのが大きな一つの落とし穴であったのではないかと思います。しかし、なんでも自分の身の範囲でものはやらなければならないというのは一番大事なことでありますので、砥部町においても自分が払える範囲、そういうことでよく考えて事業を進めていかなければならないというふうに思います。下水道につきましても先ほどから度々ご意見もいただいておりますし、私も前から申し上げておりますように、今後次の計画をとるときに、本当に今必要なところ、そしてまた効率のいい方法でやっていかなければならないと思います。そういうことで計画を次から年次計画立てていきますので、そのときまた皆さんからもご意見いただき進めていきたいというふうに思います。

それから、ごみの有料化等につきましてもご意見をいただいております。砥部のRDFの方式についても、これはその時代としては斬新的な物で一番すばらしいということで皆さん方が称賛をして造った物であると私は認識をしております。しかし、今となっては若干いろいろな問題が出てきたという事で、この施設についても今すぐやり変えという事はとて

も出来ませんし、この施設をうまく活用して、そしてまた、後の焼却された物をどういうふうにするかということ、焼却というか燃料になった物をどのように使うか。これが大切ではないかと思えます。そういうことでこれをいろいろと研究しながら、いい方法を考えていきたいというふうに思えます。現時点としてはそれしか方法がないのではないかとこのように思っております。

それと、職員のボーナスが出ていないということで、日々雇用になったのでそのあたりがひとつは問題になっているのではないかとこのように思えます。先般も保育所の臨時の職員の方の募集をいたしておりますが、なかなか応募がございません。そういう中で、松前町については、小額ではありますが、賞与が出ております。そのへんと砥部町がどうかと、まあ時間給において、若干砥部町の方が今、募集しているのは金額が高くなっております。そういうことで、合わせますと賞与があるないが、時間給において計算しますと、ほぼ同額になるというようなことをしております。そういうことですので、これは中身を考えていただくとあまり変わらないというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。先ほどから申し上げておりますように、今、幼保一体化の問題を論議しておりますので、この方向が決まりましたら出来るだけそういう方向にしていきたいと思えます。しかし年々少子化ということでございますので、たくさん的人员を正職で採用しておりますと、後の減ったときにまた大変な事情もございまして、そしてまた町の財政的にもやはり人件費を、今削らなければならないということで、職員自体も、一般職員自体も出来るだけ削っていく方向で努力をしておりますので、その点も含み置きをいただきたいというふうに思えます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時半の予定でございます。

午後0時17分 休憩

午後1時28分 再開

○議長（栗林政伸） 再開します。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村でございます。私は歴史遺産について質問をいたします。

2005年1月1日砥部町と広田村の合併を機に、砥部の里を巡る陶街道五十三次がスタートしました。国道33号から379号沿いに点在する自然、歴史、文化、砥部焼に関する53のポイントを自由に回るスタンプラリーです。回り方にルールはなく、53箇所は広域のため、1日ではとても回りきれないので何日かに分けても、興味を持ったポイントだけでも回ることが出来ます。スタートして2月でちょうど2年が経過し、完巡して記念メダルを取得した人が、現在1,200名に達しています。参加者からいろいろな問題点を指摘されてはいますが、町外のみならず県外からも、多くの方が訪れており、砥部、広田地区に点在する名所、旧跡を知ってもらうことのできる上で、有効なイベントであると思えます。しかしながら、このイベントを永続きさせるためには、問題点を洗い出し、その上で一つ一つを改善していかないと一過性で終わる可能性があります。ちなみに、今ま

で指摘された問題点を取り上げますと、1、ポイントの場所が分かりにくい所にある。2、駐車場がないため、近所の家の前に止めて迷惑をかけている。3、スタンプ台が雨ざらしになっている所がある。4、ポイントを示す幟が破れており見苦しい。等々であります。過日、379号線沿いにある川登水車に立ち寄った時に、主人と懇談する機会を得ました。川登水車は、明治中期に造られた別名太鼓水車で、唯一残っており、陶街道旧跡の目玉的存在であります。水車は直径5.2mあり、砥部川から引いた水を水車の上部にかけて回す仕組みで、砥石を砕く「乾搗き」と「水搗き」の両方の設備があり、現在もイベントのときには稼働させています。この水車は、嘉永元年に井岡大蔵が肥前の水車を見て、岩谷口に造ったのが太鼓水車の始まりであり、明治以降砥部川上流には砥石を砕く水車が48基ほどあり、「水車銀座」と呼ばれていたが、今では佐川製陶所に残る水車がかつての面影を残しているのみであります。こうした歴史ある水車も時代の移り変わりとともに、永年使用することなく今日に至り、維持管理がなされてないまま老朽化が進み、建物や水車の修理を行わないと倒壊する恐れがあります。製陶所の主人は、陶街道五十三次のポイントにはなっているが、今後、この建物及び水車の改築、保守にはかなりの費用がかかるため、取り壊しもやむをえないとの意向でありました。私は、この様な砥部焼の歴史に残る貴重な歴史財産をなくすることは、120年続いた砥部焼にかかる唯一の歴史的な財産を失うことであり、皆でいろいろな知恵を出し合って検討したいので、少し時間を頂きたいと申し入れをいたしました。陶街道が2年を経過してやっと町内外に認められて、定着されつつあるときに、川登水車がなくなることは、53箇所目玉を失うことであり、なんとしても守る必要があると思いますが、町長のご所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中村議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、ポイントの場所が分かりにくい所があるということですが、これにつきましては、今後も看板整備を進めることにより対応してまいりたいと思います。少し看板が高い所にあるというのが原因ではないかと思しますので、設置の場所等についても今後検討をしていきたいというふうに思います。駐車場の問題につきましては、ポイント周辺の皆様には大変ご迷惑をおかけしていることと思っております。大変厳しい財政状況の中で、駐車場用地の確保は困難であります。近隣にある駐車可能場所への案内等を含め、ご案内を徹底していきたいというふうに思っております。次にスタンプ台の雨ざらしの問題につきましては、水満田古墳公園や陶祖ヶ丘などの数箇所で、建物がないため、雨ざらしになっているスタンプ台がございます。これにつきましては、当初からある程度雨ざらしになってもいいようにということで、丸い円形の屋根の代わりにする物を置いてやったわけですが、やはり雨が中に入るといこともございますので、今後皆様のお知恵をお借りしながら野ざらしのスタンプ台を省いていくといいますか、避けていくようにしていきたいというふうに思います。次に、幟の破れ等につきましては、皆様のご指摘や職員等の巡回により、随時交換を行っております。巡回の回数を増やしたり、各箇所にボランティアを置くなどして、一日も早くその対応ができるように努めていきたいというふうに思います。最後の質問で

ございますが、川登水車の保存につきましては、砥部焼の歴史を語る上で、今に残る貴重な資料であり砥部焼産業の財産であるということは、ご質問いただいたとおりでございます。所有者のご理解を得て、保存する方法で考えていきたいというふうに考えております。早速昨日、佐川収入役が保有している佐川さんとお話し合いをしていただいております。砥部陶街道五十三次は、陶街道沿線に点在する自然、歴史、文化、観光、産業に関する地域資源を活用することにより、地域の活性化に繋げようと、始めた事業でございます。事業が一過性に終わらないよう趣向を凝らし、リピーターの確保にも努め、町や観光協会、商工会などが一体となって推進してまいりたいと思っております。以上で、中村議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 中村茂君。

○5番（中村茂） ご答弁ありがとうございました。その中で2点ほど私の考えを述べさせていただきます。まず、駐車場の件でございますが、近所の人にやっぱり了解を得てですね、やっぱり納得していただかないとトラブルの元になっていくのではないかとこのように思います。もう一点。スタンプ台でございますけれども屋根をですね、ちっちゃい屋根を作る等の改善をしていったらいいんじゃないか、大きめの屋根を、ひさしのある屋根を作って対応したらいいんじゃないかとこのように思います。スタンプを押す場合の雨の日は、手が濡れたりしますので、屋根を、ひさしの長い屋根を、簡単なものを作っていったらいいんじゃないかとこのように思います。もう一点。幟の件ですけれども、これはナイロン製に変えたらですね、布製よりかは長持ちをして、雨を弾いてですね、ナイロン製を用いたら結構長続きするんでないかとこのように思います。最後の太鼓水車でございますが、本当に私も行ってみまして、素晴らしいものが残っておるし、昔は木であったのが今は鉄板になっておるんですね。鉄板である以上やっぱり塗装もしなきゃならんということでもありますし、また、その支えている建物等がもう古くなってですね、いつ壊れるか分からないような状況であるんですね。本人としても、このままいつまでもほっといたら崩れてしまうとそういうふうな話をされておりましたので、早急にいろんなことを考えてですね、ボランティアとか募金とかいろいろな方法でなんとかこれは歴史に残していく必要があるのではないかとこのように思います。そういうことで、五十三次がせっかくスタートして、長く町の一つのペントとして成立するためにも、やっぱりいろいろな意見をお聞きして、みんなで工夫して歴史を残していきたいとこのように思います。そういうことで、今後の対応もよろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。答弁はいりません。

○議長（栗林政伸） 中村茂君の質問を終わります。12番、大野和博君。

○12番（大野和博） 12番。大野和博でございます。私は、砥部町の町単事業の負担率の見直しについて質問をさせていただきます。砥部町が合併いたしました2年が経過しました。砥部の町民の皆様が安心して生活できる地域、そして環境のよい地域で暮らせることは、町民誰もが思う願いであります。さて、町内におきましては、現在、生活環境整備事業。これは1地区事業費が100万円以上ということですが、この事業につきましては、一応町負担が現在では50%、それと地元負担が50%になっております。地元負担が50%ということは、かなり負担が大きいということで、地元が50%を出す

ということは、それだけ整備がなかなか進んでいないということで、未整備の所が数箇所あると聞いております。今後、安心して生活するためにもこの生活環境整備事業を実施する地区の負担を少しでも軽減すればよりよい環境づくりが推進できると私は思っております。そこで、この事業の地元負担率を20%若しくは30%ぐらいにさせていただきまして、そういう条例改正をですね、議会に提案していただきたいと思いますが、町長のご意見をお伺いいたします。以上であります。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の大野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。生活環境整備事業は、家庭排水対策と農業用水の確保が必要な宅地化が進んでいる地域の水路改修事業であり、本来ならば、水利権を持つ地元水利組合と家庭排水を流している受益者等が負担すべきものと考えております。目的が特定地域における生活環境保全及び生活排水対策でございますので、受益と負担の公平性を確保するため、現在は50%でご理解をいただいているものでございます。今大野議員さんより具体的に20%から30%の負担でというご意見を頂きました。今の町の状況からいいますと、なかなか20%、30%の地元負担で、後は町でというのは、非常に難しい問題があるかと思っております。しかし、生活環境も非常に変化してきたということも事実でございます。そういう中で、町がどれぐらいの負担ができるか、それによって住民の皆さんがどれだけの公益を受けるのか、そういうバランス的なことも考えてやっていかなければなりません。現時点では、50%しか申し上げられませんが、今後検討を重ねていきたいというふうに思っております。また、地元の皆さんとも十分協議をして、いい生活環境が整うように努力をしてみたいというふうに思います。以上で、大野議員さんに対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 大野和博君。

○12番（大野和博） 町長の答弁につきまして再質問をさせていただきます。今ご答弁をいただきましたが、先の質問では触れてはおりませんが、緊急排水特別事業といった事業があるそうでございます。これにつきましては、一定の要件を満たさないかんということではありますが、それは1%ぐらいと聞いておるんですが、できましたらすぐでなくて、長期にわたりまして、一挙にやるというのは難しいですが、そこらも加味していただきまして、できましたら私が質問しました事項につきまして、是非また検討していただきまして、是非とも条例を議会に提出ということで是非お願いしたいと思います。今後ともそういうことで前向きに取り組んでいただけたらと思います。答弁はいりません。

○議長（栗林政伸） 大野和博君の質問を終わります。1番、山口元之君。

○1番（山口元之） 1番、山口元之です。私は、2点について質問をさせていただきます。まず1番目に経費のかからないまちづくりのためにです。平成19年度から砥部町史上最大の事業である公共下水事業が本格的に始まり、多額の投資が必要になりますが、我々が汚した水をきれいにして、自然に返すためにも必要な事業であると思っております。しかしそのことによって他の住民サービスが著しく低下するような事がないように再度、無駄なものはないか、あらゆるチェックをする必要があります。スリムで脂肪の少ない体、すなわち経費のかからない自治体として生き抜くためには、施設の維持管理費や人件費の削減の

ための取り組みが必要ではないでしょうか。現在既に、公共施設において、一部指定管理制度を導入するなど、経費削減に努めていますが、しかしこれだけでは十分ではなく、もっと思い切った削減をやらなければ、将来の町財政に不安を残し、大半の町民の方にも不安を感じさせると思います。そこで、思い切って施設の統合を行い、施設の維持管理費や人件費の削減を図ってはいかかがでしょうか。私の提案ですが、砥部町には幼稚園、保育所合わせて6施設があります。これを、例えば「認定こども園」として1箇所にとりまとめ、現状では園長、主任合わせて12名が、統合により2名に減し、そして教諭や保育士、調理員の人数もかなり減らすことが出来るのではないのでしょうか。又老人施設も砥部町には、生きがいの家、憩いの家、福祉センターと3箇所ありますが、これを1箇所にとりまとめ、6箇所を1箇所に、3箇所を1箇所にするにより、施設の維持管理費も半分以下になり、人件費と合わせると削減効果は1億円を超えると思われまます。特に今の施設はほとんどが大規模改修の時期を迎え、さらに耐震性にも問題があり、1箇所1箇所の改修も多額の投資が必要になります。それなら新しく充実した施設を2つ建設した方が得策ではないのでしょうか。出来ればこども園と老人施設を隣接すれば、園児と老人の交流も出来、相乗効果も望めるのではないのでしょうか。その施設を利用するため遠距離の人には巡回バスを運行し、不便にならないように配慮し、こども園には通園バスを運行すれば不便さを回避できると考えます。又廃止する施設の土地は民間に売却し、建設費にあてるという提案です。実現するにはいろいろな課題もあると思いますが、本格的な試算をして長期的な視点で検討していただきたいと思ひます。町長のご所見をお伺いします。

2番目は、町内巡回福祉バスの運行をです。先般伊予鉄道から極めて不採算となっている、七折、外山、万年、いよ砥部を終点とする系統は廃止するという通告が町に示され、資料として18年11月の利用者数は4路線で375名、1路線1日約3名程度の利用しかなく、関係している区長には総務課から説明があり、今現在の車社会では廃止もやむなしということですが、このバスを利用しているのは、車の運転の出来ない方、身体の不自由な方、高齢者の方が多いと思われまます。公共の交通機関であるバス路線の廃止を町として容認し、4月からの廃止であればその地区への対策を早急にとる必要があるのではないのでしょうか。例えばタクシー利用の場合、割引の補助とか、町のマイクロバス、通園バスの空き時間の利用等、いろいろな方法があると思ひます。急にバスが廃止になれば利用されている特に弱者の方は、その不便さを感じるのではないのでしょうか。温かみのある町行政と細やかな住民サービスでその対策を立てていただきたい。そして将来高齢化が進む中、町全体を回る巡回福祉バスの運行も考えていかなければならないのではないのでしょうか。町長のご所見をお伺いいたしまして、2点についての質問を終わります。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 山口議員さんのご質問にお答えをしたいと思ひます。おっしゃるとおり経費のかからないまちづくり。これは私どもが目指していかなければならないところでございます。よくスクラップアンドビルドということも申され、古いものを廃棄して、また、必要なものを作っていくということも当然考えていかなければなりません。今財政状況が非常に厳しい中、全国のほとんどの自治体で公の施設の運営のあり方が見直されて

いるところであります。その中で、今後の幼稚園及び保育所のあり方について、現在、砥部町幼稚園・保育所運営検討懇談会において検討しているところであります。まだ方針は決まっておりませんが、今後の運営の在り方として、ご提案の各施設の統合という方向も、合理的かつ多様なニーズに対応できるという観点から選択肢の一つとして考えられます。しかし、広田保育所を除いた砥部地区の6つの施設を1つにすることになると、今年2月1日現在の各施設の利用者数で計算しますと、幼稚園が269人。保育所263人。合計532人の大規模園になります。就学前の、心身ともに未発達の乳幼児を、このような環境の中で保育・教育することが、安全面や健康衛生面において適当かどうか。また、保育部門については0歳児からの受入れになりますので、送迎バスの運行に当たり、0歳、1歳児の送迎が可能かどうかなど、課題もありますので、十分議論を重ねていきたいと思っております。また、老人福祉施設につきましては、運営費や建設のことを考えれば、3箇所を1箇所にまとめ、利用者を巡回バスで運ぶことは、合理化の1つであります。しかし、現状の3施設はそれなりに意味を持っております。自分の足で身近な地域にある施設までウォーキングを兼ねて通うことで健康が維持され、健康意識が高まり介護予防に繋がるということもあります。平成18年度の維持管理費は、3施設合わせて約980万円が見込まれ、17年度においては1日平均66人の人が利用をしております。今後、高齢者の増加を考えたとき、「自分たちが利用する施設は自分たちが維持管理する。」「自分たちが、自分たちの地域で、自分たちのために利用する。」ということが、重要な意味を持つてくるように思います。近い将来、自分たちのこととして高齢化を考え、「私たちが利用する施設の管理・運営をどうするか。」といった観点で検討を進めてまいりたいと考えております。思い切った施設の統合や民間事業者への売却が最も経費の削減になるのは、ご指摘のとおりでございます。今後、経費と合理化のバランスも考えながら、サービスの受け手である町民の皆さんのご意見も聞きながら、経費のかからないまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

次に町内巡回福祉バスの運行についてでございますが、ご承知のとおり、伊予鉄道から不採算となっている七折、外山、万年、いよ砥部を始発・終点とする路線の廃止の協議があり、関係する地区の区長さんに説明をいたしました。過疎化の進行やマイカーの一層の普及等により、全国的な傾向として不採算路線からバス事業者の撤退が見られます。このような状況の中、公共交通の不便な地域の住民の交通手段や主要施設や観光施設等を循環するコミュニティバスを運行する自治体が見られるようになってきました。しかし、この実態は、バス事業者が撤退した路線や運行していない地域等を運行し、しかも運賃を低く設定しているため、収支を均衡させることが非常に難しいようです。今回の廃止路線を利用されている主な利用者は、運転免許を持たない人、高齢者や障害のある人たちが主であり、コミュニティバスの運行を、純然たる営利事業として捕らえることが適当ではないことは、十分に認識をしております。現在、障害のある人に対しては、社会参加の促進や移動支援として在宅者に限り要件を設けて1枚550円のタクシー利用助成券を交付しています。財政状況が非常に厳しいこともあり、将来の高齢化の状況、住民の要望や実態、また財政状況などをみながら検討をしてまいりたいと思っております。以上で、山口議員の質問に

対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 山口元之君。

○1番（山口元之） 今町長さんのお答えをいただきましたように、ちょっと今一箇所に言うんは極端な意見ではあるとは思いますが。でも、こういう大事業が始まる時に、経費の削減をするためにはかなり思い切ったことをやっていかんとこれから将来に不安が残ると思ひまして、こういうことを言わしてもらいました。それと、老人施設と子供の施設を一箇所にして町のバスを運行せいと言うのは、2番目のと一緒になってくると思ひます。何故ならば不便を感じるのは遠くにおる人で、そういう施設があつても遠い人は歩いてはいけないんですね。近くの方はそれで十分賄えると思ひますけど。幼稚園にしても保育所にしても老人施設にしても、そういうバスがあれば利用できるけど、なければそういう所は、遠くの方は利用できないんですね。そういうことも考へて、そういうバスを運行するような考へでやっていただきたいというのが主な意見なんですけれども。町長のご所見お願いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の山口議員さんの再質問にお答えしたいと思います。先ほどおっしゃられましたように、やはりやる時はかなり思い切ったことをやらなければ改革はできないということで、私は例としてあげていただいたことが多少大きいことであっても、やはりそれぐらいの気持ちを持ってやらなければ、本当の改革はできないということでは私も同感でございますので、そういう気持ちを持ってこれからいろいろな改革には取り組んでまいりたいと思ひます。

次に老人施設の問題。確かに今おっしゃられましたように近くの人だけが歩いて行くのではなくて、遠くの方も当然行かれます。そういう中で、前ほどから私が申し上げておるのは、やはり今の3つの施設だけでは十分ではない。では、それを補完するのはどうするかという、やはり地域の集会所ではないかというふうに思っております。今後集会所の充実を図っていき、そして、その集会所で老人の方が集える、そしてまたいろいろなボランティアの方が行って、いろいろな遊びやそして勉強会もできる、そういうふうにしていてお年寄りの方が、楽しめる、人生の老後を楽しめるまちにしていかなければならないというふうに考へております。また、福祉バスについては、今後の検討としてお預かりをさせていただきますというふうに思ひます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 山口元之君。

○1番（山口元之） ご答弁よく分かりました。やっぱり周りの過疎になっていくところも大事に考へてこれから町政をやっていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（栗林政伸） 山口元之君の質問を終わります。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 議席11番。宮内光久でございます。私は2点について質問をいたします。まず、1点目は、一般競争入札についてでございます。現在、砥部町は、設計金額1億円以上を基準として、指名競争入札から一般競争入札に切り替え、砥部町が行った公共下水道工事に係わる一般競争入札の執行には、大きな効果があったと思われまふ。愛媛県では、現行の設計金額1億円以上の工事が対象となる一般競争入札を2007年度

から3,000万円以上に、2008年度には800万円以上に拡大する方針を固めております。砥部町においても、地元業者に配慮した上で、設計金額3,000万円以上の工事について一般競争入札に拡大すべきだと考えておりますが、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目は、宮内バス停の「うわや」の設置についてでございます。宮内バス停の移動については、大変お世話になり、バスを利用している町民にとって、安全な場所での乗降ができ、安心をしているところでございます。しかし、雨の日など、雨をよける所もなく大変困っているのが現状でございます。現在、国を中心とした地球温暖化防止対策や、京都議定書基準目標達成に向けた取り組みは、都市部だけでの問題ではなく、自動車の依存度の高い砥部町でも、今後、子供、孫の世代のために真剣に取り組まなければならない問題であると思います。自治体として住民サービスの向上の側面から「うわや」の設置をしていただけないでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。以上。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 宮内議員さんのご質問にお答をいたします。初めに、一般競争入札についてのご質問でございました。今朝ほども井上議員さんからもご質問をいただきました。時代のすう勢として一般競争入札。これが主力になってくることはもう間違いのない事実であるというふうに思います。また、先般行いました一般競争入札も、非常に効果がありましたし、事務的に特別な問題もありませんでした。それでは、今後建設工事1億円という範囲を、いつまでやるのかということでございますが、これから十分に検討して、県が3,000万ということでございますので、砥部町におきましても、もう少し踏み込んで議論をして、できるだけ早い機会に方針を出したいというふうに考えております。ご提案いただいた3,000万円という線も、一つの案だというふうに考えております。また、地域性を考慮することも必要であるということも仰せのとおりであるというふうに思っておりますので、そのあたりを踏まえまして、できるだけ早く方向付けをしたいというふうに思っております。

次に、宮内バス停の「うわや」についてでございます。バスを利用する人々が、バスを待つ間、雨風をしのぐための施設であります。宮内バス停がある交差点は、道路改良により見通しが良くなりましたが、以前から事故の多い交差点であります。松山側の方は、現時点でもまだ見通しが非常に悪く、全面的に改良されたということにはなっておりません。現在、バス停の看板の他に、NTTの電柱や道路照明の柱などが立っており、「うわや」を設置することで交差点の見通しが悪くなることも考えられるのではないかと思います。今後、バス事業者や愛媛県、NTTなどと協議をして、このバスの「うわや」については検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上で、宮内議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） まず、一般競争入札についてでございますが、これは昨年12月に土居美智子議員、また午前中に井上議員さんが同じ質問を、ほとんど同じような質問をされております。その中で、やはり私は、ある程度の効果があれば、ある程度の勉強も

していただきたいし、効果を大きくしていってもらいたいと思います。まず、最初にお聞きいたしますのは、16年度から18年度までの1億円以上、町が工事をした件数。また5千万円以上の件数。3千万円以上の件数がこの3年間で何件くらいあったのかお伺いをいたします。また、やはりですね、この一定の金額を私は3千万と決めたのは、やはりですね、地元業者の、やはり行政としては、育成も考えなければならぬし、地元の業者さんに負担をかけるわけにもいかぬと思いますので、私は3千万円が適当ではないかと今考えております。いろいろ職員さんも仕事がいっぱいあろうかと思ひまして、考えますが一つの前回1億円以上の、なんと申すんですかね、マニュアルとかそういうものが出来た以上はですね、やはりもう少し勉強していただいて、もし出来ればこういう一般競争入札にある程度拡大をしていただきたいと思いますところでもあります。まず、1億円、5千万円、3千万円以上の件数が何件あったのかをお知らせください。

2点目の、バス停の「うわや」についてでございますが、確かに今の宮内交差点は見通しが悪く、日々、何か大きな事故又は小さな事故が発生する所でございます。「うわや」を設置するとなればやはり見通しなども考えていかなければならぬし、そこへんは十分わかる訳でございますが、町民のサービスの低下をしないように考えていただきたい。また、この「うわや」を設置する場合は、行政の方もよくご存知かと思ひますが、国土交通省の方の通達によりますと、道路管理者が設置する場合とか、また事業者が設置する場合、自治体が設置する場合と、この3通りあるということがございます。私は出来れば今後雨風で、お客さんとか、住民の方がですね、雨風の中、濡れてバスを待つのではなく、やはりある程度の配慮をしていただきたいなと思ひます。また、万が一町としても、やはりその方向で考えていただくなれば、僕は、行政だけではなく、事業者と共同で考えるべきじゃなかろうかなとは思ひます。このへんについて、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） それではまず1点目の、1億円以上、5千万円以上、3千万円以上の16年度から18年度の件数につきましては担当の方よりご説明をさせていただきます。そして、交差点の「うわや」につきましては、今おっしゃっていただきました、三者のいずれかが設置する、又は協力して設置するという事でございますので、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、バス事業者や、愛媛県、NTTなどと協議をさせていただきます、これについては今後検討重ねていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 宮内議員のご質問にお答えいたします。ご質問の16、17、18年の3箇年というご質問だったんですが、16年度合併ということで、データがちょっと手元にございませぬので、17、18の現状でご理解いただいたらと思ひます。まず17年度でございますが、1千万から3千万の建設工事11件ございました。3千万から5千万はございませぬ、ゼロでございます。それから5千万から1億までが3件、1億以上が1件ございます。これは大南の町営住宅でございます。続きまして18年度でございますが、1千万から3千万の工事、建設工事が8件、3千万から5千万が2件、5千

万から1億が1件、1億以上が、先般3月に行いました一般競争入札も含めまして2件でございます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 一般競争入札の件について質問をいたします。この17年度、18年度みてみますと、やはり年間に十何件かの工事がございます。今後、中学校統合問題、下水道問題等大きな工事がございますので、行政にいたしましてもより一層の勉強をして、少しでも拡大をしていただきますようお願いをいたします。答弁はいりません。

○議長（栗林政伸） 宮内光久君の質問を終わります。8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） 8番、樋口でございます。1年ぶりの質問台に立たせていただきました。地域の防災について町長にお伺いをいたします。現在、先ほど町長の所信表明の中にも、防災について説明がございました。現在砥部町におきましても自主防災につきましては各団地、また自治体におきまして、町の支援によりそれぞれの地域におきまして拡大を図られておりますのが現状でございますけれども、今後予想されます大災害に対しましては、住民としてどの様な対応策を取るべきか、支援を待つだけでなく地域で出来ることは、地域住民が協力しながら、助け合える自主防災体制をしっかりとしたものにする必要があるのではないかと思います。砥部町には山間部に小集落や高齢者、団地には密集した家屋等いろいろな条件の違いがあります。その中での対応が必要になろうと思っておりますけれども、住宅災害、道路の寸断、水道の寸断、電力の不通、病人やけが人の移送などの対応については、大災害になりますと一番必要になるのは初期活動でなかろうかと思います。そのときにはどうしても身近な住民の活動以外には対応ができないのではないかと思います。例えば、水道がまず一つ止まったと想定すると、自分達の住んでいる地域には飲料水に適した井戸はどこにあるのか。またその井戸が使用できるのか。また、大きな事業所の井戸などが利用できるのかどうか。また、電気が止まったと想定すると、今の時代でございますので、なんとか電力というのは確保したいということで、今農村地帯では、また町の中でも発電機を持っておる家庭も多々あると思っております。そういう物が使えるかどうか。町の施設だけでは台数は制限されると思っております。住んでいる地域の誰の家に発電機があり使用できるのか、また、住民の資材も活用できるような対応策が必要だと思っております。先般、東伊豆地区で防災の研修に行ったことがございます。そこでの防災の実態をちょっと説明してみますと、ここの地域におきましては、先般、あの辺りは地震の多発地帯でございまして、あそこのメインの道路は国道1本しかございません。そこで、国道が不通になった時にどういう対応策をとったかという、あそこでは観光客が、まず第一の避難に優先という形で、漁船を全部チャーターしまして協力を得ながら搬送したという経歴を公表されておりました。その中で、やはりそういう対応をとるためには何が一番大切かというのは、やはりそこに防災自治という形の班編成を28年前位だと思っておりますけれども、そういう班編成をしながらその地域地域でそれぞれが対応していくという、自主的に、町の支援というものでなくして、その地域中心となった防災体制をとるといようなことを成されておりました。そのときにリーダーというのは決めておりましたが当てにならないと。誰でもが行動できるような体制を作らなければならないということをしきりに主張しておりました。リー

ダーを決めておりましたもリーダーが被災するかもわからんと。そのときにはリーダーに代わるべき他の仲間が全部協力できる体制を作るという自治班の編成をしておりました。砥部町におきまして、小さい小グループ、10～20名くらいの班編成で地域の誰でもが、行動に移せるように日頃から訓練をしておかなければならないかと思ひます。その為には事前に地域の防災に使用できる器材・設備等の調査も行う必要があるのではないかと思ひておひます。それともう一つ、防災について言ひますと、今、町の方では非常食とか携帯食品というものを確保はしてひますけども、実際にいざ自分たちの地域で災害が起こるといふことになりますと、防災グッズという物はある程度考へておかなければならないと思ひんですけど、実際に町の実態を把握しておるんであれば、防災グッズをどのくらい整備しておるのか、ひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。それと、また、町の防災マップの活用についても配布だけで意味はないんじゃないかと思ひます。この議員の中でも、今家に防災マップが即ここにありますと出せる人、どのくらいおられますか。みんなあげてないわ。というよなこの、実際に防災マップにしましても配ってもらったんは覚えとるけれども、実際にじゃあ自分の地域では避難場所はどこで、防火施設はどこにある。あのマップを見てみますと、私たちの川井部落にしましても、防火水槽は一箇所しか記載しておひません。あと、2つ有りますけれどもあの地図には載ってないわけですね。まあそれが20トン以上の規模でないから載ってないのかもわかりませんけど、2m、3mそこら辺の水槽は2箇所くらいありまんですけど載ってしておひません。それと公の所の避難場所は載っておひますけれども、山間地地域における避難場所というのは載ってしておひません。私たちの所はたまたま崩壊危険地域の、山崩れの地域でござひます。もし被災したとなると、今のネットでは到底防ぎきれないよな状態ですから、どっかに避難しなければならぬといふこととござひますけども、そういう場合、公民館にそういう避難施設にするとしましても現実には行って住めるといふことではなく、ただ仮の就寝場所が設けられるといふだけではなからうかと思ひます。そういう現状の中でこれから防災については本当に真剣になつて考へていく必要があるんじゃないかと思ひますので、町長のご所見をお願ひします。質問終わります。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 樋口議員さんには1年振りのご質問いただきましてありがとうございます。議長さんとして1年間大変お世話になりました。ありがとうございます。高い所と一般の席といかがでござひましようか。それでは樋口議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以前は、「防災は行政の仕事」と言われてきました。しかし、阪神・淡路大震災では、交通の阻害や同時多発する火災への対応に追われて、公的な防災関係機関の活動能力は著しく低下しました。家屋の倒壊による生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち、約95%は自力又は家族や隣人に助けられたといったデータが残されています。これを境に、自主防災組織の活動が見直され、愛媛県におきましても、組織率が低迷していることから、設立に力を入れておひます。町におきましても、組織の活動に必要な資材を貸与するなど設立の支援をしており、現在、17組織が設立され活動をしておひます。組織は、平常時には、地域の安全点検や

地域の危険箇所の確認、防災訓練を通じて大災害に備える活動を行っています。防災の基本は、まず自分の地域についてよく知ることだと言われております。組織や家庭でどのような資機材を持っているのか、また、最寄りの避難場所はどこなのかなど、組織や各家庭で地域の見直しにあわせてご確認いただきたいと考えております。町としましては、引き続き組織が防災活動に使用する資機材を貸与するなど、組織の設立や活動の支援と併せまして、防災マップの活用や自分たちの地域の見直しにつきましても啓発してまいりたいと考えております。なんといいましても、やはり訓練を行うということによって、いざというときに役に立つ訳でございますので、地域での訓練、これを是非行っていただきたいというふうに思います。また防災グッズの数につきましては、担当の係より答弁をしますのでよろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の樋口議員さんのご質問なんですが、まず1点目に地域で定められている避難場所が防災マップに記載されていないということでしたが、先ほど町長の方からもご説明がありましたように、地域における防災組織をまず立ち上げていただきまして、地域地域でまた更なる詳しい防災マップを現在作っていただいております。それによって、地元の方に周知していただくということで、この度お配りしました防災マップにつきましては、砥部町で、自分がどういう所に住んでいるか、また全体で避難する場合の場所とを載せております。ですから、より詳しく扱いやすい地図につきましては、各地区の防災組織が今後充実してまいりましたら、砥部町内のそういう地図が完全に出来上がっていくのではないかと考えております。それと、防災グッズというか、これは食糧のことなんでしょうか。非常持出食糧。あの、原則的にはですね、防災の非常用のは、皆さん各家庭でお願いしますということで。ただ砥部町の方で揃えております物は、ただ集まって何百人という方が来られたときの非常用の食糧については備蓄して、期限が来れば新しい物と交換して、今現在準備はしております。ただ、これも全住民の分を保管している、準備しているかという、せいぜい来られた方対象ですから、2千人分くらいしかございません。ただ、それ以上につきましては、その後の県なり国なりの支援を待つという形で臨んでいきたいと思っております。

○議長（栗林政伸） 樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） 一応この前の、砥部町における学習会の中で、砥部の地域におきましては地震に対しては比較的強いというようなことで、安心はしておるんですけども、やはり一つの災害が起こりますと、どういう形で起こるのか、一定ではないと思っておりますので、これからはいざというときのため、どうしても必要な物は、地域で確保するような形を住民に協力をしていただくというような啓蒙が必要であろうと思っております。そのために、この防災マップにつきましても、各地域で、出来るまでに自分たちで、この中に今どのような避難したらいいとかそういうものを自分で書き込めれば一番効率が上がるのではないかというふうに思います。まず自分がどういうふうな経路で逃げるか、恐らく夜間になると、昼間で自分らが頭に描いておることとは違いますので、先ほど町長が言いましたとおり、やはり訓練というものが必要でないかと思っております。特にこれから高齢者を

抱えておる家庭につきましては、普通の健常者が避難するのとは違うということも頭に入れておかなければ対応が遅れるのではないかと思いますので、その点も今後町としての対応策も検討していただきたいと思います。答弁はおりません。終わります。

○議長（栗林政伸） 樋口泰幸君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程をすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2時29分 散会

平成19年第1回定例会（第2日） 会議録

招集年月日	平成19年3月9日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成19年3月9日 午前9時 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 中村 剛志 助 役 柳田 稔 収入役 佐川 秀紀 教育長 佐野 弘明 総務課長 明賀 徹 広田支所長 上岡 洋一 企画課長 藤田 正純 監理財政課長 松下 行吉 税務課長 武智 充吉 住民サービス課長 丸本 正和 民生こども課長 正岡 修平 生きがい推進課長 大西 潤 健康づくり課長 相原 宜紀 学校教育課長 松村 昇二 生涯学習課長 大野 哲郎 環境保全課長 日浦 昭二 商工観光課長 相田由紀夫 農林課長 西崎 悟 建設課長 萬代 喜正 下水道課長 東岡 秀樹 水道課長 辻 充則		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		

平成19年第1回砥部町議会定例会

平成19年3月9日（金）

午前9時00分開会

○議長（栗林政伸） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第5号 砥部町道路線の認定について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第1議案第5号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 議案第5号砥部町道路線の認定についてご説明いたします。町道の路線を認定することについて道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。路線名「岩谷口線」。起点及び終点、砥部町岩谷316番先から岩谷口935番1先まで。「麻生団地1号線」。砥部町麻生199番17先から52先まで。「麻生団地2号線」。砥部町麻生199番26先から25先まで。「麻生団地3号線」。砥部町麻生199番41先から36先まで。提案理由といたしまして、町道岩谷口線につきましては、国道33号の区域変更に伴い町道として編入するため。また、町道麻生団地1号線、2号線、3号線につきましては、開発が完了した団地内道路の寄付を受けたことにより、町道として認定する必要があるため提案するものであります。なお別紙の参考資料を見ていただけたらと思います。岩谷口線でございますが、国道33号塩ヶ森トンネルの手前のカーブ2箇所をショートカットして、スムーズに通行出来るように改良していただきました。その残った部分の町道認定でございます。総延長772.5mで、下の図面でございますが、水色に着色している部分につきましては、延長194.1mありますが、これは国道を重用して使用しております。そのため、実質管理する延長は赤色の578.4mになります。次のページをお願いいたします。赤で着色しております麻生団地1号線、延長168.5m。黄色の着色しております麻生団地2号線、延長65m。麻生団地3号線、延長77mでございます。これは住宅団地の開発により新たに出来た道路を町道認定するものでございます。以上4路線、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） この線につきましては、いささかのあれもございませませんが、これからこの線を認定したと仮定して町道の合計、町内にある合計は何kmになりましょうか。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 町道の総延長は、これを入れて246kmでございます。

○議長（栗林政伸） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第5号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第2 議案第6号 指定管理者の指定について（砥部町交流ふるさと研修の宿）
（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第2議案第6号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは議案第6号指定管理者の指定についてご説明申し上げます。砥部町交流ふるさと研修の宿の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町交流ふるさと研修の宿。指定管理者となる団体の名称、With cafe（ウィズカフェ）。指定管理者となる団体の所在、愛媛県松山市久米窪田町337番地1。指定の期間、19年4月1日から22年3月31日までの3年間でございます。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、砥部町交流ふるさと研修の宿の管理運営を、効果的かつ効率的に行うため指定管理者の指定を提案するものでございます。それでは次のページをお開きくださいませ。交流ふるさと研修の宿における指定管理者候補者の選定結果についてでございますが、ご説明申し上げます。ふるさと研修の宿における指定管理者候補について次のとおり選定いたしましたのでご報告とご説明を申し上げます。施設の概要でございますが、総津117番地でございます。平成6年4月1日に開館いたしまして、昨年からは休館しておりましたが、その施設でございます。設置目的でございますが、人と人との交流を図り、住民福祉の向上に寄与するための研修の宿でございます。募集の概要でございますが、配布期間は11月1日から12月28日まででございます。受付期間につきましても、18日から28日の年内という事でございます。申込団体でございますが、2団体の、2グループの申請がございました。3番目でございますが、選定の概要と結果につきましては、選定委員会におきまして審査と選定を行いましたのでご報告します。選定委員会の委員につきましては、助役を委員長に5名で実施いたしました。審査の経過でございますが、選定委員会開催日は19年1月31日水曜日に行いまして、審査方法について協議、決定しております。審査方法につきましては、選定の基準及び配点をもとに選定委員がそれぞれ採点評価を行うことといたしました。選定方法は、選定委員がそれぞれの申込団体の提出書類の審査及び面接審査により総合的な評価を行うことといたしました。その総合的な評価の結果が適当であるか検証を行うこととしたものでございます。3番目の審査でございますが、申込団体の出席を求めまして、提案内容等に関し選定委員との質疑応答、面接審査を行いました。評価表による採点を行い、選定委員5人の合計点により評価を行いました。評価表の採点では、合計点でやまびこクラブがきん少差の2点差で上回りましたが、With cafe（ウィズカフェ）に高い評価点をつけた選定委員が5人中3人、やまびこクラブに高い評価点を

つけた選定委員が1人、同点が1人という結果を踏まえて、2点差という合計点数の差はきん少差であり総合的な評価を行う必要があるという選定委員さんからのご意見をいただきまして、採点結果について検証を行いました。検証を行った結果、合計点数の2点差、750点の内の2点差は、ほぼ同点と判断できるのではないかとということですので、With cafe（ウィズカフェ）に選定委員5人中3人が高い点をつけたこと、またWith cafe（ウィズカフェ）の提案内容が最も優れていたことなどを総合的に評価し、With cafe（ウィズカフェ）を指定管理者の候補として選定いたしました。次の選定の基準につきましては、またご覧いただけたらと考えております。続きまして、次のページの選定委員会における審査結果の総評でございますが、With cafe（ウィズカフェ）は評価表の合計点では次点ながら、2点差というきん少差でほぼ同等と判断できるとともに選定委員5人中3人が高い評価点を付けたこと、また、次の点で優れていると認められることから総合的に評価し、第1位と順位付けすることといたしました。まず第1点ですが、人員配置について、適正な人員が確保されておるということでございます。また責任体制、クレームへの対応も明確に示されております。続きまして、事業計画につきましては積極的なイベントの実施、斬新かつ新しい企画が提案されるなど将来への発展性が強く感じられるとともに、集客に積極的に努める提案がなされておるということでございます。3番目でございますが、県内外のグループとのネットワークを多く有しておりまして、集客を計画するなど、明確な基本理念・方針を持っており、安定した経営を継続して行うことができるのではないかとということでございます。4番目でございますが、地域住民への施設利用の促進やイベントへの参加を計画するなど、人と人との交流の場として取り組みが計画されており、公益性に富み、地域社会への貢献も大いに期待できるというふうにも認められるものでございます。5番目でございますが、地域産業の発展や特産品の活用計画も具体的な内容となっております。以上5点が総評でございます。4、町としての指定管理者候補の決定、町では選定委員会における選定の方法及び評価の内容が適切であると認め、選定委員会の選定結果を尊重した上で、総合的に判断した結果、With cafe（ウィズカフェ）を指定管理者候補に決定することといたしました。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） まず、選定は我々が見聞きしてるわけでないので、わかりませんが、地元の業者よりも松山に所在を持っている企業の方が優ってたということなんですが、今説明がありました、審査結果の総評の中に、以前から広田地区の住民と関わりを持つあるいは砥部町内で活動実績があるというふうな文言がでておると思いますが、わかる範囲内でどういうふうなふれあいがあったのかということをお知らせ願ったらと思います。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 土居議員さんのご質問にお答えします。With cafe（ウィズカフェ）の代表者であります、赤松氏でございますが、地域の、例えばグループホー

ムさんとか、といった方ですね、広田地域の審議会を作られておられて、二度ほど会を開いたという事でございました。また、副代表の方が広田地域に住んでおられて、その方たちと共に、山を守る会、森の宝石ですかね、グループ等々と企画協議をしておるという事でございます。また、砥部町におきましては1年半くらい前から坪内家の工事をしてですね、砥部焼でレンガを作りまして、石焼パンみたいな感じのですね、砥部焼でパンを作ってみようということで、砥部焼釜を作ろうというような計画で今進んでおります。そういった団体でございます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。大野和博君。

○12番（大野和博） ちょっと声が聞き取りにくいので、もしかまなかったら、ボリュームを上げてもらったら。どんなですかね、上げれますかね。

○議長（栗林政伸） 他にございませぬか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いひます。

~~~~~

### 日程第3 議案第7号 指定管理者の指定について（砥部町農村工芸体験館）

#### （説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第3議案第7号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 議案第7号指定管理者の指定についてご説明申し上げます。砥部町農村工芸体験館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町農村工芸体験館。指定管理者となる団体の名称、T・T・S（砥部焼体験サポート）でございます。指定管理者となる団体の住所、伊予郡砥部町総津1798番地。指定の期間でございますが、平成19年4月1日から平成22年3月31日の3年間でござひます。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、砥部町農村工芸体験館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うための指定管理者の指定を提案するものでござひます。次のページをお願いいたします。工芸体験館における指定管理者候補の選定結果についての説明を申し上げます。指定管理者の候補者については、次のとおり選定いたしましたのでご報告をいたします。施設の概要についてでございますが、総津117番地でござひまして、平成5年4月1日に開館をしております。設置目的につきましては、豊かな農村工芸を次世代へ繋ぐとともに、都市と農村の交流を図り、もって住民福祉の向上に寄与するための体験館でござひます。募集の概要でござひますが、配布期間は18年11月1日から12月28日まで。申込受付期間につきましては、18年12月18日から12月28日まで。申込団体はT・T・S（砥部焼体験サポート）1グループでござひました。選定の概要と結果につきましては、選定委員の委員さんにつきましては助役

を委員長に5名で実施したところでございます。なお、体験館、砥部焼を中心とした体験館でございますので、委員の中には協同組合の理事長さんにも入っていただきました。審査、選定の経過でございますが、選定委員会開催日につきましては、19年1月31日水曜日に行いまして、審査、選定方法についての協議、決定を行いました。審査方法は先ほどと同じでして、審査委員がそれぞれ採点評価を行うことといたしております。また、選定方法につきましても同じでございますが、ただここは1社でございますので、そこは点数的に実際に受けれるかどうか評価につながるかというふうに考えております。また審査でございますが、申込団体の出席を求めて面接審査を行っております。評価点による採点を行い選定委員5人の合計点により評価をいたしました。申込団体が、先ほども言いましたが、1団体のために、さらに検証を行い総合的な評価を実施した結果、その結果について適当であると判断されたためT・T・S(砥部焼体験サポート)を候補として決定いたしました。選定の基準については省かせていただきまして、次のページの選定委員会における審査総評でございます。T・T・S(砥部焼体験サポート)は総合的な評価点486点となり、次の点で優れているので候補者とするということといたしました。まず、人員配置について適正な人員が確保されており、責任体制も明確に示されており、業務執行体制も確保されており、構成するメンバーに砥部焼従事者が2人いるなど、農村工芸体験館の運営上適切な職能を有していると認められます。3番目でございますが、体験館での従事経験を有する者がいるため、これまでの経験と活動実績を活かすことにより堅実な管理運営を行うことができると認められる。運営実態等を熟知しているため指定管理者としてスムーズな移行が図られる。4番目につきましては、地域住民への施設利用の促進、地域の活性化に対する熱意が強く感じられるため、公益性に富み、地域社会への貢献も大いに期待できるというのが総評でございます。4番目、町としての指定管理者候補の決定。町では選定委員会における選定の方法及び評価の内容が適切であると認め、選定委員会の選定結果を尊重した上で、総合的に判断した結果、T・T・S(砥部焼体験サポート)を指定管理者候補に決定することといたしました。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。4番、土居美智子君。

○4番(土居美智子) 2つ質問したいと思いますが、まず1つ目は、人員配置が適正な人員というのは、これは、我々はどういうふうに考えたらいいか良くわからないので、まあ言えば、いつでも必ずそこに1人ないし2人は毎日おれるとか、そういうふうな考え方なのかと思いますが、そこを説明お願いしたいのと、あと1つは、ここで窯を作るという話が出ておったと思いますが、それはもう完成したのかどうか、この2点について。

○議長(栗林政伸) 相田商工観光課長。

○商工観光課長(相田由紀夫) 土居美智子議員のご質問にお答えします。人員配置につきましては3名体制でございます。体験館につきましては、定休日が1日ございますので、3人体制で十分対応できると思います。その中に、2人の砥部焼関係者がいるということでございます。もちろん主になりますのは、代表者であります平野氏でございます。それ

から窵でございますが、12月に予算をいただきましたので、3月いっぱいまでになんとか完成させたいということで、今発注しておるところでございます。以上です。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第4 議案第8号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の制定について (説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第4議案第8号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第8号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の制定についてご説明申し上げます。初めに次のページの提案理由をご覧ください。この条例制定の提案理由でございますが、事業利用者の自己負担金につきまして今までは、高齢者在宅福祉事業の事業ごとの要綱等で規定していたものを、一括して条例で定めることとするものでございます。前のページへお願いします。砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例を次のように定めるものでございます。第1条は趣旨についてでございますが、砥部町高齢者在宅福祉事業において、以下事業と言います。町長が事業利用者から徴収する費用に関し必要な事項を定めるものであります。第2条は事業の種類で、別表左欄のとおりとするもので、第3条は利用者負担金の徴収で、事業の実施に要する負担金として、別表右欄に掲げる金額を当該利用者から徴収すると定めております。下記の別表をご覧ください。自己負担金を徴収する9つの事業でございます。通所型介護予防事業、いきいきデイサービス事業、サテライトデイサービス事業につきましては、1回の負担額でございます。地域ケア体制整備事業につきましては、1年の負担額を所得により7段階に分けております。次のページをご覧ください。軽度生活支援事業、生活管理指導員派遣事業、生活管理指導短期宿泊事業につきましては、1時間の負担額を所得によりそれぞれ分けております。いきいき配食サービス事業、いきいき見守り配食サービス事業につきましては、1食の負担額であります。備考といたしまして、食事サービス及びその他のサービスに伴う原材料費等の実費相当額については、利用者が負担するものとしております。前のページの第4条をご覧ください。第4条は、負担金の納付期限で、当該月分を翌月の末日までに納めなければならないと定めております。第5条は、負担金の免除で、天災、その他の事由により、費用の負担が困難であると判断したときは、負担すべき金額を減額し、又は免除することができると定めております。第6条は、必要事項についての委任でございます。附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません、ちょっと基本的なことをお尋ねするんですが、これは改めて条例ができるということなんですけれども、この通所型介護予防事業1回につき550円、あるいは金額それぞれと書いてあるんですけども、今までは、どういう状態だったのか、それとこれはまたこの条例とはまったく違う話ではあるんですが、いきいき配食サービス事業というのは、1食400円という形であるんですけども、配食事業ですよ。あの、この配食サービスは、食の自立支援とかに委託されるんだろうと思いますけども、この内容についてですね、私が町の中で聞きます限りではですね、非常に貧しい内容であるというふうに聞いているんですよ。この400円という金額がこれ以上利用者の方の負担になると生活の問題も関わってくるんですけども、1回委託されるに当たっては町の方側も、その内容をですね、チェックされる必要があるんじゃないかと思うんですけど、今までにそういうことがあったのかどうか、その2点をちょっとお知らせ願ったらと思います。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 土居議員さんの質問にお答えいたします。この利用者の負担額の設定でございますが、これにつきましては、委託費の大体1割ということで、前回要綱で定めていたと申しましたが、利用者の負担額につきましては、前回から値上げはしておりません。この事業につきましては、1人でも多くの方に参加してもらうことにより高齢者の方が、いつまでも元気に生活していただき、介護予防につながることを考慮いたしまして、負担額は上げてございません。そして、配食サービスの関係でございますが、まずいきいき配食サービスと、いきいき配食見守りサービスについてちょっとご説明いたします。いきいき配食サービスにつきましては、65歳以上の独居高齢者、高齢者世帯、日中に1人になる高齢者等が利用できる事業でありまして、栄養のバランスの改善とか、食事の準備が難しいことへのサポートとして行うものでございまして、主に介護認定を受けておる人が対象となっております。そしてこれにつきましては、原則は週3回か、週3日ですか、3回でございまして、配達を原則としております。そして、いきいき配食見守りサービスにつきましては、65歳以上の独居高齢者等が利用できる事業で、一人暮らしの不安解消のための見守りと、先ほど申しました、栄養バランスの改善等を目的といたしまして配達を行うもので、これにつきましては、週何日配達するかは決めておりません。ケアマネージャーとケア会議をして、審議いたしまして、必要ならばそれに応じて配食をするということで。そして、先ほど土居議員さんが申しましたように、別にこの配食サービスにつきましては、生きがい推進課の方へは問題等は入っておりません。以上でございます。

○4番（土居美智子） 質問してかまいませんか。その食事の内容をご覧になったことがありますか。お弁当の内容。

○生きがい推進課長（大西潤） ございません。はい、一度食べてみます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第8号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第8号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第5 議案第9号 砥部町防災会議条例及び砥部町水防協議会条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第5議案第9号砥部町防災会議条例及び砥部町水防協議会条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第9号砥部町防災会議条例及び砥部町水防協議会条例の一部改正について。砥部町防災会議条例及び砥部町水防協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、対照表の1ページの方をご覧ください。改正箇所につきましては、アンダーラインを入れております。伊予消防署砥部出張所から単独の砥部消防署に格上げされたことに伴いまして、砥部町防災会議条例第3条第5項第5号中、「伊予消防等事務組合伊予消防署砥部出張所長、伊予消防等事務組合伊予消防署広田出張所長」とありますのを、「伊予消防等事務組合砥部消防署長、それと伊予消防等事務組合砥部消防署広田出張所長」に改めました。対照表の2ページの方をご覧ください。こちらにおきましても同様の改正を行っております。砥部町水防協議会条例第3条第5項第3号中、「伊予消防等事務組合伊予消防署砥部出張所長、また同伊予消防署広田出張所長」を、「伊予消防等事務組合砥部消防署長、それと砥部消防署広田出張所長」に改めております。今回の改正につきましては、伊予消防等事務組合消防本部及び消防署に関する条例の一部が改正されたため、提案するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行する。以上で説明を終わりますが、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第6 議案第10号 砥部町消防団条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第6議案第10号砥部町消防団条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) 議案第10号砥部町消防団条例の一部改正について。砥部町消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。今回の改正は、消防組織法の改正及び広田地区の消防団の再編並びに伊予消防等事務組合の伊予消防等事務組合消防本部及び消防署に関する条例の改正に合わせて行っております。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、対照表の1ページをご覧ください。砥部町消防団条例第1条中、第15条第1項、第15条の2第2項及び第15条の6第1項を第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項に改める改正につきましては、消防団の設置、名称、区域、消防団員の定員、身分の取り扱い等を定めております。根拠法の改正によりまして、条文番号の整理を行うものでございます。第4条中、副団長15人を副団長14人に、また、班長37人を班長38人に改める改正につきましては、広田地区の消防団の再編に伴うものでございます。今回12分団の中野川地区につきましては、13分団総津地区の方へ編入をいたしました。それに伴いまして、12分団の班長それと、副団長の数をそれぞれ調整を行っております。対照表の2ページをお願いいたします。第12条第2号中、所轄消防所長、所の長を、所轄消防署長に改める部分は、伊予消防署砥部出張所から砥部消防署に変更される事に合わせて改正を行っております。附則、施行期日等、この条例は平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成19年4月10日から施行する。2、この条例による改正後の条例第1条の規定は平成18年6月14日から適用する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第10号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第7 議案第11号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第7議案第11号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) 議案第11号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

改正について。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。今回の条例改正は、国家公務員の休息時間の廃止及び休憩時間の見直しに伴い、砥部町においてもこれに準じて職員の勤務時間について見直しを行うものです。現在は勤務時間を午前8時半から午後5時15分まで。間中に休息時間を午後0時から15分と、午後3時から15分の2回で定めております。別に休憩時間は午後0時15分から午後1時までと定めております。今回の改正によりまして、休息時間が廃止され、勤務時間が午前8時半から午後5時半までになり、この間に昼の休憩時間を午後0時から午後1時までの1時間で定めることとなります。それでは改正点のご説明につきましては、新旧対照表で行います。ご覧ください。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項中、「、6時間」を「6時間」に。「少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間」とございますのを、「、少なくとも1時間」に改め、「、それぞれ」という文字を削っております。先に改正案の3項の方をご覧ください。第6条第2項中、「前項」とあるのを「第1項」に。「規則で」を「規則の」に改め、同項を、同条第3項とし、同条第1項の次に、次の1項を加えるものでございます。改正案の2項ですが、「任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、前項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。」としております。第7条を次のように改める。第7条削除。これにより、休息時間は廃止されます。附則で施行期日は、この条例は平成19年4月1日から施行する。経過措置ですが、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員の休憩時間及び休息時間については、当分の間、なお従前の例による。以上でご説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 大した話ではございませんが、この休息という項目については、まあ周辺で、国家公務員の関係でこれ見直したということなんで、関連している所で、こういう休息という表現を使っているところはどっかあるんですか。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の井上議員さんのご質問なんですが、まずあの、休息と休憩という捉え方ございます。休息時間というのは勤務時間として計算されます。休憩時間につきましては、勤務時間にカウントしません。ですから、従来であれば2回の休息時間30分につきましては、わかりやすく言ったら、給料貰いながら休んでいいという時間帯が休息時間です。休憩時間につきましては、無給の部分ですから、それが45分でありました昼休み、45分に給料をいただいておる15分をくっつけて1時間の昼休みを作っております。それで休息時間が今回廃止された関係に伴いまして、昼休みを1時間で定めるために30分、現在5時15分までの勤務を後ろへ15分持ってこないと、1日の勤務時間が8時間にならないわけです。ですから、午前8時半から午後5時半まで働きますと、

9時間です。ですけど間中に1時間休憩取りますから8時間勤務ということになります。それで、休息时间という言葉が他で使っていると言われるんですが、これで廃止になりますから、この条例の中には出てきません。以上です。

○議長（栗林政伸） 他に質疑ありませんか。井上洋一君。

○7番（井上洋一） 総務課長、ご丁寧に説明していただきまして、私もこの辺の話になりましたら国鉄時代からこの休息ありましたので、私は自分ではプロだと思っておりますので、この分野は。当然、当時国鉄も15分間休息がありまして、休憩が45分。日本国有鉄道から株式会社に当時JRに民営分化された時にこの休息は廃止になりましたので、大体同じような考えなんで。私は当時団体交渉でこれを反対したと記憶の隅に残っておりますが。それはそれでいいんですが、私が言いたかったのは、砥部町以外でどうだろうかというお尋ねをしたかったので、ちょっと違っているみたいなので。そういう意味です。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 井上議員さんのご質問ですが、他の自治体ということでもいいんでしょうか。今の所、最近調べたので、一番新しいデータでは、今治は未定というふうに聞いております。新居浜、西条、四国中央市も未定。それ以外のところにつきましては昼休みを60分にして、すみません、松山市は今のところ45分でいきたいというふうに聞いております。それ以外は60分で4月1日からその他の自治体については施行するというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第11号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第8 議案第12号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第8議案第12号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第12号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。今回の条例改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて砥部町職員の給与を改定するためのものがございます。例によりまして、改正内容の説明は新旧対照表でご説明いたします。対照表の1ページの方をご覧ください。砥部町職員の給与に関する条例第7条第3項中、「のうち2人まで」を削り「それぞれ」を「1人につき」に改め「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。この改正によりまして、3人目からの扶養親族につきましても、千円引き上げられることになり、1人6千円で支給されることとなります。第10条の2第2項

中、「100分の25」を「100分の21」に改める。この条につきましては、特地勤務手当、特地といいますのは、離島とか、その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤めるようになった場合等に支給されるものです。砥部町では特地はございませんので、支給はありません。第18条第2項中、「月額は、」の次に「同項に規定する職にある者の所属する職務の級における最高の号給の」を加えます。この改正は、管理職手当を現在の定率制から給料表の級ごとに設定する定額制に移行するための改正を行うものでございます。附則1では施行期日を19年4月1日としました。附則2で平成18年4月の給料表の切替により生じた給料差額を支給されている職員が、その者の属する級の最高号給を超える場合にあっては平成23年3月までの間、従来どおりの扱いとするというふうにしております。対照表の2ページの方をご覧ください。附則3では、改正条例の一部改正を行い、管理職手当が定率から定額に移行したことに伴い、第18条第2項を削る改正をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。井上洋一君。

○7番（井上洋一） 課長、これ、改正案でいつからいうことやったんかなこれ。ちょっといつからか聞いてなかったんですが。簡単に概略で言うんですが、このように改正されるとして、年間でいえば予算的にはどんなふうになるんですか、イメージでいいです。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） まず、扶養手当の千円、3人目以降千円の引き上げですが、はっきりした数字はつかんでおりません。ただ、千円上がったために影響が出ますと、年間給料で足らん部分が1万2千円。それに期末手当が入ってきますから、大体1万4千円くらい。それに人数が、おそらく3人目以降の扶養手当が支出されておる職員の世帯がですね、どんなに多く見積もっても30かそこらだと思います。その程度になると思います。それと定額制、管理職手当の定額制への移行につきましては、考え方といたしましては、現在支給している管理職手当の範囲内で調整をすることを考えております。ですからこの件に対しては持ち出しが増えるというようなことはないと考えております。

○議長（栗林政伸） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第12号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第9 議案第13号 砥部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第9議案第13号砥部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第13号砥部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。砥部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。職員の特務手当につきましては、議員の皆様から見直しをするようにご指摘をいただいております。現在9業務を対象に手当を支給しておりますが、近隣市町の状況なども参考に見直しを行いました結果、6業務については支給を廃止し、3業務のみ支給対象として残すことといたしました。具体的な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、対照表の1ページの方をご覧ください。第2条第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を1号ずつ繰り上げ、第5号から第9号を削る。右欄の改正案のとおり、3業務のみ残しておりますが、第1号感染症防疫作業手当と第2号行旅病、死人処理手当につきましては、支給実績はございません。第3号は診療所医師の研究手当として残しております。対照表の1ページ下から次の2ページ、3ページの方をご覧ください。第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条及び第6条を1条ずつ繰り上げ、第7条から第11条を削り、第12条を第6条とする。ここでは廃止した6業務の特務手当に関する条文を削り、併せて条文整理を行うものでございます。この改正によりまして、節減額が年間ですと大体150万円くらい減ってくるのではないかというふうに見込んでおります。附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 休憩前にちょうどですが、請求するわけではございませんので。課長、本質的には賛成なんです。他に似たような関連した特殊勤務手当を払いよるのがあるでしょ。行政区域内の中ではありませんか。あるはずですよ。やはりそこらもみていかなければならない。ここだけ見ていくのでは不公平だと思います。決して職員いじめるんじゃないんです。やっぱりそういうところを見直していかなければ、不公平感が生じますので、あえて今は言いませんが、ここで言いませんが他にあると思います。財政課とよく検討してあれしてもらいたいと思います。答弁いりません。それだけ言うときます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第13号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第10 議案第14号 砥部町税条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第10議案第14号砥部町税条例の一部改正についてを議題と

します。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第14号砥部町税条例の一部改正について。この条例改正につきましては、後の方の、手数料関係の改正がございますので、関連して説明させていただきます。砥部町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。昨年の6月と12月に開催の全員協議会におきまして、砥部町財政健全化計画に基づき、使用料、手数料の見直しを進めておること。また実施時期につきましては、平成19年4月で予定をさせていただくことをご説明いたしました。使用料、手数料等の見直し基準に基づく手数料の原価計算の結果を踏まえまして、適正価格に改正するため提案するものでございます。今回の条例改正につきましては、地方税法に基づき砥部町税条例で定めるとされている手数料について改正を行うものです。改正内容につきましては新旧対照表で行います。ご覧ください。第18条の4第1項、納税証明書の交付。第73条の2第1項、固定資産課税台帳の閲覧及び第73条の3第1項、固定資産課税台帳に記載されておる事項の証明書の交付の手数料を200円から300円に改めております。この条例は平成19年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） だいたいこんだけ値上げということについては、前の説明の時に説明を受けたんですが、この手数料の見直しについて大体この最後の、説明の10ページにありますように、この件について、何件くらい1年間で利用されておるとかお知らせしていただきたらと思います。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の玉井議員さんのご質問なんですが、税務課関係がですね、年間に、失礼いたしました。全部合わせまして、税関係以外、住民サービス課関係、また他に税務課で発行しておる証明料関係、全部合わせまして3万2千件くらい年間ございます。ですから、単純に100円引き上げまして、320万くらい年間で増収といたしますか、増加が見込まれております。以上です。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 私、伺ったのは大体何件くらいで、3万2千が、32万言われたんですか、あの合計。手数料の。ちょっとそこのところはつきり分からんですが。それと併せて、算出コストというのがありますが、これが、このコストについて、仮に身分に関する証明手数料が、1,819円だと思ってるんですが、かかるとるという根拠はどっから出されておるかちょっとお尋ねします。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 玉井議員さんの最初の質問の方ですが、件数は3万2千件。件数で3万2千件です。ですから単純に100円引き上げましても320万。それと原価計算のことなんですが、どうやって出したかという事のご質問だと思います。手数料の原価計算につきましては、1分当たりの人件費、人件費はまた別に出し方ございますけども、人

件費×処理時間、それに物件費等、減価償却をこれ、年間の取り扱い件数で割ったものを加えて求めております。以上です。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） これは、私は、素人考えで分かりませんが、今ごろみなコンピューターになつとるんで、こんなに経費がいるんかというのが不思議でいかんのですが。前みたいに手書きの場合だったらいろいろ面倒やと思います。私も行きますと、ぱっぱとやったら、ぱつとでてくるので。そのためにコンピューターを導入しとるんじゃないかと思う割には、割り方経費がかかるだなどという。これはほんと、こんなにかかるんはコンピューターを導入した意味がないんじゃないかというふうな感じがするわけですが、その点だけちょっと。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の玉井議員さんのご質問ですが、まず最初に申し上げます。計算について間違っておるとは考えておりません。それがなんで、コンピューターたたいで出るのに、なんでそんなに要るんだということなんですが。先ほど言いましたように、1分当たりの人件費と、処理時間ですね。それに足すことの物件費と減価償却費、パソコンの導入からのお金の計算をしましたら、やはりかなり想像している以上に高くなります。以上です。

○議長（栗林政伸） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 関連した質問をいたしますが、何年か前に申し上げましたように、メンテナンスも含めまして芦屋市が、印鑑証明1枚に3千円ほどかかっております。本町ではどのくらいかかりますか。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の三谷議員さんのご質問なんですが、印鑑のいろいろあるんですが、まず登録は206円、これ原価計算した場合です。印鑑登録証の交付が424円というふうに試算されております。以上です。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第14号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第11 議案第15号 砥部町手数料条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第11議案第15号砥部町手数料条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第15号砥部町手数料条例の一部改正について。砥部町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中



村剛志。砥部町財政健全化計画に基づきまして、地方自治法第227条で規定されている、特定の者のためにする事務について徴収する手数料の見直しを進めてまいりました。原価計算により適正な料金を算定し、かつ近隣市町の手数料との比較検討も行い改正をいたしております。なお、改定額の上限につきましては、特別な場合を除きまして現行額の概ね1.5倍までで止めております。改正内容のご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。第2条の第7号から第13号までの戸籍関係手数料をそれぞれ200円から300円に。第15号、16号、18号、19号の税務関係の手数料につきましても200円から300円に。第29号、第31号、それと対照表2ページに移っていただきまして、34号、35号、改正後の37号につきましても200円から300円に改定をしております。改正後の第36号では、今まで明記されておられませんでした住宅用家屋証明申請手数料を追加しております。また第33号の改正は県条例の改正に合わせて条文の整理を行うものでございます。第36号の1、300円につきましては、県外の市町、まあ県内の市町とも全部どういう状態で徴収しているかを調べまして、1、300円という金額に設定を行いました。この条例は平成19年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） まず、役場といったところが営利を目的でないということはもちろん皆様も承知の上なんですけども、住民サービスということに重きを置いておりますが、大体今回の手数料は行革の一端としてされるということだと思いますが、大体平均してですよ、全部。平均でよろしいんですけど、それぞれのコストのだいたい何パーセントくらいが徴収料金に設定されておるのかお知らせください。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 土居議員さんのご質問なんですけど、原価計算の何割くらいかということで、非常に難しいんですけど、そうですね、率で平均してといわれると、非常に困るんですけど、高いものにつきましては、現在今回改正を行うんの何倍というのもございます。それともものすごく近い数字もございます。大体3、400件位の見直し、300円を超えて400円から大体600円位の金額のがかなり多いんですけど、それ以外にも、とてつもなく10倍、20倍に算定された数字もございます。ただそれにつきましては、先ほど言いましたように、一挙に上げるということは出来ませんから、概ね1.5倍で止めようということで今回、できるもんについてのみ改正を行っております。それ以外のものにつきましては、今後検討を加えましてまた改定を行いたいと考えております。以上です。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第15号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

ここでしばらく休憩します。再開は10時30分の予定です。

午前10時14分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（栗林政伸） 日程第3指定管理者の指定についての議案第7号の件で、土居美智子議員の質問に、相田商工観光課長。ちょっと訂正がありますので、先に。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 失礼します。土居美智子議員さんから、ご質問いただきました、窯の設置でございまして、指定管理者を募集する場合に、皆さんに使っていただき、誰でも参加できるというようなことで、年度内の設置を見込んでいたわけですが、当初予算の方で対応させていただくというふうに考えております。なお、その現地説明会では3社来ていただいたわけなんですけども、その3社には窯を設置しますということは現地説明会で報告させていただいております。以上です。よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第12 議案第16号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第12議案第16号砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 議案第16号砥部町国民健康保険税条例の一部改正について。砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。改正内容については後ほど新旧対照表で説明したいと思います。提案理由でございしますが、健全な国保財政の運営を図るため国保税の引き上げを提案するものであります。それでは新旧対照表をお願いします。まず第3条でございしますが、国民健康保険被保険者に係る所得割額の下線を引っ張っております、総所得金額の「100分の6.8を乗じて算定する」を「100分の7.8」に改正します。第5条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額。被保険者1人について「22,000円」を「23,500円」に改めます。第5条の2、国民健康保険の世帯別平等割額、1世帯について「23,000円」を「26,500円」に改正します。第6条、介護納付金の所得割額でございしますが、「100分の0.6」を「100分の1.2」に改めます。第7条の2、介護納付金の被保険者均等割額。次のページをお願いします。被保険者1人について「5,800円」を「8,600円」に改めます。第7条の3、介護納付金の世帯別平等割額でございしますが、1世帯について「3,500円」を「5,400円」に改めます。第13条、国民健康保険税の減額でございしますが、第1号では7割軽減世帯の軽減額。第2号では5割軽減世帯の軽減額。第3号では2割軽減世帯の軽減額を定めておるものでございます。これらにつきましては、基礎課税額が改正されたためそれぞれ軽減額を改正するものでございます。なお、今回の改正による引き上げ率は、国民健康保険では約10%、

介護納付金では約40%となっております。元に戻っていただきまして、附則。この条例は平成19年4月1日から施行する。2、改正後の砥部町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。14番、田室博志君。

○14番（田室博志） 今回の改正で、10%と40%を上げるということなんですけども、これについて、上限はどのくらいになるわけですか。

○議長（栗林政伸） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 田室議員のご質問にお答えいたします。国保税の医療分につきましては現在53万円が上限でございますが、現在地方税の改正の案でございますが、56万円に今回上がる予定でございます。介護分につきましては9万円が限度額でございます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 非常に介護税につきましても、高い割合で上がっていく。本当に今年で定率減税もすべてなくなりました。去年においても、定率減税のなくなったことによって、町民税が引き上がり、町民税が上がればすべて、この介護とか国民健康保険とか割合的にも皆さんランクが上がって行って、去年非常に戸惑った私の友達もおりますが、一挙にすべてが、住民に負担が掛かる世の中で、老人はお金持ちと言われておりますけど、別にお金持った人が一部分であって、本当に生活することは、毎日毎日の生活であくせくしておる状態なんですけれども、これは、1年先送りになるとか、あるいはもっと率が安くなるとか低くなるとか、こういうことはなくても、これをやらないと絶対に前に向いて進まないという状態なんですか。

○議長（栗林政伸） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 土居美智子議員のご質問にお答えいたします。国民健康保険税全体で見ましたら、平成15年度に20%くらい引き下げました。その引き下げた年の15年度から既に赤字に陥っております。それをずっと繰越金で賄ってきたような状態でございます。それで、もう19年度今回至りましたら、もうとてもじゃないが財源が足りないということで今回引き上げをお願いしておるわけでございます。介護の件につきましては、12年度に制度が始まったわけでございますが、1回も改正をして、引き上げをしておりません。65歳以上の1号被保険者につきましても、2回の引き上げを行っております。2号保険者ですか、国民健康保険の介護の保険につきましても、今とらなければいけない額の半分くらいしか納付金が入ってないような状態なんです。そして、今回はどうしても値上げをさせてもらわないと運営が出来ないということになっております。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 今、課長さん、やれない言いましたけど、補正、今日の補正出す

までに、繰越金の見込みが1億4千万あったでしょ。そして、今度補正で繰越金が1億5千万の繰越が出来るのに、なぜ、値上げしないといけないのですか。私が言いよるん間違えておりますか。前までには、1億4千万の繰越金で認めとったでしょ。そして、今度は1,500万して、1億5千万の繰越金はしとんでしょ。それでなおかつ値上げする理由には私は希薄だと思いますよ。

○議長（栗林政伸） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 三谷議員さんの質問にお答えいたします。繰越金は今度も見込んでるわけですが、その繰越金も入れてもなお計算上は8千万ちょっと足らんような状態になつとるんです。それで今回、10%上げましたら4千万くらい増収となります。まだそれでも4千万円足りませんので、安定基金ですか、基金の方から4千万を繰り入れて運営していくということでございます。以上で終わります。

○議長（栗林政伸） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） これは後ろに委員会ございますので、課長、値上げした経緯も、なぜこれせんといかんかという明細も、今度委員会の折に委員長にお願いします。

○議長（栗林政伸） 7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） あの、皆さんに反論するようですけど、これ、当時15年ごろに当時値下げしたわけでしょ、国保を。当時の繰越金があったんで、値下げすると。そして3、4年やってからまた元に戻すよというような話だったと私は記憶しておりますので、課長も提案する時、自信持って言われたっていいと思いますよ。当時の背景ありますので。それで3、4年しかもたんというのは分かっただけやから。分かっただけで値下げしたんですから当時。当時ですよ。ですから、これ元にもんただけの話ですよ。やむを得ないと思いますよ。健全財政を維持するためには、値上げもやむを得ない部分があると思いますよ。何でも、そりゃ減額した方が町民は喜ばれますけど、苦しかつても上げないかん時は上げないかん。やっぱり、役場として言うべきことは言わないとだめだと思いますよ。自信を持って。私だってこんなこと言いたくありませんよ。こんなアホな話を。下げろという話は町民喜ばれますよ。だけど、苦しかつてもみんな頑張ってやろうと、この意気込みですよ。頑張ってください。以上です。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 井上議員さんが、仕方がないものは仕方がないということで、自信を持ってというお話でしたけれども、介護保険に言わせていただきますと、17年の合併の時に、いわゆる旧砥部地区の方は千円くらい上がりましたかね。3年後との改正になっているんで、途中で上がらずに、上がらなかったんですかね。私は、じゃあ、広田の方が下がって、砥部の方が千円上がったのかなと、記憶しておるんですが、私の記憶間違いだったらすみません。間違いは間違いで構わないんですが、なんかそういうふうな、記憶を持ってるもんですからね、あまり頻繁に、まあ3年ごとの見直しということは分かっておりますけども、なかなか今回こういうふうになっていきますと、やはり私も自分がお金持って窓口にお金を払いに行きますと非常に高いなというふうになりながら払わしてもらっておるんですけども、確かにお金がないことには物事が進まないことはわかるんですけど

ども、他に何か考える事が出来ないんだろうかなど。このように感じておるんですけども。どうしても無理というお話なんでしょうか。

○議長（栗林政伸） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） ご質問にお答えいたします。あの、先ほども言うたと思うんですが、65歳以上の1号保険者については3年間の見直しで既に2回上げました。国保の対象者の介護分につきましては、合併以前に広田の方については若干引き上げたらしいです。そして、砥部町につきましては、全然引き上げておりません。以上です。

○議長（栗林政伸） 丸本住民課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 失礼します。ただ今の土居美智子議員さんのご質問でございますけども、旧広田村ではですね16年度に介護の方では、平等割の部分で、所得割を0.9から1.2%に引き上げております。それから資産割は8%そのままにしております。応益割で、平等割につきましては、5,500円から6千円に引き上げております。それから平等割が3千円から4千円に引き上げを行っております。なおこの際に、医療分についても16年度旧広田村では引き上げておまして、所得割を6.5から7%。資産割については35%でそのままでございます。均等割につきましては、16,500円から17,500円。平等割が、1万5千円から1万9千円というふうに引き上げを行ったところでございます。それから介護の分は、なんとか引き上げをしないで、なんとかならないかというお話でございますけども、先ほど武智課長の方からご説明があったとおり、実質、所定の計算方式というのが示されておりまして、それでいくと、ずっと本来とるべきところの半分しか入っていないという状態で、実質、医療部分を食っているというか、どっちをどうとるかということですが、ようは繰越をどんどん介護分はずっと取ってきておる。食いつぶしてきているという状況がございます。医療費部分につきましても、先ほどご説明もありましたとおり、事業勘定分野としてはですね、どっちにしても基金にも手を付けざるを得ない。19年度の見込みでいくと、基金取り崩しをしないと当初予算が組めんという状況になってございます。そこらもありますので、今回は国保運営協議会でお諮りをしまして、そこで、本来こんだけうちとしては必要ということはお示しをいたしましたけども、それは確かにいろいろ、値上げがされる中では無理だということで、本来、医療分でいくと20%位アップしなくちゃいけないという部分を10%というところで抑えた答申をいただきました。ただ、介護部分につきましても、まだまだ足りないけれども、ここまでが限度ということで、短期的にしかみれないということで、19年度においてはこういうことで提案をさせていただくということになりました。ご報告申し上げます。以上で終わります。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 一つ教えていただきたいんですが、この今国民健康保険の対象者と介護保険の世帯ですかね。これちょっと教えていただきたいと思いますので。

○議長（栗林政伸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 失礼をいたします。2月末現在で国保の加入者でございますが、被保険者が8,449人。世帯が4,391世帯ということになっております。

介護第2号被保険者数が2,485人でございます。以上です。

○議長（栗林政伸） 他に。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 介護保険について2点ほどお伺いします。どんどん介護保険が上がっていく傾向にあります。利用者負担であるのであればそれは問題ないと思うんだけど、健康な人から待ったなしに年金から引かれるということ、年寄りの方は否応なしに年金から引かれておるんで、大変悲鳴をあげておるのが現状だと思うんです。しからば現在の業者からの請求が正しい請求がきているかどうか、そこらあたりを厳しくチェックする必要があると思う。そのようにやっておられるかどうか。もう1点は、予防運動に対して、まだまだ取り組みが弱いのではないか。このように介護保険が上がるのであるから、健康には十分注意して介護を受けないような体を作るために全町挙げてその運動を展開してですね、下げていく努力をしていかなきゃならんとこのように思うわけです。したがって、この状況を町民に知らせて、その徹底をしていく努力をした上で、どうしても上げなきゃいかんというのならまた納得できると思うんですよね。そういうことで、やっぱりそれに対する対応をして、町民の方に納得していただいてするのであれば、我々も、払う方としても納得できるんだけど、いつの間にかどんどん上がってくというのはなかなか理解できないではないかと思うんですけど、その点についてお伺いしたいと思います。以上です。今すぐが無理なら、後からそういう研究とかそういうのを開いてですね、方針を出していただきたいと思います。いかがでしょうか。すぐ出せというたら無理かもわかりませんが。

○議長（栗林政伸） ちょっと待って。16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 今のいろいろ国民健康保険の料金とか、その他いろんなことが、質問が集中しとるようなんですけど、この数年、合併前の段階から合併の段階において、かなりの裕福な予算だったと、いうふうな状況の中で、多少取り過ぎじゃないかというふうなお話があって、そして、下げたというふうなことだったと思います。そしてまた広田の方も頑張っていたら、足してもらおうというふうな状況の中で、お互いにそれに歩み寄ったというふうなことが出来たというふうに思います。で、このままいきよったらいずれまたそういう値上げの問題が出るだろうという旧砥部町の状態もありましたけれども、その時はその時で、また値上げの話があったら、その時に審議したらいいんじゃないかというふうな状況でですね、そう収まったということでもあります。まあ今回これが遅かったのか、早かったのか分からないけれどもですね、そういうふうな状況になったわけですから、また審議して進めばいいんですが、今の状況をみますと、ほとんど総務厚生でですね、一応、あ、ごめんなさい、厚生の人らが議論に入っとる人が多かったもんですからそこらへんで、煮詰めていただいていますね、そしてまた報告をしていただいたらいいんじゃないかというふうに私は思います。

○議長（栗林政伸） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 別の観点からお尋ねいたします。この、2年前ですか。1世帯当たり2万5千円の国保税が減額したと、その時の総務課長はこれで7年間安心だというふうなことを言われたんで私も、2年たったらこういう状態になって、あれ私が質問して下

げたのが悪かったんやろかというようなことも考えないかんのやけれども、それはまた別の問題といたしまして、この前協議会の時にお尋ねしたんですが、滞納世帯が457世帯あり、8,830万の滞納額だということを聞いたんですが、これについての問題は、国保税が高いから払えんのか、極端にいうたらよもだで払わんのか、ということは分かるんじゃないかと思うんですが、そのあたりのことはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（栗林政伸） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。滞納者の内容でございますが、国民健康保険に入っておられる方は、大体低所得者、老人の方で国民年金等だけしかないような低所得者の方が多くおられまして、ほんとに困っておる方で滞納しとる方、そして国保に加入されとる人では、営業とか農業の方で毎年の収入の浮き沈みがあるということで、前年度の所得によって、国保税が課税されるということで、経営の状態でも収入の浮き沈みがあることで滞納しとる人、そして、次には所得があるのに払わないというような方がおられます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） やっぱりそういうようなことで、今、どこでも問題になっとなるのは、国保世帯ですね。国保料が高いというようなことで、払えないので、8,830万円の国保滞納が出るとというようなことで、やはりこういうことについては、国保税の親方の国に対して、なんらかの形で、引き下げのために抜本的に支援をやれというようなことで、いうたら国民保険ですから国民全体がやらないかと、介護とはまた別な観点で考えないといかん場合ですが、それと併せまして、全国で資格証明書を大分出しておるんですが、砥部町は幸いなことにゼロ世帯というようなことでございますので、この資格証明書は現在ゼロですが、滞納世帯が多いと、資格証明書を発行せざるを得んようになるんじゃないかと思うんですが、この場合は今のところは、資格証明書発行とかいうことについては、世帯については出す計画はないということで、把握しとってよろしいんでしょうか。

○議長（栗林政伸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） ただ今の玉井議員さんに対する答弁でございますけども、資格証明書については確かに一度も出したことはございません。その納税相談に応じていただくということで、よそできっちり資格証を出しておるところであれば基準がありますけど、出すところに該当する方もいらっしゃるかもしれませんが、砥部町ではとにかく納税相談をしていただく回数を増やすということで、短期証で対応しておるということでございます。今後におきまして、やはりこのままでは「逃げ得」とかいう言葉もよく耳にしますが、それもやっぱり難しいと。それからいろんな特別調整交付金というのがございますけど、一定のものについては資格証を出してない場合には対象としないと、まあ砥部町では今のところ特調に該当するものはございませんけれども、そういうことまで出ておるということで、国の方は強く、資格証発行を求めています。ですから今後、税務課との協力体制によりまして、これは明らかに悪意を持ってということについては、毅然と資格証を交付するということも必要であろうと思っております。以上で終わります。

○議長（栗林政伸） 先ほどの中村茂君の質問については、午後の再開の時に初めに大西生きがい推進課長の方から説明をもらいますので。その間ご了承をしてください。質疑を終わります。

おはかりします。議案第16号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第16号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

### 日程第13 議案第17号 砥部町ふるさと創生基金条例の一部を改正する等の条例の制定について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第13議案第17号砥部町ふるさと創生基金条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第17号砥部町ふるさと創生基金条例の一部を改正する等の条例についてご説明をいたします。砥部町ふるさと創生基金条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。この条例は第1条で、砥部町ふるさと創生基金条例の一部を改正。それから第2条で、砥部町とべの館運営基金の一部改正。第3条で、砥部町とべ温泉運営基金条例の一部改正。第4条で、砥部町高齢者保健福祉基金条例の一部改正。第5条で、砥部町土地開発基金条例の一部改正。最後に第6条で、砥部町まごころ基金条例の廃止をするものでございます。一部改正につきましては、基金の適正な管理運営をするためでございます。第6条のまごころ基金の廃止につきましては、同一の目的を持った基金として福祉基金がございますので、これに統一するためでございます。それでは内容をご説明申し上げます。お手元の新旧対照表をお願いいたします。まず、ふるさと創生基金条例でございますが、第4条の運用益基金の処理につきまして、「基金に繰り入れるものとする。」となっておりますのを、改正案としましては、「ふるさと創生のための事業の財源に充てるものとする。」と改正いたします。続きまして、とべの館運営基金条例でございますが、処分、これは基金を処分してある事業の財源等に充てる場合がございますけれども、現行は1と2でございましたが、その中に、右側でございますように、2号としまして、「砥部町の観光及び地場産業の振興にかかる経費の財源に充てるとき。」という目的をはっきりと挿入いたしました。続きまして、とべ温泉運営基金条例でございますが、これにつきましても処分、第6条のところでございますが、2ページの方にわたっておりますので、2ページをお願いいたします。2号として、「砥部町の観光及び地場産業の振興にかかる経費の財源に充てるとき。」という文言を挿入しております。続きまして、高齢者保健福祉基金条例でございますが、これにつきましては第5条の運用益金の処理につきまして、現行では「基金に繰り入れるものとする。」



となっておりますのを、改正案といたしまして、「高齢者保健福祉の財源に充てるものとする。」ということで、財源として利用するように改めております。次に砥部町土地開発基金でございますが、運用益金の処理として、第5条、現在「一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。」となっておりますのを、改正案では「土地取得特別会計歳入歳出に計上して、基金に繰り入れるものとする。」ということに改めております。もう一度議案の方に戻ってください。第6条の、2枚目でございますが、第6条のまごころ基金につきましては先ほども申しましたが、砥部町福祉基金という同じ目的の基金がございますので、こちらの方に統一するために廃止するものでございます。附則としまして、条例の施行でございますが、議決の日から施行することとしております。提案理由につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 改正案の方の、とべの館運営と、それからとべ温泉の運営基金の場合は、砥部町の観光及び地場産業の振興に係る経費の財源に充てるということになりますと、それぞれから上がってきた収益、まあ言えば一つの仕事に利用が出来るというふうな考え方でよろしいわけですね。それぞれが別個で、とべの館の場合はとべの館の関係、とべ温泉はとべ温泉の関係じゃなくて、観光と地場産業のことであれば2つを合わせて、その事業に使ってもいいと、このように解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 土居美智子議員のご質問にお答えいたします。おっしゃるとおりでございます。現在とべの館運営基金は、1億1,200万ほどの、17年度末現在で基金残高がございます。これらの基金につきまして、一般会計側で事業を行う場合でも、先ほど申しました観光とか地場産業の振興に係る事業の財源として取り崩すことが出来るというふうな考え方のものでございます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第17号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第17号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第14 議案第18号 砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第14議案第18号砥部町奨学資金貸与条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 議案第18号砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について

ご説明申し上げます。砥部町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。今回の改正につきましては、特別支援教育の推進のため学校教育法の一部が改正されます。4月1日から施行されますので、これに伴って改正するものと、貸与資格要件を明確にするため提案するものでございます。改正内容につきましては、別表で説明させていただきます。新旧対照表の奨学生の資格というところで、第3条第1号で「盲学校、聾学校及び養護学校」という言葉がございますが、これを「特別支援学校」というふうに改めるものでございます。それと第4号の町内に居住する者であること、という「町内」という言葉を「旧広田村」に改正するものであります。これはこの制度が旧広田村から引き続き運用されておる制度でございまして、対象者が現在の広田地区に限定制約されておるため、条文を整合させるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） ちょっと休憩いたします。再開は25分。

午前11時14分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（栗林政伸） 再開します。説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第18号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第18号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

#### 日程第15 議案第19号 砥部町梅野奨学資金給付条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第15議案第19号砥部町梅野奨学資金給付条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 議案第19号砥部町梅野奨学資金給付条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町梅野奨学資金給付条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。今回の条例改正につきましては、特別支援教育の推進のため学校教育法の一部が改正され、4月1日から施行されますので提案するものでございます。条例の第3条第1号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改めるものでございます。この条例は4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第19号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第19号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第16 議案第20号 砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第16議案第20号砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第20号砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。提案理由をご覧ください。この条例改正の提案につきましては、19年4月からの砥部町地域包括支援センターの開設に伴い、従来の高齢者在宅福祉事業であります生きがい活動支援通所事業について、内容を見直しまして、これを地域支援事業として実施することなどにより提案するものであります。新旧対照表も併せてご覧ください。砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように改正する。第3条第2号、これは生きがい活動支援通所事業であります、を次のように改める。第2号、通所型介護予防事業及びいきいきデイサービス事業。通所型介護予防事業といいますのは、将来的に介護を必要とするおそれが高い人で、特定高齢者に対する事業であります。いきいきデイサービス事業と申しますのは、自立している人で、一般高齢者でこれに対する事業でございます。第6条第1号から第3号までを次のように改める。第1号、第3条の事業、これは通所介護事業でございます。これを利用する者は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、これは国が示した基準でございます。これにより算定した額とする。ただし、実費相当分については、利用者が負担するものとする。第2号、第3条第2号の事業、これは通所型介護予防事業と、いきいきデイサービスでございます。これを利用する者は、砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例、今回上程しております、先ほど説明しました、議案第8号でございます。これの別表に定める額とする。第3号、第3条第3号の事業、これは居住事業でございます。これを利用する者は別表に定める額とする。別表第1を削り、これは議案第8号の徴収条例で、負担額を定めたことにより削るものです。別表第2を別表とする。附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。以上で議案第20号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 単純な内容についてお尋ねします。新旧対照表において、改正案として第6条、利用者負担額が本来ならば別表として記載されるべきではないかと思いますが。また、現行では負担額が560円となっていますが、改正案第3条第2号、事業内容からいくと550円が利用者負担の基準額になるんじゃないかと思いますが、説明を求めます。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 中島議員さんの質問にお答えいたします。まず初めに利用者負担額の550円の方から説明させていただきます。560円が550円でしたなら、560円じゃなかろうかということですかね。

○議長（栗林政伸） 中島博志君。

○13番（中島博志） 地域支援事業のいきいきデイサービスの事業内容からいきますと、従来現行で560円が、先ほどの事業内容からいきますと、550円になるんじゃないかという事を聞いておるんです。

○生きがい推進課長（大西潤） この件につきましては、委託費が5,500円かかります。その1割いうことで550円に今回10円下がったんですけど、550円に設定いたしました。そして、別表の関係でございますがこれは、居住事業の関係の別表のことでしょうか。

○議長（栗林政伸） 中島博志君。

○13番（中島博志） 要するにですね、第3条の第2号の事業内容からいきますと、改正案のところですね、別表がつかなければならない。付くべきじゃないかということをお願いしておるんです。さっきの金額も含めてですよ。

○生きがい推進課長（大西潤） 失礼いたしました。ここに最後に、いわゆる第3号の後に、別表第1を削り別表第2を別表とすることで対応しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（栗林政伸） 中島博志君。

○13番（中島博志） というでもですね、当然ここに別表がでてくるべきじゃないかということ、再度お聞きします。

○生きがい推進課長（大西潤） 分かりました。分かりやすくするために次から気をつけてあれしますので、よろしくお願いたします。

○議長（栗林政伸） 他に。16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 今、中島議員の質問の中で、次からやりますというお話をいただいたんですが、委員会が、日を改めてあると思うんで、その時にその委員には示されるかどうか。そこらのところは、次からいうんが、ずっと数箇月先にするのか。次の数日後にある委員会に示されるのか。そのところ。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 山本議員さんの質問にお答えいたします。次の委員会で示したいと思っております。

○議長（栗林政伸） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第20号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第17 議案第21号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第17議案第21号砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 議案第21号砥部町国民健康保険条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。本案は、砥部町国民健康保険における退職被保険者及びその被扶養者の数が、国民健康保険運営協議会の委員に、被用者保険等保険者を代表する委員を加えるべき一応の目安とされております1,500人以上で、かつ、その被保険者全体の数に占める割合が3%以上であるために国民健康保険法の施行令第3条第2項の規定によりまして、本町国保運営協議会の委員に被用者保険等保険者を代表する委員を加えるために提案するものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。国民健康保険運営協議会の委員の定数を定めております第2条に、第4号として、被用者保険等保険者を代表する委員1人という規定を加えるものでございます。なお施行期日は本年4月1日としております。以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 国保協議会の委員が1名おられんですが、やはりこういう協議会や保険条例なんかは慎重に審議していただかなければならないので、定員を増やすということは異議ないんですが、この選任の仕方についてはどういう方法で選任されるのか1点お尋ねいたします。

○議長（栗林政伸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 失礼いたします。ただ今の玉井議員のご質問ですが、今回改正を提案さしあげたのは、退職者医療に係る分ということでございまして、退職者の保険者の代表者からとっていくということでございます。実際には保険者協議会と、被用者保険等保険者の連絡協議会というところがございまして、ここの推薦を受けて選任するという、国の方からの通知がございまして、その手順によるということでございますので、ご議決をいただきましたら事務局をしております社会保険事務局へ推薦の依頼をするという手順でございます。以上で終わります。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） この提案理由の分ですが、砥部町に何人くらい該当されておるんで

すか。

○議長（栗林政伸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） ただ今の井上議員さんのご質問でございますが、先ほど申し上げましたが人数が1,500人を超えるということでございますが、本年度ずっと通してみますと1,500人を超える状態になっておりまして、12月現在で退職被保険者が1,733人ということでございますので、1,500人を超えておるということでございます。それからパーセントでございますが、18年度中ずっと18%台を推移しておりまして、12月現在で20%ということでございますので、一応の目安とされるものを超えておるということでございます。以上で終わります。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第21号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第18 議案第22号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第18議案第22号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 議案第22号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。2枚めくっていただきまして、提案理由でございますが、ごみの減量化とリサイクルの推進、ごみ処理費用の負担の公平化及び適正処理費用の確保の観点から砥部町行財政集中改革プランに示されたごみ有料化を実施するために改正を行うものでございます。新旧対照表で説明させていただきますのでご覧ください。第10条の次に、家庭系廃棄物の排出方法第11条を追加しております。条文でございますが、家庭系廃棄物のうち第9条第1項に規定する一般廃棄物処理計画、これは廃掃法の規定によりまして、町が定めました一般廃棄物処理計画でございますが、この計画で定める燃料ごみ及び雑ごみを集積場所に排出する時は、町長の指定するごみ袋を使用しなければならないと、この条文をもちまして、燃料ごみと雑ごみの有料化を明記しております。後段でございますが、ただし町長の指定する施設、これは美化センター、千里埋立処分場ですが、そこに搬入する時、又は第20条に規定する者、許可業者でございますが、許可業者に委託する時はこの限りではないと、例外規定を定めております。第2項で、指定ごみ袋について必要な事項は規則で定めると、指定ごみ袋の種類、規格、厚さ、袋の色、文字の色、形状等を規則へ

委任しております。第11条を追加したことによりまして、以下の条が1条ずつ繰り下がり、第15条では本文中の条番号も一部変更となっております。次のページをご覧ください。第17条の次に指定ごみ袋の交付第18条を追加しております。条文でございますが、「前条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料は指定ごみ袋の交付を行うときに徴収するものとする。」と、手数料はごみ袋購入時に徴収すると定めております。第18条を追加したことによりまして、以下の条が2条ずつ繰り下がり、第19条では本文中の条番号も一部変更となっております。別表第1は種別(2)ですが、家庭系廃棄物を集積場所に廃出するとき、燃料用指定ごみ袋大1枚につき40円、中1枚につき30円、小1枚につき20円、資源回収用ごみ袋1枚につき12.2円、雑ごみ用指定ごみ袋大1枚につき120円、小1枚につき60円と、ごみ袋の値段を定めております。(3)でございますが、一般廃棄物を町長の指定する施設へ搬入する時として、美化センター又は千里埋立処分場へ直接持ち込んだ場合の料金を定めております。従来は20kg以下無料、20kg超100kg以下940円としていましたが、ステーションに出せば有料、美化センターに持ち込めば無料という矛盾が生じないように、20kg以下無料は廃止するとともに重量を細分化し、0kgから20kg180円、21から40kg370円、41から60kg560円、61から80kg750円、81から100kg940円と改正するものでございます。議案の2ページに戻っていただきまして、下段の方の附則をご覧ください。附則では第1項で施行期日を平成19年10月1日からとしております。第2項では準備行為といたしまして、改正後のこの条例の施行前でもごみ袋の販売と、手数料の徴収ができると事前販売の規定を定めております。次のページ第3項でございますが、この条例の条が繰り下がったことによりまして、関連する砥部町廃棄物処理施設条例の条文を改正したものでございます。以上で議案第22号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第22号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~  
日程第19 議案第23号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第19議案第23号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日

浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 議案第23号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。次のページ、提案理由でございますが、公定歩合に関する統計の名称変更等及び保守点検に関する料金表の用語を明確化することに伴いまして提案するものでございます。新旧対照表により説明させていただきますのでご覧ください。第18条を全文改正するものでございます。第18条では延滞金の計算をする場合に公定歩合を用いると定めておりましたが、現在では公定歩合という言葉には政策金利としての意味合いがございませんので、公定歩合を特例基準割合に改め、第2項として整理するとともに関連する用語の改正をしたものでございます。裏側でございますが、別表の関係が、保守点検料に関する料金表の用語を明確にしたもので、浄化槽法に定める環境省令では浄化槽の種類により、年間の定期点検回数が定められておりますので、使用開始点検等とは区別するため、右から2番目の「点検回数」を「定期点検回数」と改めております。また年度途中での新規契約や解約があった場合の料金明確化のため一番右側の「保守点検料」を「保守点検料（年額）」に改めるものでございます。議案の2ページをご覧ください。附則で施行期日を平成19年4月1日としております。以上で議案第23号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第23号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第20 議案第24号 砥部町農業研修センター条例の一部改正について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第20議案第24号砥部町農業研修センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 議案第24号についてご説明します。議案第24号砥部町農業研修センター条例の一部改正について。砥部町農業研修センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。まず提案理由ですが、他条例との整合性を保つため、使用料の減免を改正する。また、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料の原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するため提案するものでございます。改正点について別紙の新旧対照表によりご説明申し上げます。現行第9条、「町

長は、次に掲げる場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。1号、公共機関及びこれに準ずる団体等が利用するとき。2号、前号に掲げる場合のほか、町長が必要と認めるとき。」を改正案では第9条、「町長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。」とするものでございます。さらに、附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。また別紙の使用料、2ページにありますように、使用料の単位を時間帯別から1時間単位とするもので、改正案では、集会室1時間380円、会議室1時間110円とするもので、備考におきましてもご覧のように改正するものでございます。議案第24号へお戻りください。附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第24号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第21 議案第25号 砥部町林間休憩施設条例の一部改正について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第21議案第25号砥部町林間休憩施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 議案第25号についてご説明いたします。議案第25号砥部町林間休憩施設条例の一部改正について。砥部町林間休憩施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。まず提案理由についてですが、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料の原価計算の結果を踏まえ、第5条の使用料を適正価格に改正するため提案するものでございます。改正点について、別紙の新旧対照表により説明いたします。現行の第5条、「休憩施設の利用の許可を受けた者は別表に定める使用料を納付しなければならない。」を改正案では第5条、「休憩施設の利用の許可を受けた者は、使用料として1時間当たり220円を納付しなければならない。ただし、使用時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間とする。」とするものでございます。次に、附則第1項の見出し及び項番号を削り、使用料金の単位を1箇月単位及び時間帯別からとしていた別表を削るものでございます。議案第25号へお戻りください。附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

山本典男君。

○16番(山本典男) ちょっといろいろ見よるとですね、大体今までの使用料が上がるという話しざりやったんですが、ここでように見よったら下がるんじゃないかと思えるんですが、この提案理由として、使用料手数料見直し基準に基づく使用料の原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するため提案するものと、これは次の議案26号と提案とついでですが、適正にそれで原価計算を計ったらこう改正する必要があるというふうに、それで今までは儲けすぎておったんだと、それで改正で下げる必要に、これは適正にせないかんということに聞こえるんですが、そこらのところ私は、ちょっと違うかもしれないという感じがするんですが、説明していただいたらと思います。

○議長(栗林政伸) 西崎農林課長。

○農林課長(西崎悟) ご質問にお答えをいたします。まずこの砥部町林間休憩施設につきましては、他の公の施設と同じように減価償却等計算の結果を踏まえて提案をさせていただいておりますが、この施設につきましては、ご承知のように売上の6%を使用料として徴収をいたしております。しかしながら、この施設につきましてはかなり砥部町の一般財源の支出が多いというふうなことで、現在利用者と調整を図りまして、使用料はそういうことで改正させていただきますが、まず19年度の見込みといたしまして、使用者の負担を現在砥部町が見ております、燃料光熱水費、浄化槽等の手数料委託料、NHKの受信料、テレビ組合の負担金そういったもの、概ね年間72万ほどかかることになっておりまして、内使用料も入ってくるわけですが、町の負担が約30万ほど支出しております。そして19年度からはこの館の経費をすべて利用者にみていただくということで、72万ほどみていただくことになろうかと思っております。そして、使用料が24万入ってくるということで、実質的には利用者の負担が51万円位増額すると、こういうことで改正しておりますが、一方では利用者の負担を増やしていると、それはどこにあるかということ、町が6%だけでは賄いきれないからというふうなことで、経費節減のためにもそういう改正を行っておるところでございます。以上でございます。

○議長(栗林政伸) 山本典男君。

○16番(山本典男) ということは、適正価格というのは他に今までは砥部町が負担しよったという部分があると、それをもう完全に委託したから、それを委託したからその部分は消えたから少なくするんはあって、という感じで変えた。やり方を変えたというふうなことなんですかね。まあこれ見たら、適正価格になるようにということで、ちょっと理解が出来なかったんですが、まあそういうふうにやり方を変えたということなんですか。

○議長(栗林政伸) 西崎農林課長。

○農林課長(西崎悟) ご質問にお答えをいたします。この施設については公の施設と申しましても、一般の公の施設とは若干性質が異なっておることはご承知のとおりでございます。ここで営業活動をしておるということでございまして、まずこの私の考え方では、一般的な飲食店を営む場合、持家でやる場合は別でございますが、家を借りて営業する場合はそういった必要経費、それはあくまでも借り人側が負担すると、これが原則であろうと思っております。ちなみに一般的な飲食店で申し上げますと、売上100%に対しまして、食

材原価が約40%、粗利益が60%、この粗利益の中、人件費が24%、一般経費が21%、営業利益が15%と、この一般経費の中で負担をしていただくと、このような考えでございます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 他に。質疑を終わります。

おはかりします。議案第25号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第22 議案第26号 砥部町ふるさと生活館条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第22議案第26号砥部町ふるさと生活館条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 議案第26号についてご説明をいたします。議案第26号砥部町ふるさと生活館条例の一部改正について。砥部町ふるさと生活館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。まず提案理由でございますが、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料の原価計算の結果を踏まえ、第8条の使用料を適正価格に改正するため提案するものでございます。改正点について、別紙の新旧対照表によりご説明いたします。現行の第8条、「利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。」を改正案では第8条、「利用者は利用の許可を受けたときは、使用料として1時間当たり370円を納付しなければならない。ただし、使用時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間とする。」とするものでございます。さらに、附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削り、別表を削るものでございます。議案第26号へお戻りください。附則、この条例は、平成19年4月1日から施行する。以上で議案第26号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第26号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

### 日程第23 議案第27号 砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正について

#### (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第23議案第27号砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 議案第27号についてご説明申し上げます。砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正について。砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例。砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部を次のように改正する。別表第2第1項中につきましては、次のページをお開きいただけますでしょうか。新旧対照表でございますが、現行につきましてご説明申し上げます。大人200円、団体でありますと150円。学生高校・大学生150円、団体100円。小人につきましては100円、70円でございます。改正案でございますが、大人につきましては300円、団体で250円、100円の増でございます。学生につきましては、200円、150円、これは50円の増でございます。小人100円、70円は変えておりません。この条例は平成19年4月1日から施行させていただいたと思います。提案理由でございますが、使用料手数料等見直し基準に基づく入館料の原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するため提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 特例の中で、65歳以上の高齢者のいわゆる特例というのは存続するのでございませうか。そのまま一切ないと理解してよろしいんでございませうか。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。老人につきましては、要綱等で定めておまして、100円ということになっております。また身体障害者等につきましても、大人100円、学生75円、子人50円等々でございます。以上です。

○議長（栗林政伸） 他に。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 団体割引のことなんですけど、改正案の方、まあどちらも一緒なんですけど、要は学生、高校生か大学生ということなんですけど、大体小中学生でしたら遠足で団体というのもなんとなくうなずけるんですけど、大学生になると、案外そのグループという小グループはあるんだろうと思います。今までに団体割引を使った、学生という欄にランクするところで1年間、今年度の1年間についてどのくらいの数がありますか。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 土居議員さんのご質問にお答えいたします。これ17年度の決算されておりますんで、18年度については数字をつかんでおりません。17年度でお答えさせていただいてよろしいでしょうか。まず、一般学生でございますが、学生150円の段階で17年度は270名でございます。そのうち団体が59名でございます。

子人につきましては326。それに対して37ということで団体扱いにしております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第27号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第24 議案第28号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第24議案第28号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第28号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、1枚おめくりください。総津地区農業集落排水処理施設の完成及び使用料徴収事務の適正化のために提案をするものでございます。改正内容でございますが、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の1ページをご覧ください。まず第7条第2項のただし書きでございますが、「ただし、町長が認めたときは、これを免除することができる。」このただし書きの規定を削るものでございます。そして、次に現行の第11条から14条までをそれぞれ2条ずつ繰り下げまして、第13条から16条と改めまして、第11条と第12条を加えるものでございます。第11条は督促手数料の規定でございます。第12条は延滞金の規定でございます。町税の規定に準じた内容として加えるものでございます。2ページをご覧ください。第11条が第13条、12条が14条ということで、それぞれ2条ずつ繰り下がっております。次に3ページの別表第1でございますが、ご覧のように改めるものでございまして、広田地区農業集落排水施設につきましては、位置を地番表示に改めまして、「砥部町玉谷707番地」と改めるものでございます。そして、新たに「総津地区農業集落排水施設」を加えまして施設の名称といたしまして、今言いました総津地区農業集落排水施設、位置を砥部町総津2240番地1、区域を総津1、総津2、総津3の一部というふうに加えるものでございます。なお附則では施行期日を平成19年4月1日といたしておるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第28号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

ます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時30分。

午後0時12分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（栗林政伸） 再開します。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 中村議員さんの2点のご質問についてお答えいたします。まず初めに、介護保険給付費のチェックについてでございますが、これにつきましては利用者がサービスを受けた事業所より国保連合会へ請求書が行きます。そして、これを受けて国保連合会が、請求の内容等を審査いたしまして、請求ミス等があれば事業所へ請求書を戻します。そして事業所がそれを整理いたしまして、再請求できるものであれば改めて、請求をすることになっております。そして町におきましては、国保連合会から毎月送られてくる給付実績に基づきまして、チェックいたしまして、不適切な事業所があれば町が、県の適正委員会これと協議いたしまして、事務所を指導することとなっております。

そして、もう1点の保険料が増えていることにつきましてでございますが、これの対策といたしましては、19年4月より地域包括支援センターを設置いたしまして、いつまでも元気で、介護が必要とならないための介護予防に重点を置いた事業を推進していきます。以上でございます。

~~~~~

日程第25 議案第29号 平成18年度砥部町一般会計補正予算（第6号）

日程第26 議案第30号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第27 議案第31号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第28 議案第32号 平成18年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

日程第29 議案第33号 平成18年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第34号 平成18年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）  
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第25議案第29号から日程第30議案第34号までの平成18年度補正予算に関する6件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求

めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第29号平成18年度砥部町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。平成18年度砥部町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。歳入歳出補正予算第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,141万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,598万3千円とする。次に債務負担行為補正でございますが、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。それから、繰越明許費第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」によるということでございます。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。今回の補正につきましては、歳入歳出補正、債務負担補正、繰越明許費の3つの構成となっております。内容につきまして、お手元の方にお配りしております、平成18年度3月補正予算の概要というものがございますので、そちらの方でご説明させていただいたと思います。なお詳細につきましては委員会等でご審議いただくと聞いておりますので、私の方からは要約した形でご説明させていただきます。それでは2ページをご覧ください。第1一般会計補正予算（第6号）でございますが、先に申しましたように、歳入歳出2億9,141万4千円の増額補正でございます。累計64億3,598万3千円となります。この財源でございますが、国県支出金を284万円、その他の特定財源659万4千円、一般財源としまして2億8,198万円を入れております。なおこの一般財源につきましては下にありますように17年度からの繰越金が2億8,129万1千円、その他として68万9千円がございます。歳出につきましては、ここでは主な点2点ほどだけご説明にかえさせていただきます。3ページの方ですが、民生費の方で、上から4、5行目の所に二重丸で書いておりますが、後期高齢者医療制度に伴う介護保険システムの改修費306万6千円を追加というようなことが入れございます。この予算は3月でございますが、不用経費の精算とかございまして、減額要素が多々ありますが、ここに書かれておりますのは、その中で増額要素として出てくるものでございます。もう1点、3ページの一番下の所でございますが、13款諸支出金として3億845万7千円の増額補正をするということで、内容は財政調整基金への積立3億円。それから午前中に申しました、まごころ基金を廃止して福祉基金へ統合するため積立金776万2千円を上げておるものでございます。4ページをお願いいたします。一番上の所でございますが、こういう増額要素はございますが、最終的に各款の方で不用額として6,497万6千円の減額要素がございまして、それらを総計いたしまして、先ほどの追加補正の額となっております。次に債務負担行為でございますが、平成19年4月1日から指定管理者に指定管理者制度を導入いたします。これに伴いまして3箇年の債務負担行為を設定いたします。内容はここにごございますように、文化会館の指定管理料、それから砥部町総合公園及び田ノ浦町民広場の債務負担行為、それから交流ふるさと研修の宿の債務負担行為、農村工芸体験館指定管理料の債務負担でございますが、金額はそれぞれ右側にあるとおりでございます。なおこれに伴う、この指定管理者に伴います、経済的な効果でございますが、私の方では単年度で約1,700万ほどの減額効果があるとみ

ております。次に繰越明許費でございますが、以下の2点の、2つの事業につきまして繰越明許費を設定いたします。まず民生費といたしまして、先ほど申しましたが、後期高齢者医療制度に伴う介護保険システム改修費用、これ今回の3月補正であげました306万6千円全額をここで、19年度へ繰り越します。それから教育費としまして、麻生小学校体育館耐震補強等整備事業、これ2月の15日の補正予算で提示しました補正予算でご議決いただいた分でございますが、全額1億4,693万円、全額を19年度へ繰り越させていただきます。これらにつきましては、麻生小学校につきましては、国の補助金の関係で、予算計上が遅れまして時間的にも無理がございますので、そのまま繰り越させていただきますし、後期高齢者医療制度につきましても、国の体制が遅れまして、こういう形で出てまいりました。ご了解のほどよろしくお願いいたします。以上で一般会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 議案第30号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第1条、事業勘定の規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ646万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,456万2千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。それでは第1表によりまして、内容を説明させていただきます。予算書の2ページ、3ページをお開きいただきますようお願いいたします。今回、事業勘定のみの補正でございます。まず歳出でございますが、2款1項療養諸費の1,558万9千円の増につきましては、一般被保険者に係る療養給付費の追加ということでございます。あと3款4款5款につきましては、それぞれ今後の不用の見込み額あるいは拠出金額の確定とか納付金額の確定等に伴って調整をしたということでございまして、8款諸支出金の2項繰出金の10万4千円の増額につきましては、診療所の運営に係ります国庫補助金の追加分を施設勘定へ繰り出すものでございます。次に2ページをお願いいたします。歳入でございますが、これらの補正の財源でございますが国庫支出金が1,370万5千円。県支出金が1,396万5千円。共同事業交付金は減額でございますが、4,993万6千円の減。一般会計の繰入金297万8千円。前年度からの繰越金1,282万1千円を充当しているものでございます。以上で議案第30号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第31号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算補正につきまして、保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万1千円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億995万6千円とし、介護サービス事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万円を減額して、歳入歳出予算



の総額を歳入歳出それぞれ2, 830万7千円とするもので、補正の款項の区分ごと金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。歳出より説明いたしますので3ページの第1表をご覧ください。今回の補正につきましては、不用額の減額と保険給付費では給付実績に基づく予算内での調整、地域支援事業費では国県補助対象額の変更により国県支出金、支払基金交付金から一般会計繰入金への財源組替をお願いするものです。補正額の欄をご覧ください。1款総務費1項総務管理費におきまして、国の補助に伴う財源組替であります。同じく4項趣旨普及費におきましては、23万1千円の減額で、これは印刷費の不用額でございます。2款保険給付費1項介護サービス等諸費におきまして、12万円の減額で介護サービス給付費の不用額でございます。同じく3項その他の諸費におきまして12万円を計上しております。これは介護給付審査支払い手数料の不足分でございます。3款1項財政安定化基金拠出金におきましては、148万1千円の減額でこれにつきましては、愛媛県介護保険財政安定化基金におきまして現在財源が確保できているなどで、予定といたしましては20年度まで積立は行わないこととなりました。したがって、減額分につきましては、5款の基金積立金に積立をいたします。4款地域支援事業費1項介護予防事業費、同じく2項包括的支援事業・任意事業費におきましては、国県補助対象額の変更により財源を組替えるものでございます。5款1項基金積立金におきましては、148万1千円を計上しております。これは3款財政安定化基金拠出金の不用額を介護保険事業運営基金として積立をするものでございます。歳出合計は、23万1千円の減額を計上しております。2ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては、国県補助対象額の変更により、財源の組替えを行うものでございます。補正額の欄をご覧ください。3款国庫支出金2項国庫補助金、260万2千円の減額。4款1項支払基金交付金134万8千円の減額。5款2項県支出金2項県補助金193万円の減額。7款繰入金1項一般会計繰入金564万9千円。歳入合計は23万1千円の減額を計上しております。以上で保険事業勘定の説明を終わります。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたしますので5ページをご覧ください。歳出より説明させていただきます。今回の補正につきましては、不用額の減額と、サービス事業費では介護サービス収入の減により、繰越金及び一般会計からの繰入金による財源組替をお願いするものでございます。補正額の欄をご覧ください。1款総務費1項施設管理費におきましては、印刷費の不用額で1万円の減額。2款サービス事業費1項居宅介護サービス事業費におきましては、利用者の減による通所介護費収入の減により財源の組替を行うものでございます。したがって、歳出合計は1万円の減額を計上しております。4ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては、通所介護費収入の減により財源組替等を行うものです。補正額の欄をご覧ください。1款介護サービス収入1項介護給付費収入343万8千円の減額。同じく2項自己負担金収入38万2千円の減額。2款繰入金1項一般会計繰入金249万2千円。3款1項繰越金131万8千円。歳入合計は1万円の減額を計上しております。以上で議案第31号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは、議案第32号平成18年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町のとべの館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出補正予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,946万2千円とする。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。それではまず概要でございますが、売上の増加に伴う仕入額の増加でございます。第1点ですね。それから前年度の繰越金を基金に積み立てるということでございまして6、7ページをお開きいただいたらと思います。歳出について、まず第1款館の運営費でございますが、400万円の増。これは賄材料費ということで商品仕入れの増加でございます。それから2款諸支出金730万5千円。これは積立金に積み立てたための支出でございます。合計1,130万5千円の増で3,946万2千円となります。また歳入につきましましては、売店収入、売上金の増加でございます。仕入れに伴う売上の増加でございます。それから繰越金につきましましては、17年度の繰越729万円でございます。それから財産収入として1万5千円。歳入合計1,130万5千円の増額補正でございます。3,946万2千円となります。以上で説明を終わらせていただいたらと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第33号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町の農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,745万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,153万7千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。まず3ページの歳出でございますが、1款1項農業集落排水事業費で今回1,745万3千円の減額補正をお願いいたしております。この補正でございますが、中継ポンプ施設の事業費の減少によるものでございまして、工事請負費の減額をするものでございます。その財源でございますが、3款1項国庫補助金で909万円の減額。4款1項県補助金で270万円の減額。5款1項他会計繰入金で566万3千円の減額補正となるものでございまして、歳入合計1,745万3千円の減額となるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 議案第34号平成18年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。第1条平成18年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条の収益的収入支出の予定額のうち、まず収入の内容でございますが、第1款上水道事業収益第1項で営業収益の450万円の減額につきましましては、水

道使用料800万円の減額と、350万円の給水工事収益を増額するものでございます。第2項営業外収益の45万4千円は、加入金及び利息金を増額するものでございます。第2款簡易水道事業収益第1項営業収益の217万3千円は、主に水道使用料でございます。第2項営業外収益の5万1千円の減額につきましては、新規加入が無かったため減額するものでございます。次に支出でございますが、第1款上水道事業費用第1項営業費用の1,328万1千円につきましては、当初におきまして資本的支出の建設改良費の中で深井戸地質調査を計上いたしておりましたが、調査の結果が今後井戸として使用ができない見込みであるということから収益的支出の方に予算組替600万円を行うもの。また給水工事請負費350万円。固定資産の除却費692万2千円を増額するほか、水源地や排水地の動力費290万円を減額するものでございます。第3項特別損失20万3千円につきましては、15人の不納欠損分でございます。第2款簡易水道事業費用第1項営業費用の50万8千円につきましては、ポンプ場の動力費を減額するものでございます。2ページをお願いいたします。第3条の資本的収入支出の予定額のうち、まず収入の方からご説明申し上げます。第1款上水道資本的収入第1項負担金の60万円の減額につきましては、消火栓改良工事等の負担金の減額でございます。第2項工事負担金の40万円の減額につきましては、直接配水管負担金を減額するものでございます。次に支出でございますが、第1款上水道資本的支出第1項建設改良費の629万6千円につきましては、先ほど申し上げました深井戸地質調査の予算の組替、また量水器の購入費の減額を行うものでございます。第4条の職員給与費の60万4千円につきましては、給与、手当、共済負担金等を増額するものでございます。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。「質疑なし」

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第29号から議案第34号までの平成18年度補正予算に関する6件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第34号までの平成18年度補正予算に関する6件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第31 議案第35号 平成19年度砥部町一般会計予算

日程第32 議案第36号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第33 議案第37号 平成19年度砥部町老人保健特別会計予算

日程第 3 4 議案第 3 8 号 平成 1 9 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 3 5 議案第 3 9 号 平成 1 9 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 3 6 議案第 4 0 号 平成 1 9 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 3 7 議案第 4 1 号 平成 1 9 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 3 8 議案第 4 2 号 平成 1 9 年度砥部町奨学資金特別会計予算

日程第 3 9 議案第 4 3 号 平成 1 9 年度砥部町土地取得特別会計予算

日程第 4 0 議案第 4 4 号 平成 1 9 年度砥部町公共下水道特別会計予算

日程第 4 1 議案第 4 5 号 平成 1 9 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 4 2 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 4 3 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度砥部町水道事業会計予算

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第 3 1 議案第 3 5 号から日程第 4 3 議案第 4 7 号までの平成 1 9 年度予算に関する 1 3 件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。柳田助役。

○助役(柳田稷) 議案第 3 5 号平成 1 9 年度砥部町一般会計予算について説明をさせていただきます。1 9 年度砥部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 9 億 2 6 6 万 8 千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表による。第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表による。第 3 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表による。第 4 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1 0 億円と定める。第 5 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成 1 9 年 3 月 9 日提出。砥部町長中村剛志。本議案につきましては、例によりまして、各常任委員会に付託されましてご審議していただくことになっております。その際に詳細に説明をさせていただきますので私からは概要のみの説明をさせていただきます。資料は別途お配りしております平成 1 9 年度当初予算の概要で説明をさせてい

たきます。

1 ページなのですが、一般会計に入る前に、19年度当初予算全般的なところ要約して説明をさせていただいたと思います。その表にございますように、一般会計59億余の予算であります。特別会計11ございますが、それと企業会計水道会計ですが、それを合わせて139億の予算となっております。前年度18年度の比較でございますが、18年度の当初予算が骨格的な予算ということでございますので、比較するには若干無理がございます。したがって、今回に限り最終予算額と比較をさせていただいております。最終予算額で申し上げますと、一般会計で減額、マイナスの5億3,300万。特別会計の方では1億2,500万減となっております。水道会計の方では、220万ほどの増となっております。全体で6億5,600万円の減額となっております。次のページをご覧ください。町債でございますが、そこに町債の発行見込み額と残額という表がございます。17年度末で一般会計で91億7,100万円の起債残高でございますが、18年度末には元金の償還でございますし、また新たな発行もございます。相殺いたしまして、合計85億8,200万円になります。19年度償還金9億2,900万、新たな発行4億4,200万。19年度の最終見込みが80億9,500万円でございます。あと、土地取得特別会計、公共下水道特別会計、集落排水特別会計、18年度末は合わせて100億を超えます。19年度末で98億3,800万円の見込みでございます。水道会計につきましては、18年度末で20億2,400万円。9,500万円償還いたしますので、19億2,900万円の予定でございます。次に人件費でございますが、18年3月に職員適正化計画を定めました。それに沿って順次削減を進めてきております。17年1月に広田村、砥部町と合併したわけですが、その時点では広田村40人、砥部町189人の229名の職員でございました。18年度で223名。本年度の予算が218名分となっております。給料では、1,968万8千円の減となりますが、職員手当、共済費で若干伸びておりました。合計では人件費1,738万4千円の減となっております。次に賃金でございますが、臨時雇いの賃金でございますが、一般会計で19年度1億8,222万8千円。前年比とは160万の減額となっておりますが、特別会計の方で軒並み増額となっております。トータルといたしましては650万余増加いたしまして、2億2,127万7千円となっております。

それでは一般会計の方の概要について説明をさせていただきます。歳入歳出それぞれ前年度当初に比べまして、3億9,838万6千円の増額となっております。当初と比較いたしましたら18年度骨格予算ということでもありますので増額になっております。18年度は主要な事業、それから一部事務的な経費につきましても補正に回しておるためでございます。最終予算と比較いたしますと、5億円余の減となっております。その下の歳入でございますが、19年度におきましては国税から地方税への税源移譲が上げられますが、町税の増加分2億7,100万円は所得譲与税が廃止され、1億6,100万円減額となったことで、そのため他の減少分をカバーするまでには至っておりません。その他地方一般財源は軒並み減少が予測されております。特に地方交付税は、合併特例分の特別交付税が4千万円、普通交付税が地方財政計画の中で、対前年比4.4%のマイナスとなったこ

とで、引き続き大幅な減少が見込まれております。この歳入の状況の表は後で7ページにございますので、その際に説明させていただきます。次のページの4ページでございますが、主要一般財源の推移を表にしております。合計欄をご覧ください。一般財源は年々減少をしております、18年度は44億9,100万円。19年度当初予算では43億900万円ということで、前年比で1億8,200万円の減となっております。次に基金の状況でございますが、当初予算で財源不足を補うために財政調整基金から1億5千万円を組み込んでおります。基金の残額でございますが、17年度末で6億2,800万円ありました。18年度末で今回補正でお願いしております3億円を積み立てますので、9億2,800万円になります。19年度の予算において1億5千万円の取り崩しを見込んでおります。したがって、19年度末の見込みが7億7,800万円という状況でございます。次に使用料手数料でございますが、集中改革プラン、財政健全化計画に基づきまして使用料手数料の見直しを進めております。19年度予算では表にございますように、約4,300万円余の増収を見込んでおりますが、この中には指定管理者への収入移管分が含まれておりますので、実績には1,400万円余の増収ということになろうかと思っております。それでは7ページの方をご覧くださいと思います。歳入予算の款別の比較でございます。砥部町の財源で一番多いのが地方交付税。09の地方交付税ということで、34.4%。普通交付税と特別交付税合わせて20億3千万円でございます。その次が町税20億1,939万8千円。構成比は34.2%ということでございます。この2つが突出した収入となっております。あと国県支出金や繰越金、町債等を見込んで予算を計上しております。それでは5ページに戻っていただきまして歳出につきまして申し上げます。まず補助金、交付金でございますが表にございますように19年度1億5,800万円。一般財源が1億2,100万円。18年度と比較いたしまして400万円の一般財源では増となっております。次に2の食糧費でございますが、表にございますように、食糧費の計上箇所をまとめるようにすると同時に、大幅に削減をしております。18年度と比較いたしまして総務費で5万円の減額。消防費で5万6千円の減額。教育費では若干2千円の増額となっておりますがトータルで10万4千円。元になる数字が低いのでそういうことになっております。次に債務負担行為でございますが、情報通信機器のリースを中心に債務負担行為を設定しております。電子計算機借上料20年から24年度の間で1,725万6千円。あと各砥部地区小学校のコンピューターで5,832万円。図書館で1,769万円。同じく図書館で611万円を設定しております。続きまして6ページの町債の状況でございます。一般会計で今回起こします町債でございますが、起債の方法、利率、償還の方法は従来どおりでございます。地域再生債で3,100万円。一般公共事業債で3,210万円。合併特例債で八倉地区のコミュニティ施設、八倉地区整備事業、砥部中学校校舎と体育館耐力度調査で3,970万円。臨時財政対策債合わせて、3億6,280万円の起債を起こしております。次に8ページをご覧ください。ここでは予算の目的別比較をしております。議会費で1億752万9千円。総務費で8億6,594万6千円。民生費で15億7,564万9千円。構成比が26.7%でございます。衛生費で5億5,933万円。農林水産費が2億6,904万7千円。商工費が1億2,443万9千円。土木費が2億4,

952万3千円。消防費が2億9,325万2千円。教育費が7億6,434万9千円。公債費が10億8,331万7千円で構成比が18.4%になっております。合計で59億266万8千円でございます。次に9ページの歳出予算性質別比較でございます。消費的経費が3分の2を占めておりまして、67.3%。トータルで39億8千万円余でございます。そのうち人件費が16億2,572万7千円で構成比率は27.5%。物件費が11億8,373万4千円で20%の構成比となっております。投資的経費は2億201万6千円ということで3.4%。それからその他でございますが、公債費が10億8,331万7千円、18.4%となっております。繰出金が6億2,313万4千円という状況でございます。それでは10ページ以降、各款項目ごとに主なものを記載しておりますので、簡単に説明をさせていただきます。まず総務費では、一般管理費で継続事業の行政評価システム導入費を計上しております。次の財産管理費におきましては、農業集落排水施設への町有施設を接続するための費用3,930万7千円を計上しております。企画調整費におきましては、19年度におきまして町総合計画を策定完成させますが、その費用384万9千円を計上しております。情報管理費におきましては、住基ネットを19年度に更新する予算を計上させていただいております。5年間で1,990万円、19年度は8箇月分の265万5千円を計上しております。またネットの保守委託料は316万4千円でございます。次に後期高齢者医療制度導入のためのLGWANの接続及びネットワーク構築費用で273万円。それから端末機でありますパソコンの購入費用24台分420万円を計上しております。続きまして、2款1項3目防災諸費でございますが、自動体外式除細動器AEDを庁舎内に設置するために35万8千円を計上しております。それから自主防災組織の育成費として上野、北川毛、上原町区へ63万1千円。久保田、南ヶ丘、多居谷区へ交付金として90万円を計上しております。税務総務費におきましては、3年に1回の標準宅地鑑定評価128地点ですが、その費用として872万円を計上しております。軽自動車税の申告書のデジタル化で46万円を計上しております。次に生活福祉推進費におきましては、八倉区コミュニティ広場の整備費として2,556万3千円を計上しております。12ページをご覧ください。民生費でございますが、障害者福祉費におきまして障害者自立支援法の施行に伴い事業の統廃合が発生しております。その事業ごとの状況につきましては、22ページにまとめた表がございます。障害者自立支援給付の支払いを国保連合会に委託することになりまして、その管理システムを新たに構築するために196万円を計上しております。また地域生活支援事業として地域自立支援協議会委員の報償費、相談支援事業委託料、日常生活用具の給付事業やデイサービス事業などの扶助費を合わせて2,137万円計上しております。介護給付費の支援事業費として従来は支援費支給事業で行ってございましたホームヘルプサービスや施設通所、入所サービス事業を統合いたしまして1億811万7千円を計上しております。次に老人福祉費ですが、4月1日から介護保険特別会計で、地域包括支援センターの運営が始まります。このため一部一般会計から介護特会へ移行した事業があり、これらの点は資料23ページへまとめております。主な内容につきましては、食の自立支援は一部、介護特会の任意事業に移行しておりまして、対前年度で749万円の減となっております。また、高齢者実態把握事業を介護特会

から一般会計に移して129万6千円を計上しております。地域包括支援センター新設によりまして、在宅支援センター運営費を全額減じておりますし、一般会計で実施しております愛の一声訪問事業、生活管理短期宿泊事業、独居老人ふれあい訪問事業、家族介護用品支給事業を介護特会の介護予防事業及び任意事業の方へ移しております。次に老人福祉施設費でございますが、高齢者生活福祉センターの燃料、光熱水費は生活支援ハウス運営委託料等に含めておりました。19年度はこれを分離して、福祉センター運営事業費に計上しております。そのため運営費が前年と比べまして、576万円増となっております。これに対しまして、一般会計の生活支援ハウスを148万減額、介護サービス特会の居宅介護サービス事業運営委託を172万減額しております。続きまして、国民健康保険事業でございますが、当初の段階では財政安定化支援事業費分を全額計上しております。基準は、基準財政需要額算入額としてございます。繰出しの内容につきましてはその表にございます。合わせて1億3,410万9千円となっております。それから国保会計施設勘定への繰出金は400万円増の3,200万円計上しております。老人保健総務費でございますが、繰出金が19年度において1億6,641万4千円を計上しております。後期高齢者医療広域連合に係る費用につきましては、18年度補正、19年度当初予算を通じて、5,442万6千円を計上しております。内容につきましては、14ページの表のとおりでございます。次に、重心医療助成、それから母子医療助成、乳幼児医療助成、三公費の状況でございますが、重心医療助成事業が6,462万6千円、母子医療助成が1,550万円、乳幼児医療助成が3,539万2千円、合計1億1,551万8千円となっております。続きまして、介護保険対策費でございますが、介護保険特別会計への繰出金は以下の表のとおりでございます。保険事業勘定分、地域包括支援事業その他合わせて2億1,715万5千円となっております。次に児童福祉総務費でございますが、各小学校区で放課後児童クラブを引き続き実施をいたします。放課後児童クラブの状況はその表のとおりでございます。次に児童措置費でございますが、児童手当が昨年度の負担割合から大体倍になっております。対象児童が6年生までになったこと、それから所得制限が760万から860万に拡張されたことが理由でございます。予算の推移といたしましては、19年度当初には対象児童拡充に伴う増額分は盛り込んでいませんが、17年度と比較いたしまして、町の負担が倍になって3,799万円となっております。続きまして16ページ、衛生費でございますが、保健衛生総務費では、休日夜間の救急医療体制を維持するため例年どおり予算を計上しております。環境衛生費ですが、浄化槽の設置補助金につきましては、下水道区域外で25基、計画区域内では20基、19年度から新たに加えました。20基を予定しております。次に保健センター費につきましては、別に24ページにまとめております。臨時的なものとしたしましては、センターの屋根の塗装で275万2千円をお願いをしております。次に清掃総務費でございますが、ごみ有料化に伴う支出の増加内容を17ページの表にしております。次に塵芥処理費でございますが、ごみ・し尿処理費用の内訳でございます。19年度予算で3億2,068万1千をお願いしております。次に農林水産費の農地費でございますが、松山南部農免農道の計画書作成費で150万円をお願いしております。次の18ページでございますが、国営の道前道後平野土地改良事

業の償還金で4,846万円をお願いしております。町単の土地改良事業の補助金で1,654万円、これは角谷池の改修工事の補助金を含んでおります。県営の水利施設の保全対策事業ですが、銚子ダムの幹線水路老朽化が進んでおりまして、19年度から4年間かけて改修工事を国の方へ要望していくということで、19年度は調査費をお願いしております。農地・水・環境保全向上対策事業で、154万円をお願いしております。それから農業集落特別会計への繰出金は5,273万1千円減の609万円をお願いしております。次に林道維持費で神の森大橋の塗装改修295万をかけて実施を予定しております。町民の森づくり事業費では、19年度によりまして最終年度ということで記念碑の設置を予定しております。これの経費が265万円でございます。次に商工費でございますが、砥部焼振興費では、引き続き陶芸塾を組合の方へ委託するというので200万円を計上しております。観光費でサザエさんの広告委託料として105万円を計上しております。新たな事業といたしまして、松山市・東温市・砥部町の3市町で広域観光連携推進協議会を発足させるようになっておりまして、その負担金を77万円計上しております。陶街道五十三次事業では、427万円をお願いしております。この中には陶祖ヶ丘を整備するための陶板の設置で218万円をお願いしております。次に農村工芸体験館の費用では、指定管理者への委託費で192万円をお願いしております。それと臨時的なものとして、電気窯の導入をお願いしております。次に土木費でございますが、道路維持費で、維持工事で2,730万円、舗装工事で4,340万円、原材料で100万円、合わせて7,170万円をお願いしております。それから新設改良費では、委託料、工事請負費、補償等合わせて2,280万円をお願いしております。次に公共下水道費でございますが、下水道会計への繰出金は6,747万円でございます。次に20ページをお願いいたします。住宅管理費でございますが、公営住宅の重光団地の解体工事費606万円をお願いしております。消防費でございますが、常備消防費で一部事務組合の負担金が2億5,814万9千円をお願いしております。広田出張所の救急車に搭載する自動式心マッサージ器購入費219万円をお願いしております。消防施設費では、消防団ポンプ車用の無線5台、それと小型動力ポンプ1台、ホース17本を購入するために342万をお願いしております。次に教育費でございますが、事務局費で学校生活支援員配置のために385万9千円をお願いしております。それと町内の教育施設の遊具の点検費用を19年度をお願いして36万円計上させていただいております。山村留学センター費でワゴン車の購入をお願いしたいということで231万円をお願いしております。次に小学校管理費でございますが、大きなものとして、宮内小学校のプールのろ過更新で997万円、それから広田小学校のコンピューター室のエアコン購入で48万円をお願いしております。小学校教育振興費では、3小学校のパソコンの更新費用をお願いしております。中学校管理費につきましては、22年度に改築を行うということでその準備のための耐力度調査をするということでその費用をお願いしております。公民館費につきましては、浄化槽の汚水処理施設の制御盤の取替えで150万円。広田地区と砥部地区の交流を推進する地域間交流事業費もお願いしております。文化会館につきましては、指定管理者に委託するためその委託料3,680万円を計上しております。図書館費につきましては、19年度にコンピューターシス

テムを更新するための費用をお願いしております。次に保健体育費関係でございますが、19年度から総合公園、田ノ浦町民広場の運営を指定管理に出すための委託料630万円をお願いしております。学校給食管理費でございますが、中学校の給食食器を19、20年の2年間でアルマイト製からエポカル食器に切り替える予定でございますが、112万7千円をお願いしております。それからセンターの汚水処理装置のオーバーホールや各機械の取替修理で40万円余お願いをしております。以上、早口で申し上げましたが、詳細は常任委員会の方で説明させていただきますので私からは以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） ここで一旦休憩します。再開は14時40分です。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時38分

○議長（栗林政伸） 再開します。丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 私の方からは、議案第36号及び議案第37号についてご説明申し上げます。まず、議案第36号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ事業勘定23億7,191万6千円、直営診療施設勘定1億2,793万5千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1億5千万円、直営診療施設勘定2千万円と定める。ということでございます。歳出予算の流用については略させていただきます。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。それでは、第1表によりまして事業勘定の方から説明させていただきます。予算書2ページ、3ページをお開きいただきますようお願いいたします。まず、3ページの歳出からご説明申し上げます。1款1項総務管理費でございますが、1,049万6千円でございます。これにつきましては、事務的な経費でレセプト点検とか共同電算処理、国保連合会負担金等の経費でございます。2項徴税費170万8千円でございますけど、国保税の賦課徴収に要する経費でございます。3項運営協議会費1万1千円につきましては、会議の開催に要する経費でございます。2款1項療養諸費13億6,352万4千円でございますが、一般と退職の医療費などの実績を踏まえた見込み額でございます。2項高額療養費につきましては、一般と退職を合わせた見込み額として1億2,500万円を計上させていただいております。3項出産育児諸費でございますが、1件35万円の33件ということで1,155万の計上でございます。4項葬祭諸費、1件3万円の150件で450万円の計上といたしております。3款1項老人保健拠出金でございますけれども、これは老人保健制度に基づく社会保険支払基金への拠出金4億2,562万8千円でございます。4款1項介護納付金、介護保険制度に基づく第2号被保険者分として支払基金へ繰出すものでございまして1億3,500万円でございます。5款1項共

同事業拠出金につきましては、2億6,195万3千円でございますが、国保連合会で行っております高額医療費の共同事業、さらに保険財政共同安定化事業への拠出金でございます。6款1項保健事業費1,436万2千円でございますが、医療費通知、人間ドックの助成、特定検診に係る5箇年の実施計画策定などに要する経費でございます。7款1項公債費、一時借入れをした場合ということで、24万7千円の利息を計上しております。8款1項償還金及び還付加算金につきましては、過年度の国保税の還付の見込み額140万1千円でございます。それから2項繰出金653万6千円でございますけれども、事業勘定で受け入れました診療所の国庫補助金を施設勘定へ繰り出すものでございます。9款1項予備費が1千万円ということで計上しております。以上、歳出合計が23億7,191万6千円の計上となっております。続きまして、2ページの事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。1款1項国民健康保険税でございます。一般と退職に係る医療分と介護分の収納見込みを従来の税率当で計上いたしております、4億9,427万7千円でございます。2款1項手数料につきましては、保険税の督促手数料1千円。3款1項国庫負担金につきましては、療養給付費と高額医療費共同事業に係るものでございまして、4億2,367万4千円。2項の国庫補助金につきましては、財政調整交付金1億3,272万2千円でございます。4款1項療養給付費等交付金6億4,989万4千円でございますが、退職者医療に係る社会保険支払基金からの交付金でございます。5款1項県負担金でございますが、高額医療費共同事業に係るもので914万5千円でございます。2項県補助金につきましては、財政調整交付金で8,250万2千円でございます。6款1項共同事業交付金2億6,195万1千円でございますが、一定の額を超える医療費に係る国保連合会からの交付金でございます。7款1項財産運用収入につきましては、財政調整基金の預金利子として10万円を見込んでおります。8款1項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入れでございまして、1億3,410万9千円でございます。2項の基金繰入金1億3千万円でございますけれども、財源不足のために計上したものでございます。9款1項繰越金、前年度からの繰越見込み額で、5,152万5千円でございます。10款の諸収入におきましては、1項延滞金加算金及び過料で2千円。2項の預金利子で1万円。3項雑入では、第三者行為による損害賠償の見込み額を200万4千円計上しております。以上、歳入合計が23億7,191万6千円の計上となっております。以上で事業勘定の説明を終わらせていただきます。

続きまして、直営診療施設勘定の予算についてご説明申し上げます。4ページ、5ページをお開きいただきますようお願いいたします。まず5ページの歳出からご説明申し上げます。1款1項施設管理費6,555万5千円でございますが、人件費と施設設備の維持管理等に要する経費を計上いたしております。2款1項医業費でございますが、内科の外来を中心としました医科診療に係る医薬品、医療機器などに要する経費ということで6,066万2千円を計上させていただいております。それから2項歯科医療費につきまして、歯科診療に係る技工料、医薬品などで171万8千円でございます。3項の給食費はございません。以上、歳出合計が1億2,793万5千円でございます。続きまして、4ページの歳入についてご説明申し上げます。1款1項外来収入、主に内科外来に係ります診療

報酬収入、それから受診者の一部負担金の窓口収入で8, 232万3千円でございます。2項の歯科診療報酬収入につきましては、歯科外来に係る収入ということで、337万1千円。3項その他の診療収入でインフルエンザ予防接種等の医療保険適用外の収入で85万5千円でございます。3款1項使用料につきましては、往診に伴う自動車使用料等でございます8千円。それから2項の手数料は、介護保険主治医意見書、診断書等の文書料として28万4千円でございます。8款1項他会計繰入金につきましては、財政調整分として一般会計から繰り入れるものでございまして3, 200万円でございます。2項の事業勘定繰入金653万6千円でございますけれども、事業勘定で繰り入れた国庫補助金の診療所運営費の補助金を当該勘定へ繰り入れるものでございます。9款1項前年度からの繰越見込みが255万3千円でございます。10款につきましては、1項の預金利子はございません。2項の雑入は、公衆電話等の通話料で5千円。以上、歳入合計が1億2, 793万5千円の計上となっております。以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。

次に、老人保健の特別会計予算をお願いいたします。それでは引き続きまして、議案第37号平成19年度砥部町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。平成19年度砥部町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億4, 690万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。それでは、第1表によりまして歳出の方から説明をさせていただきます。予算書の3ページをご覧くださいますようお願いいたします。1款1項総務管理費で412万3千円を計上させていただいておりますが、レセプト点検、共同電算処理などの事務的な経費でございます。2項の趣旨普及費はございません。2款1項医療諸費20億4, 277万7千円でございますけれども、現物給付と現金給付や審査支払の手数料などでございます。3款公債費、4款諸支出金ともにございません。以上、歳出合計が20億4, 690万円の計上でございます。続きまして、2ページの歳入についてご説明申し上げます。1款1項支払基金交付金10億6, 261万3千円でございます。これにつきましては、医療費の支弁見込額の約50%にあたる医療費交付金と事務費交付金を計上したものでございます。2款1項国庫負担金につきましては、医療費支弁見込額の3分の1、6億5, 210万円を計上いたしております。2項の国庫補助金につきましては、レセプト点検などの医療費的成果対策事業に係るもので74万3千円を計上いたしております。3款1項県負担金につきましては、医療費の支弁見込みの12分の1を計上してございまして1億6, 302万5千円でございます。4款1項他会計繰入金、これは県と同じ負担割合の医療費分と事務費を一般会計から繰り入れるものでございまして、1億6, 641万4千円でございます。5款繰越金はございません。6款の諸収入におきましては、1項の延滞金加算金及び過料で2千円。預金利子で1千円、3項の雑入では第3者行為による損害賠償金などで200万2千円を計上いたしております。以上、歳入合計が20億4, 690万円の計上でございます。以上が老人保健特別会計予算でございます。これで議案第36号及び議案第37号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第38号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定15億8,921万8千円、介護サービス事業勘定3,166万6千円と定め、款項の区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定1億円、介護サービス事業勘定200万円と定めるものであります。歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用をすることができるものと定めるものでございます。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。それでは、保険事業勘定の歳出より説明させていただきます。12ページの事項別明細書をご覧ください。1款総務費におきましては、介護保険事業の事務関係に要する費用で、2,223万6千円を計上しており、対前年比95万7千円の減額となっています。これの主な要因でございますが、介護保険システム改修の委託料等の減によるものです。2款保険給付費におきましては、介護サービス等の給付費で、15億1,889万円を計上しており、対前年比、7,433万3千円の増額となっています。この主な要因は、介護予防サービス給付費でございますが、これは要支援の利用者に対する事業でございますが、19年度より要介護状態区分の要支援が、要支援1と要支援2となりまして、これに伴い利用者の増を見込んでいるものでございます。3款財政安定化基金拠出金におきましては、愛媛県介護保険財政安定化基金への拠出金でございますが、これにつきましては現在財源が確保できているということで20年度までは拠出金はありません。4款地域支援事業費におきましては、自立者や虚弱な高齢者の方を対象に介護が必要とならない介護予防サービスを提供する事業で3,474万円を計上しておりまして、対前年比1,316万2千円の増額となっております。この主な要因でございますが、19年度より地域包括支援センターを設置するためこの関連する新規事業費等でございます。5款基金積立金におきましては、1,097万6千円を計上しております。6款公債費におきましては、1万円を計上しております。7款諸支出金におきましては、236万6千円を計上しております。これは、財政安定化基金への償還金でございます。したがって、歳出合計は15億8,921万8千円、対前年比9,269万1千円の増でございます。この財源につきましては、10ページの歳入をご覧ください。1款介護保険料におきましては、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料の見込み額2億9,236万2千円でございます。2款使用料及び手数料におきましては、保険料徴収の督促手数料の見込み額千円でございます。3款国庫支出金におきましては、介護給付費等の国の負担金、補助金等3億7,483万円。4款支払基金交付金におきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料の見込み額で4億7,444万8千円。5款県支出金におきましては、介護給付費等、県の負担金、補助金等2億2,517万2千円。6款財産収入におきましては、介護保険事業運営基金預金利子の見込み額1万円。7款繰入金におきましては、介

護給付費等の一般会計からの繰入金2億1,715万6千円。8款繰越金におきましては、18年度からの繰越金の見込み額千円。9款諸収入におきましては、利用者の自己負担金等523万8千円。歳入合計15億8,921万8千円を計上しております。以上で保険事業勘定の説明を終わります。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたします。46ページをご覧ください。歳出より説明させていただきます。1款総務費におきまして、決算書の印刷製本費で1万2千円を計上しております。対前年比1万円の減額でございます。2款サービス事業費におきましては、居宅介護サービス事業費で3,165万4千円を計上しており、対前年比335万9千円の増額となっております。この要因は、地域包括支援センターの設置に伴う新規事業である介護予防サービス等の事業費によるものでございます。歳出合計3,166万6千円。対前年比334万9千円の増でございます。これの財源につきましては、44ページの歳入をご覧ください。1款介護サービス収入におきましては、通所介護費等の収入見込み額3,165万4千円。3款繰越金におきましては、18年度からの繰越金の見込み額1万1千円。4款諸収入におきましては、雑入等の見込み額千円。歳入合計3,166万6千円を計上しております。以上で、議案第38号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは、平成19年度砥部町とべの館特別会計予算について、ご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。議案第39号平成19年度砥部町とべの館特別会計予算についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町のとべの館特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,187万4千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。事項別明細書でご説明させていただきます。第1款の売店収入におきましては、3,150万円。350万円の増額を見込んでおります。第2款の繰越金については、1千円。同じでございます。第3款諸収入におきましても同じ10万1千円でございます。第4款財産収入、預金利子見込み額は、27万2千円と、21万7千円の増額を見込んでおります。歳入合計3,187万4千円。371万7千円の増を見込んでおります。続きまして8ページ、9ページをお願いいたします。歳出につきまして、第1款館運営費でございます。本年度予算額3,160万1千円、350万円の増額でございます。これは賄材料費、仕入れ等が主なものでございます。2款の諸支出金27万3千円は、21万7千円の増でございます。歳出合計3,187万4千円。371万7千円の増でございます。39号については終わらせていただきます。

続きまして、第40号をお願いいたします。19年度砥部町とべ温泉特別会計予算書についてご説明申し上げます。議案第40号、第1ページでございます。19年度砥部町とべ温泉特別会計予算。平成19年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,965

万9千円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成19年3月9日提出。砥部町町長中剛志。それではまた、6ページ、7ページをお願いいたします。事項別明細書でご説明申し上げたと思います。歳入についてご説明申し上げます。事業収入、4,500万、4,500万で変わらずということでございます。入浴料金が3千万円を見込んでおります。またその他、食事等の賄いで1,500万を見込んでおります。2款の繰越金につきましては、458万5千円、マイナス138万5千円。前年度からの繰越見込みでございます。3款につきましては、諸収入、1万1千、1万1千、ゼロということでございます。4款の財産収入につきましては、基金預金利子を6万3千円見込んでおりまして、5万5千円の増でございます。歳入合計4,965万9千円。133万円の減額というふうになっております。8ページ、9ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。第1款温泉運営費でございますが、4,959万6千円で、パート職員17名分と、光熱水費の需要、それから賄材料費等でございます。2款の諸支出金につきましては、基金預金利子ということで6万3千円。5万5千円の増ということでございます。歳出合計が4,965万9千円、133万円の減額ということでございます。以上で、ご説明を終わらせていただきます。なお、詳しくは、委員会の方でご報告させていただいたというふうに考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） それでは議案第41号平成19年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ299万9千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成19年3月9日提出。砥部町町長中村剛志。それでは2ページ、3ページ、第1表をお開きください。3ページの歳出でございます。1款1項の奨学資金費でございます。299万9千円。これは入学一時金として5名分、それと継続、毎月の給付金として14名、合計19名の資金を見込んでおります。続きまして2ページの歳入でございますが、1款1項の財産運用収入で基金預金利子8千円。2款1項の基金繰入金、基金からの繰り入れで、298万円。3款1項の繰越金を1万1千円で、299万9千円を見込んでおります。

続きまして、議案第42号平成19年度砥部町奨学資金特別会計予算についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ366万1千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成19年3月9日提出。砥部町町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。3ページの歳出でございますが、1款1項奨学資金費、366万1千円。これは新規を4名見込んでおります。それと継続7人の貸付、合わせまして11人を予定しております。歳出総額が366万1千円。続きまして2ページでございますが、歳入でございます。1款1項財産運用収入、預金利子として千円見込んでおります。2款1項基金繰入金として105万5千円。3款1項繰越金千円。4款1項貸付金元利収入、これは返還される貸付金でございます。260万4千円。歳入合計366万1千円でございます。以上で議案

第41号、42号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第43号19年度砥部町土地取得特別会計予算についてご説明いたします。平成19年度砥部町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,105万1千円と定める。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4億円と定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。それでは2、3ページをご覧ください。前にも申しましたが、土地取得特別会計では下水道の処理場用地を購入いたしまして、これを4箇年に分けて、下水道特別会計の方へ売却しております。19年度もそれに従いまして予算化をいたしております。まず歳入でございますが、1款財産収入2億7,103万9千円は、下水道特別会計への用地売り払い収入が2億7,093万9千円。それと10万円の基金預金利子を見込んでおります。あと、繰越金、諸収入合わせまして2億7,105万1千円の予算でございます。続きまして歳出でございますが、1款の公共用地先行取得事業費、これは予算書等の印刷費用でございます。2款諸支出金、基金預金等、基金への積み立ての費用でございます。3款公債費でございますが、元金2億6,500万円、利息593万9千円、合計2億7,093万9千円を償還いたします。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） それでは私からは、議案第44号、45号についてご説明申し上げます。まず、議案第44号平成19年度砥部町公共下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,067万5千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億5,000万円と定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。まず、3ページ、歳出の方からご説明させていただきます。1款1項公共下水道事業費で、8億5,330万2千円をお願いをいたしております。これは、職員5名の人件費、それと補助事業を実施いたした時の事務的経費、それと委託料関係では、平成19年度から浄化センターの建設工事に着手するわけですが、19年度の工事の委託料、それと認可区域内の管渠敷設工事のための詳細設計委託料等が主なものでございます。また、工事請負費では、砥部中央幹線のスーパーフジの入り口の所から、三島神社の付近の所までの管渠敷設工事費を計上させていただいております。それと用

地取得特別会計から買取りを、用地取得費を計上させていただいておるものでございます。次に、2款1項の公債費で、737万3千円のお願いをいたしております。これは償還金の利子と、一時借入金の利子でございます。歳出合計8億6,067万5千円でございます。その財源でございますが、2ページ。1款1項の国庫補助金で、4億750万円。2款1項他会計繰入金では6,747万4千円。3款1項町債で3億7,870万円。4款1項繰越金で千円。5款1項の雑入で700万円、歳入合計8億6,067万5千円となるものでございます。4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。期間が、平成20年度から23年度、限度額が、24億5千万円となるものでございます。第3表の地方債でございますが、公共下水道事業でございます。限度額が3億7,870万円。起債の方法、利率、償還の方法は従来通りでございます。以上で議案第44号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第45号平成19年度砥部町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,230万4千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2千万円と定める。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。まず、3ページの歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項農業集落排水事業費で1,018万9千円のお願いをいたしております。これは、広田地区の処理場と、今年から総津地区の処理場が供用開始になりますが、この2つの処理場の維持管理費の計上をさせていただいております。2施設の電気代、それと水質検査、あと施設の管理委託料が主なものでございます。次に、2款1項公債費で1,211万5千円の計上をさせていただいております。歳出合計が2,230万4千円になるものでございます。その財源でございますが、2ページの歳入、1款1項で、使用料419万3千円、2款1項分担金で751万2千円。これは受益者負担金を見込んでおります。3款1項国庫補助金で116万1千円。4款1項県補助金で34万5千円。5款1項で、他会計繰入金で609万2千円。6款1項で、繰越金で100万1千円。7款1項の雑入200万円で、歳入合計2,230万4千円となるものでございます。以上で、議案第44号、45号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 議案第46号平成19年度砥部町浄化槽特別会計予算について説明をさせていただきます。平成19年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,834万2千円と定める。2項は省略いたします。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。3ページ、歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項浄化槽点検管理費として9,451万7千円を見込んでおります。これは、職員8名の人件費と、経常的な経費でござ

います。2款諸支出金1項基金費として、基金への積立金2千万円を見込んでおります。3款1項予備費として382万5千円を見込み、歳出合計が1億1,834万2千円としております。次に2ページ、歳入でございますが、1款1項事業収入で、8,663万4千円を見込んでおります。これは、浄化槽の保守点検料と町有処理施設の使用料収入でございます。2款使用料及び手数料1項手数料といたして、督促手数料を千円見込んでいます。3款財産収入1項財産運用収入として、基金の預金利子を33万8千円見込んでおります。4款繰入金1項基金繰入金として、2千円を見込んでおります。5款1項繰越金として、前年度よりの繰越金2,900万円を見込んでいます。6款諸収入は、トータルが236万7千円で、内訳は、1項延滞金、加算金及び過料、1千円、2項預金利子を1千円、3項雑入を236万5千円見込んでおりました。歳入合計を1億1,834万2千円としており独立採算がとれております。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 議案第47号平成19年度砥部町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。第1条、平成19年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数、8,200戸。年間給水量299万3千t。1日平均給水量8,200t。第3条、収益的収入及び支出でございますが、内容につきまして、まず収入の方からご説明申し上げます。第1款上水道事業収益は3億2,162万8千円、内訳といたしまして、第1項、営業収益は、3億1,723万7千円で、主なものは、水道使用料、給水工事収益、消火栓の維持管理経費等でございます。第2項営業外収益の439万1千円は、加入金、預金利息でございます。次に第2款簡易水道事業収益は、758万1千円で、内訳といたしまして、第1項営業収益の752万9千円は、主に水道使用料でございます。第2項営業外収益の5万2千円は、加入金の見込み額でございます。以上収入合計は、3億2,920万9千円でございます。次に、支出でございますが、第1款上水道事業費用は、3億23万8千円。内訳といたしまして、第1項営業費用は、2億4,049万4千円で、施設の維持管理費、減価償却費、受託工事費、人件費等でございます。第2項営業外費用の5,974万3千円は、企業債の支払利息、消費税でございます。第3項特別損失の1千円は、不納欠損の見込み額でございます。2ページをお開けください。第2款簡易水道事業費用は、1,370万6千円。内訳といたしまして、第1項営業費用の1,154万8千円は、広田万年地区簡易水道の維持管理経費でございます。第2項営業外費用の215万8千円は、企業債の支払利息。以上、支出合計は、3億1,394万4千円でございます。第4条の資本的収入及び支出でございますが、内容につきまして、まず収入の方からご説明申し上げます。第1款上水道資本的収入は、200万円でございます。第1項負担金の170万円は、消火栓新設改良に伴う一般会計からの負担金。第2項工事負担金の30万円は、特配工事の負担金の見込み額でございます。次に第2款簡易水道資本的収入、第1項負担金の1千円は、消火栓の新設改良に伴う負担金の見込み額でございます。収入合計は200万1千円でございます。次に、支出でございますが、第1款上水道資本的支出は、1億5,299万円。内

訳といたしまして、第1項建設改良費は、6,059万6千円でございます、主なものは、国道改良工事に伴う千足地区の配水管敷設工事、並びに向南台の配水管敷設替工事のほか職員の人件費等でございます。第2項企業債償還金は、9,239万4千円でございます。次に第2款簡易水道資本的支出、第2項企業債償還金は312万2千円でございます。以上、支出合計は、1億5,611万2千円でございます。第5条、一時借入金の限度額は2億円でございます。第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費4,229万3千円。第7条、たな卸資産購入限度額は2,000万円と定めさせていただきます。平成19年3月9日提出。砥部町長中村剛志。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 今、寝よったんじゃない、目つぶって聞きよったんですが、国においては衆議院を通過して予算は、参議院にございます。本年度本町における19年度の予算の中に、いわゆる税源の移譲がどれほどあるのか、私も期待をして聞いておりました。私の聞き間違えであれば、お詫びせんといかんのですが、いわゆる町税が2億7千万円のアップでございました。それで、一方では所得贈与税が1億6千万ですか。県でカットされると。結局1億1千万しかあれになってないと。という事は予算でゆうたら60分の1しか効果が上がっていないんだと。新聞では、あれでは、さらにそういうのは地方に税源移譲で、地方の力はあれしますよ。それでは力は出んと思うんです。今後いわゆる最週末、この19年度までの予算の今年度分内に、またそういう税源の移譲があるということですか。

○議長（栗林政伸） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。国から地方への税源移譲の分では、19年度中は1億2,500万くらいで、これ以上増える予定はございません。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 三谷議員さんのご質問の件でございますが、先ほど税務課長が申しましたとおり、税源移譲分としては1億2,500万円。その分と、見込まれます所得贈与税については1億6千万ほどが18年度に予算化されております。その分が減ります。それと合わせて、残りの分としては地方の税の増収というふうに考えていただきたいんですけど、その分とがございまして、普通交付税の方もそれに見合っただがって下がるというふうなことでございますので、全体的には普通交付税1億ほど示した中では下がって下がるというふうになっておると思いますが。これらにつきましては、国の12月末時点で予算が固まりましたが、その時に、この説明書にも入れておりますが、出口ベースで4.4%減額するというところで一段と、まあ言えば、景気が良くなった分を見込んで下げたということで、それがこちらの方にも響いておるといふようなところでございます。ただ、これにつきましては7月に交付税の実際の計算をいたしますので、そこまでははっきりはいたしません。それまでちょっと状態を見なければならぬと思います。以上で答え

とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第35号から議案第47号までの平成19年度予算に関する13件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第35号から議案第47号までの平成19年度予算に関する13件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月16日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 3時27分 散会

平成19年第1回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成19年3月16日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成19年3月16日 午後1時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之 4 番 土居美智子 7 番 井上洋一 10 番 土居英昭 13 番 中島博志 16 番 山本典男	2 番 政岡洋三郎 5 番 中村 茂 8 番 樋口泰幸 11 番 宮内光久 14 番 田室博志 17 番 玉井啓補	3 番 西岡章一 6 番 西村良彰 9 番 栗林政伸 12 番 大野和博 15 番 平岡文男 18 番 三谷喜好
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 中村 剛志 収入役 佐川 秀紀 総務課長 明賀 徹 企画課長 藤田 正純 税務課長 武智 充吉 民生こども課長 正岡 修平 健康づくり課長 相原 宜紀 生涯学習課長 大野 哲郎 商工観光課長 相田由紀夫 建設課長 萬代 喜正 水道課長 辻 充則	助 役 教育長 柳田 稔 広田支所長 佐野 弘明 監理財政課長 上岡 洋一 住民サービス課長 松下 行吉 生きがい推進課長 丸本 正和 学校教育課長 大西 潤 環境保全課長 松村 昇二 農林課長 日浦 昭二 下水道課長 西崎 悟 東岡 秀樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		

平成19年第1回砥部町議会定例会

平成19年3月16日（金）

午後1時30分開会

○議長（栗林政伸） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第5号 砥部町道路線の認定について  
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第1議案第5号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、認定に付されました4路線のうち町道岩谷口線については、国道33号の区域変更に伴い町道に編入するもので、麻生団地1号線・2号線・3号線については、開発が完了した団地内道路の寄付を受けるものであり、4路線とも必要な路線であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決するべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） この33号線の道路については、延長はわかったわけなんですけど、実際に町道として認定するのは道路幅だけですか。この赤い斜線がついておるところ全部の面積を指すのでしょうか。それによって、面積のあれがわかりましたらお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 樋口議員さんのご質問にお答えいたします。この赤い部分というのは道路敷を指しますので、すべてこの部分につきましては、所有権は、国交省が持っておりますけれども、その部分の管理区域として道路区域を町が管理するという位置付けでございます。以上回答とさせていただきます。今、面積のご質問ございましたけれども、これにつきましては幅員が7.5mから19.1ということで、今後、道路台帳を整理して明確な面積は後で出すということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第5号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号砥部町道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第6号 指定管理者の指定について（交流ふるさと研修の宿）
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第2議案第6号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、指定管理者制度に基づき砥部町交流ふるさと研修の宿の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するもので、指定管理者は、松山市のウィズカフェで、期間は、平成19年4月1日から3年間となっています。よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。
よって、議案第6号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第3 議案第7号 指定管理者の指定について（農村工芸体験館）**  
**（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）**

○議長（栗林政伸） 日程第3議案第7号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、指定管理者制度に基づき砥部町農村工芸体験館の管理及び運営を、効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するもので、指定管理者は、砥部焼体験サポートで、期間は、平成19年4月1日から3年間となっています。よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第7号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第8号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の制定について (厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第4議案第8号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） 厚生常任委員会審査報告を行います。ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の制定については、現在まで各要綱により高齢者在宅福祉事業を実施していたものを、今回、9事業について利用者負担金を適正に運用するため条例を制定するものがあります。よって、議案第8号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。
よって、議案第8号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第9号 砥部町防災会議条例及び砥部町水防協議会条例の一部改正 について



(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第5議案第9号砥部町防災会議条例及び砥部町水防協議会条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(井上洋一) ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町防災会議条例及び砥部町水防協議会条例の一部改正については、伊予消防等事務組合の伊予消防等事務組合消防本部及び消防署に関する条例の一部改正により伊予消防署砥部出張所が砥部消防署となり、伊予消防署広田出張所が、砥部消防署広田出張所となるため、関係する2条例の用語の改正を行うものであります。よって、議案第9号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。議案第9号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第9号砥部町防災会議条例及び砥部町水防協議会条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第10号 砥部町消防団条例の一部改正について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第6議案第10号砥部町消防団条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(井上洋一) ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町消防団条例の一部改正については、消防組織法の改正により引用条項の改正及び広田地区の消防団の再編により副分団長を1名減、班長を1名増とし、伊予消防の組織改正に伴う字句の改正を行うものであります。よって、議案第10号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第10号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第10号砥部町消防団条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第11号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第7議案第11号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、国家公務員の休息時間の廃止及び休憩時間の見直しに伴い、これに準じて勤務時間の改正を行うものであります。よって、議案第11号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第11号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第11号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第12号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第8議案第12号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて職員の扶養手当、特地勤務手当等を改定するものであります。よって、議案第12号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第12号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第12号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第13号 砥部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第9議案第13号砥部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、特殊勤務手当の支給対象業務の見直しにより、徴税従事、放射線取扱、野犬捕獲作業、動物死体処理、塵芥処理、浄化槽保守点検作業手当を廃止するものであります。よって、議案第13号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第13号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり

決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第13号砥部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第14号 砥部町税条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第10議案第14号砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町税条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づき適正価格に改正するもので、平成19年4月1日から納税証明書の交付手数料、固定資産課税台帳閲覧手数料、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書交付手数料について200円から300円に見直しを行うものであります。よって、議案第14号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第14号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第14号砥部町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第15号 砥部町手数料条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第11議案第15号砥部町手数料条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第15号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町手数料条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づく原価計算の結果を踏まえ適正価格に改正するもので、平成19年4月1日からほとんどの手数料について200円を300円に改定し、住宅用家屋証明申請手数料1件につ

き1, 300円を追加するものであります。よって、議案第15号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第15号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第15号砥部町手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第16号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第12議案第16号砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第16号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町国民健康保険税条例の一部改正については、国保運営審議会の答申を踏まえ、健全な国保財政の運営を図るため、平成19年4月1日から国民健康保険の医療分・介護分の所得割税率の引き上げ、均等割・平等割の金額の引き上げ、軽減額の限度額の引き上げをするもので、財源不足による税収を確保し、健全な国民健康保険財政の運営をするために、今回の改正はやむを得ない措置であります。よって、議案第16号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。なお、なぜ引き上げる必要があるか住民に周知徹底していただきたい。また、医療費が膨らまないよう予防対策施策をより一層推進していただきたい。ということで、以上を申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第16号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第16号砥部町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第17号 砥部町ふるさと創生基金条例の一部を改正する等の条例の制定について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第13議案第17号砥部町ふるさと創生基金条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第17号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町ふるさと創生基金条例の一部を改正する等の条例の制定については、基金の適正な管理をするため、ふるさと創生基金、高齢者保健福祉基金、土地開発基金の運用益金の処理方法の変更及びとべの館運営基金、とべ温泉運営基金の処分の方法の追加、並びに福祉基金と同一目的の基金であるまごころ基金を廃止するものであります。よって、議案第17号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第17号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第17号砥部町ふるさと創生基金条例の一部を改正する等の条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第18号 砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第14議案第18号砥部町奨学資金貸与条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第18号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町奨学資金貸与条例の一部改正については、特別支援教育の推進の

ための学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校に用語の改正をするものと、奨学資金の貸与資格の範囲を明確にするため町内を旧広田村に改めるものであります。よって、議案第18号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第18号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第18号砥部町奨学資金貸与条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第19号 砥部町梅野奨学資金給付条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第15議案第19号砥部町梅野奨学資金給付条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第19号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町梅野奨学資金給付条例の一部改正については、特別支援教育の推進のための学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校に用語の改正をするものであります。よって、議案第19号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第19号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第19号砥部町梅野奨学資金給

付条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第16 議案第20号 砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)**

○議長（栗林政伸） 日程第16議案第20号砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第20号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第20号砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正については、地域包括支援センターの開設に伴い、従来の高齢者在宅福祉事業の内容を見直し、地域支援事業として実施するため、条例中の用語を整理し、適正な内容にするものであります。よって、議案第20号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第20号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第20号砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第17 議案第21号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)**

○議長（栗林政伸） 日程第17議案第21号砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第21号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第21号砥部町国民健康保険条例の一部改正については、運営協議会の委員に被用者保険等保険者を代表する委員を新たに1名加えるもので、国の基準に基づく措置がとられるものであります。よって、議案第21号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。



[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第21号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第21号砥部町国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第22号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第18議案第22号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第22号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第22号については、ごみの減量化とリサイクルの推進、ごみ処理費用の負担の公平化及び適正処理費用の確保の観点からごみ有料化を10月1日から実施するため、関連する条文を整理するもので、平成6年より検討されてきた事項であり、時代の流れで、やむを得ない改正であります。よって、議案第22号は、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第22号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第22号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第19 議案第23号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の

## 一部改正について

### (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第19議案第23号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第23号について、審査の結果をご報告申し上げます。浄化槽保守点検及び施設管理について、延滞金の規定や保守点検料の規定を明確にするため条例中の用語を改正するもので、必要な改正と認められます。よって、議案第23号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第23号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第23号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第24号 砥部町農業研修センター条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第20議案第24号砥部町農業研修センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第24号について、審査の結果をご報告申し上げます。農業研修センターの使用料の減免規定及び使用料の見直しを行うもので、使用料については、見直し基準に基づき時間帯別から1時間単位の適正価格に改正されており、必要な改正と認められます。よって、議案第24号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第24号砥部町農業研修センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第21 議案第25号 砥部町林間休憩施設条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第21議案第25号砥部町林間休憩施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第25号について、審査の結果をご報告申し上げます。林間休憩施設の使用料を1箇月及び時間帯から1時間単位に見直しを行うもので、使用料手数料等見直し基準に基づき適正価格に改正されており、必要な改正と認められます。よって、議案第25号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第25号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第25号砥部町林間休憩施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第22 議案第26号 砥部町ふるさと生活館条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第22議案第26号砥部町ふるさと生活館条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第26号について、審査の結果をご報告申し上げます。ふるさと生活館の使用料金を使用料手数料等の見直し基準に基づき時間

単位の適正価格に改正するもので、必要な改正と認められます。よって、議案第26号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。
議案第26号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第26号砥部町ふるさと生活館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第23 議案第27号 砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正について (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第23議案第27号砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第27号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部焼伝統産業会館の入館料を使用料手数料等の見直し基準に基づき適正価格に改正するもので、必要な改正と認められます。よって、議案第27号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。  
議案第27号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第27号砥部町砥部焼伝統産業会館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 8 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第 2 4 議案第 2 8 号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。去る 3 月 9 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 2 8 号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回総津地区農業集落排水処理施設の完成に伴い、別表に完成施設を加え、合わせて督促手数料及び延滞金の条文を追加するもので、必要な改正と認められます。よって、議案第 2 8 号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

議案第 2 8 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第 2 8 号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は 2 時 4 0 分です。

休憩 午後 2 時 2 5 分

再開 午後 2 時 4 4 分

日程第 2 5 議案第 2 9 号 平成 1 8 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)

日程第 2 6 議案第 3 0 号 平成 1 8 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号)

日程第 2 7 議案第 3 1 号 平成 1 8 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

日程第 2 8 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 2 9 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算  
(第 2 号)

## 日程第30 議案第34号 平成18年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）

### （所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第25議案第29号から日程第30議案第34号までの平成18年度補正予算に関する6件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第29号一般会計補正予算第6号のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、農業費では、県営砥部地区かんがい排水事業償還金特別助成補助金560万円、マルチ栽培推進事業費補助金54万3千円の増額を、商工費では、交流ふるさと研修の宿上水道給水管改修工事費60万5千円を、土木費では、県道生活道路改良整備事業負担金1,173万5千円を、その他不用額の減額補正を行っておりますが、いずれも必要経費の補正をするものであります。

次に、議案第32号平成18年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号については、館運営費で、商品売り上げの増加に伴う商品仕入費400万円。基金費で積立金730万5千円を増額し、財源は売店売上金と繰越金等を充当しています。

次に、議案第33号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第2号については、農業集落排水施設整備費で、工事完了に伴う工事請負費1,745万3千円の減額をするものであります。

次に、議案第34号平成18年度砥部町水道事業会計補正予算第3号について主なものは、収益的収入では上水道節水による水道使用料800万円の減額を、収益的支出では資本的支出から組み替えを行った日ノ出保育所深井戸調査委託料600万円。固定資産除却費692万2千円を、資本的支出では、人件費の補正をしています。いずれも、必要な補正をするものであります。

よって、議案第29・32・33・34号の4件については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第29号、30号及び31号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第29号平成18年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、障害者福祉費では、障害者自立支援法の施行を円滑に行うためシステムの追加改修費113万1千円を、老人福祉施設費では、広田生活支援ハウス管理運営委託料250万円増額を、国民健康保険総務費では、事業勘定繰出金297万8千円を、

介護保険総務費では、後期高齢者医療制度に伴う介護保険システム改修費306万6千円、

特別会計への繰出金 8 1 4 万 1 千円を、児童福祉総務費では、乳幼児健康支援事業委託料 3 8 万 7 千円増額を、その他不用額の減額補正を計上しております。

次に、議案第 3 0 号平成 1 8 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号の事業勘定については、一般被保険者の療養給付費 1, 5 5 8 万 9 千円の増額及び高額療養費 1, 0 0 0 万円の減額。老人保健医療費拠出金額の確定による拠出金 4 4 4 万 1 千円の減額、介護納付金 1 4 8 万 1 千円の増額、共同事業拠出金 9 2 0 万円の減額、施設勘定への繰出金 1 0 万 4 千円を補正するものであり、その財源は、国県支出金、繰越金等で調整しております。

次に、議案第 3 1 号平成 1 8 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号の保険事業勘定では、趣旨普及費 2 3 万 1 千円の減額、居宅介護サービス給付費 1, 6 5 0 万円の増額、地域密着型介護サービス給付費 1, 6 6 2 万円の減額、審査支払手数料 1 2 万円の増額、財政安定化基金拠出金 1 4 8 万 1 千円の減額、運営基金積立金 1 4 8 万 1 千円の増額補正及び財源組み替えをしており、その財源は、国県支出金、支払基金交付金、繰入金で調整しています。介護サービス事業勘定については財源組み替えを行っています。

以上、議案第 2 9 号、3 0 号及び 3 1 号の 3 議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る 3 月 9 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第 2 9 号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第 2 9 号平成 1 8 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、財産管理費で文化会館西駐車場進入路用地を土地開発基金より買い取る公有財産購入費 2 1 5 万 1 千円を、消防施設費で、消火栓新設及び維持管理負担金 3 2 7 万 7 千円の増額を、教育費で、山村留学センター・砥部中学校・広田給食センターのガスメーター改修費 3 4 万 1 千円を、基金費で、財政調整基金積立金 3 億 3 7 万 9 千円、福祉基金積立金 7 9 7 万 9 千円を、その他不用額を減額する補正となっております。歳入については、使用料、国庫支出金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金を増額し、その他の歳入については減額となっております。その他、指定管理に伴う債務負担行為補正及び民生費と教育費で繰越明許費の設定を行っています。

以上、議案第 2 9 号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論、採決については 1 件ずつ行います。

議案第 2 9 号平成 1 8 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号について討論を行います。討論はありませんか

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第29号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第29号砥部町平成18年度砥部町一般会計補正予算第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第30号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第31号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号平成18年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第32号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第32号平成18年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第33号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり



決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第33号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号平成18年度砥部町水道事業会計補正予算第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第34号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第34号平成18年度砥部町水道事業会計補正予算第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第31 議案第35号 平成19年度砥部町一般会計予算

日程第32 議案第36号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第33 議案第37号 平成19年度砥部町老人保健特別会計予算

日程第34 議案第38号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第35 議案第39号 平成19年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第36 議案第40号 平成19年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第37 議案第41号 平成19年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第38 議案第42号 平成19年度砥部町奨学資金特別会計予算

日程第39 議案第43号 平成19年度砥部町土地取得特別会計予算

日程第40 議案第44号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計予算

日程第41 議案第45号 平成19年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第42 議案第46号 平成19年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第43 議案第47号 平成19年度砥部町水道事業会計予算

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第31議案第35号から日程第43議案第47号までの平成19年度予算に関する13件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、当初予算の7議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第35号平成19年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目については、まず、環境保全課関係では、ごみの減量化とリサイクルの推進、ごみ処理費用の負担の公平化及び適正処理費用の確保の観点から、ごみ有料化を実施する費用のほか、所管施設の修繕など安全対策に万全を期し、適正管理に努めることとしています。また、浄化槽設置整備補助事業など生活排水対策の実施や、清潔で快適なゆとりある生活環境づくりの経費が計上されております。次に、下水道課関係では、公共下水道特別会計への繰出金が計上されております。次に、農林課関係では、中山間地域等直接支払事業を始め、各種補助事業の経費や国営道前道後平野土地改良事業償還金を、また、農業基盤の整備を図るため、町単土地改良事業補助金を、新規事業として農地・水・環境保全向上対策事業費を、林業関係では、神の森大橋の改修工事費、町民の森づくり事業費などの経費が計上されております。次に、商工観光課関係では、陶街道五十三次事業の費用や陶芸塾の経費、伝統産業会館・陶芸創作館の経費、農村工芸体験館・峡の館・研修の宿の指定管理委託料などが計上されております。次に、建設課関係では、八倉地区コミュニティー広場整備事業費や、安全で安心できる道づくりに努めるため、道路の維持費・新設改良費、県営事業に対する負担金が計上されております。また、住宅費では、公営住宅重光団地解体費用や木造住宅耐震診断補助事業費が計上されております。

次に、議案第39号平成19年度砥部町とべの館特別会計予算では、売店収入の増額を目指すための予算計上となっております。

次に、議案第40号平成19年度砥部町とべ温泉特別会計予算については、施設の経営・維持管理費のみの予算となっております。

次に、議案第44号平成19年度砥部町公共下水道特別会計予算においては、処理場の建設工事設計監理委託費2億4,200万円、管渠工事費2億9,880万円、土地取得特別会計より用地購入費2億7,093万9千円を計上しております。歳入については、国庫補助金、町債、一般会計よりの繰入金で賄うこととしています。また、処理場の建設工事費4年間の債務負担行為を設定しております。

次に、議案第45号平成19年度砥部町農業集落排水特別会計予算においては、総津地区の農業集落排水施設の完了により、処理施設の管理運営費1,018万9千円及び公債費1,211万5千円を計上した予算となっております。歳入については、受益者分担金、一般会計繰入金、使用料等で賄うこととしています。

次に、議案第46号平成19年度砥部町浄化槽特別会計予算においては、浄化槽の維持管理費用及び基金への積立金を事業収入、繰越金で賄う健全財政予算となっています。

次に、議案第47号平成19年度砥部町水道事業会計予算においては、上水道では、生活用水の安定供給を行なうため、千足地区及び向南通地区への配水管布設工事請負費を、また、新規水源対策では、候補地の地質調査委託料の経費が計上されています。なお、過年度に借り入れた企業債の償還金が増加していますが、経営改善に努め、安定した経営が保たれています。

以上、7議案については、それぞれ適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第35号、39号、40号、44号、45号、46号及び47号の7議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第35号、議案第36号、議案第37号及び議案第38号の4議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第35号平成19年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目の歳出については、住民サービス課関係では、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計への繰出金等を計上しているほか、県後期高齢者医療広域連合への負担金及び医療制度関連システム改修委託料、重度心身障害者・母子家庭・乳幼児の医療費などが計上されています。生きがい推進課関係では、介護保険事業については、低所得者利用負担軽減対策費や介護保険事業特別会計への繰出金が計上されています。障害者福祉については、障害者自立支援法の施行に伴う各種障害者の支援費用が計上されています。老人福祉については、介護保険特別会計で地域包括支援センターの運営が始まり、一部の事業が特別会計に移行しましたが、引き続き実施する支援事業費用が計上されています。このほか、高齢者施設の維持管理に要する経費等も計上されております。民生こども課関係では、子育て支援事業の充実を図るため、乳幼児健康支援事業、集いの広場事業、放課後児童クラブの費用が計上されています。また、保育所、児童館の経費や児童手当の費用が計上されています。健康づくり課関係では、地域に根ざした生涯健康づくりの推進を図るため、老人保健費では、健康教育、健康相談、健康診査等に取り組む費用、保健衛生費では、休日・夜間の救急医療体制の維持費用、各種予防接種の費用、乳幼児健診、母子の健康相談、保健センター屋根塗装工事などの費用が計上されております。

次に、議案第36号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算については、事業勘定では、対前年23.1%の増となっており、その主な要因は、医療費等の増加であります。内容は、事業を運営する経費と保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、人間ドック受診を支援する経費等が計上されています。また、新規事業として特定健診にかかる5箇年計画の策定費用が計上されています。その財源として、国民健康保険税で全体の20.8%を賄い、残りを国県支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金、前年度からの繰越金等で賄っています。施設勘定では、

国民健康保険診療所の経費で、施設の管理運営費、医療の必要経費及びエアコンの入れ替え経費が計上されています。そのうち42.3%は人件費となっています。その財源として、診療収入と一般会計の繰入金等で賄っています。

次に、議案第37号平成19年度砥部町老人保健特別会計予算については、予算総額で対前年比4.5%の減となっており、そのほとんどが、医療給付費の減によるものであります。これは、老人保健医療受給対象者が平成14年から5箇年の間に70歳から75歳に移行する制度改正の影響が出ているものです。また、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行することとなっています。その財源として、支払基金からの交付金が51.9%を占め、残りは、国県支出金、一般会計からの繰入金等で賄っています。

次に、議案第38号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計予算については、事業勘定では、6.2%の増となっており、そのほとんどが保険給付費の増によるもので、各種介護サービス予算が計上されています。また、地域包括支援センター設置による地域支援事業費が計上されています。その財源として、37.8%を国県支出金に、29.9%を支払基金交付金に、残りを介護保険料、一般会計からの繰入金等で賄っています。介護サービス事業勘定では、高齢者生活福祉センターで行う居宅介護サービス事業、地域包括支援センターで行う介護予防サービス事業の費用が計上されています。その財源として、介護サービス収入で賄っています。

以上、4議案については、いずれも適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第35号、議案第36号、議案第37号及び議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。ご報告申し上げます。去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました当初予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第35号平成19年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目について、歳入については、国の税源移譲により町民税は増額しますが、所得譲与税が廃止され、地方譲与税は大幅な減額となります。一方、財政健全化計画に基づき、使用料・手数料の見直しを進め、使用料、手数料は増額を見込んでおります。しかし、収入の高い率を占めていた地方交付税や国・県の支出金は、減額の傾向で、三位一体改革の影響を受けており、厳しい財政運営が予想されます。歳出の主なものは、議会費、監査委員費では、経常経費のみの計上となっています。総務課関係では、一般管理の経費、交通安全対策の経費、防災対策の経費、県議会議員・参議院議員選挙費等の経費、常備消防の経費、消防団の備品購入や活動費の経費、継続の事業として行政評価システム導入支援業務委託料などが計上されています。企画課関係では、電算の安定稼働の経費、後期高齢者医療制度導入に伴うネットワーク構築費用等の経費、広報の発行経費、指定統計調査の経費、継続の事業として総合計画策定委託料などが計上されています。監理財政課関係では、本庁及び支所の施設や町有地の管理費、町有施設の総津地区農業集落排水施設への接続工事費、町債の償還

費が計上されています。税務課関係では、適正な税徴収のための費用及び愛媛地方税滞納整理機構への負担金、標準宅地鑑定評価委託料が計上されています。学校教育課関係では、人間性豊かな砥部の子どもの育成を目標に、基礎基本の確実な定着を図る小・中学校費の予算計上がなされています。本年は、宮内小学校のプールろ過機更新補修工事費、砥部地区3小学校のパソコン更新費用、砥部中学校校舎・体育館耐力度調査費用、また、幼児教育の費用、教職員宿舎の管理費、山村留学センターの費用、遠距離通学の費用等が計上されています。学校給食では、衛生管理の徹底と、環境衛生設備の充実を図り、施設・設備の効果的運営に努め、安全性を基本に、栄養バランス豊かな魅力ある給食を提供する費用が計上されています。生涯学習課関係では、社会の変化に対応できる人間性豊かな町民の育成を目指した、生涯学習社会の確立を図る費用、人権問題や差別の解消に向け、人権啓発活動を推進する費用、文化財保護の費用、また、社会体育では、各種スポーツ大会の委託料及び総合公園等の指定管理委託料などの予算計上となっております。公民館では、中央公民館、地区公民館の管理費、生涯学習公民館活動事業費、青少年ホームの費用などが計上されています。文化会館は指定管理委託料、図書館については、施設の管理運営費及びコンピューターシステム更新等の経費が計上されております。

次に、議案第41号平成19年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算についてであります。19年度の奨学生は、高校1年生5名、2年生4名、3年生5名の合計14名を予定しています。なお、財源については、基金からの繰入金等で賄うこととしています。

次に、議案第42号平成19年度砥部町奨学資金特別会計予算についてであります。19年度の貸し付けは新規4名、継続7人の11人を予定しています。その財源については貸し付け金の償還金及び基金繰入金等で賄うこととしています。

次に、議案第43号平成19年度砥部町土地取得特別会計予算についてであります。19年度は公共下水道処理場用地の先行取得に係る公債費で償還費用が計上されています。その財源として、下水道特別会計への用地売り払い収入で賄うこととしています。

以上、4議案については、適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第35号、41号、42号及び43号の4件については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 当初予算のことではございませんけれども、一般会計の項目がありますので、一つお尋ねをいたします。臨時職員、幼稚園の教諭と保育園の保育士さんの日額が改正されると聞き及んでおりますが、14日の総務文教常任委員会の中で、どのような説明があり、また、どのような討論をされたのか総務文教常任委員長にお伺いをいたします。

○議長（栗林政伸） 井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） 宮内議員のご質問にお答えします。ちょっと資料はそちらの方に置いておりますので、すみませんが口頭で。総務文教常任委員会のその他の項目で総務課長より報告がございました。現在の金額を変更して、増額して7,600円

で保育士という職ですかね、保育所の方の関係の公募を行ったと。残念なことに応募者がいなかったと聞いております。簡単に言えばそのような内容です。あと幼稚園等についてもそのような報告でありまして、周辺市町村はどうだということではありますが、記憶はちょっと定かでないんで、松前町が多分、年間でいえば210万円位だろうと。伊予市が220万円位だろうと、つかみですので多少の増減あります。この増額した予算でいきますと、砥部町が200万円位になるだろうと。増額しても周辺よりは低いと。金額が悪いのかどうかは別にしまして、そういうことで、まあいう、臨時的な職員の応募がなかったというふうに聞いておりますし、今現在、そう理解しております。ですから、財源的には周辺と肩を並べたかなという所であります。あと、その他の詳細については聞き逃しがあつたかもしれませんので、その辺は申し訳ないですが、大掴みではそのような報告だったと私は記憶しております。以上です。

○議長（栗林政伸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） ただ今、委員長の方から報告がありましたが、一つですね、理事者さんの方にお尋ねをしたいと思っております。今現在、4月から施行されるということがありますので、現在の人数。その該当する人数ですね。それをできればお知らせ願いたいなど。年額どの位増額されるのか。私が聞いておるのは今の最低賃金が1日6,500円。5年以上の勤務されておる方は7,600円。6,500円と7,600円、差が1,100円ございますが、これが1日1,100円値上がりすると、賃金を上げますと、月に直したら2万ちょいの増額になるかと思っております。これの人数がどれ位あるのか。年間どのくらい補正予算でいくのか。できればお答えをお願いいたします。それと今、委員長の言われたように、公募しても該当者がいないと、公募者がいないと言われますが、私は、臨時職員さんということで、将来先が見えない職場に、果たして若い方が、賃金上げて来られるのか。私はそうではないと思っております。やはり3年位真面目に働いていただければ、採用試験、面接等をして、正職員にあげていくとか、未来のある職場にしていかなければ、なかなかこういう問題は来ないと思っておりますので、その辺の所も踏まえてですね、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の、宮内議員さんのご質問なんですが、まず臨時の人数ですが、現在新しくおさえて、3月1日現在でおさえた人員がですね、砥部保育所で12名、宮内保育所13名、麻生保育所18名。それと広田保育所3名というふうに聞いております。ただ、これには常勤の部分と、パートで雇われている方がございますので、両方と合わせた数とご認識ください。幼稚園につきましては、砥部幼稚園が2名、宮内幼稚園が1名、それと麻生幼稚園が3名というふうに聞いております。それと金額についてですが、先ほど井上委員長の方からご報告あつた数字で大体、大体といいますか、端数を除けたら大体そういうことで合っています。昨年12月に広報とべで、幼稚園教諭と、保育所保育士の臨時の方について公募をかけました。しかしながら、2月の段階で予定していた人数に到達してなかったということで、担当課の方からご相談いただきまして、近隣町村の臨時の賃金に比べて砥部町がちょっと低すぎるんじゃないかというようなこと。それで、とりあ

えず、今現在3段階で設定しております、6,500円、7千円、7,600円をまず一つに1本化してしまって、一番高いところに合わせて公募をかけてみてはどうかということでかけました。ただ2月の終わりの時点だったものですから、広報には間に合いませんでした。それでハローワーク、また専門学校、短大等に呼びかけまして公募をいたしました。昨日、担当課の方に聞いたら概ね4月1日までには確保出来るであろうというような答えをいただいております。ただ今後も産休とか育休関係の理由で、また臨時職員が必要になってくると思われまいます。この件につきましては、4月以降に広報また町のホームページ等で公募をかけたいと思ひます。それで、ちなみに松前町が年額211万5千円。ちょっと端数がありますけど、211万5千円。伊予市で222万7千円支給しております。砥部町が今回、7,600円に改定いたしますと、6,500円支払っている方で、年間29万円ほど増えます。それと7千円で支払っている方につきましては15万8千円増えるような形になります。それと年間の影響額といわれたんですが、当然、育休に入りますと給料がカットされますから、浮いた金額で増えた金額を大体補って200万前後は持ち出しが出るようになる計算をしております。以上です。

○議長（栗林政伸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 今の説明で十分わかったかと思いますが、うちも当委員会、厚生でございますので、人事権と賃金の方は、議員はものを言えないという立場上ではありますけれど、こういう大事なことでありますので、説明だけはしてほしいと思ひます。以上です。

○議長（栗林政伸） 井上洋一君。

○総務文教常任委員長（井上洋一） 最初に宮内議員さんの方から質問されておりましたので、途中で質疑がありまして、ただ内容的な部分が1つありますので、ただ臨時で採用されて3年後位には採用したらどうかというような、宮内議員の発言だったと思ひます。ただ私ら労働者の立場からいけばそれはそれで賛成の立場にいきますけども、町財政という立場でいいますと、その本採用にして良いのか悪いのかというのはやっぱり、議員も理事者の側も議論していただきたいと思ひます。将来幼保一元化という問題もありますし、これが出来るのか出来ないのかは、私はわかりませんが、これを含めてトータルで物を考えないとダメなんで、宮内議員の発言を肯定するわけにはまいりません、これは。今の現在で。これは議会も理事者側も両方でやっぱり議論して、いいものにしたいと思ひますので。それだけは申し上げて委員長報告にかえさせていただきますたいと思ひます。以上です。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の宮内議員さんの件ですが、3年間の臨時の方をその時点であげるということについては非常に大きな問題があると思ひます。そういうことで今後、検討はしてまいりますが、基本的にはやはり臨時の方も一般の方も同等に扱わなければならないというふうに考えております。そして保育士さんにつきましても、本採用であれば、1年目の試験からかなり受験にも来られますし、そこを皆さんが目指しているということでございます。そういうことで、臨時で3年雇ってから、本採用にするということに関しては、私は非常に疑問を持っております。それと、やはり先ほど井上議員さんの方から言

われましたように、今後、幼保一体化、そしてまた子供さんたちがどのように生れてくるかということも予測出来ません。それと保育士さんの場合は、またこれからお雇いしましても40年間保証していかなければなりません。そういう面で、子供さんの数と、そういう事も把握しながら進めていかなければならないというふうに考えております。そういうことで、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（栗林政伸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 私が言うのは、例えばの話でございまして、是非、臨時職員さんの未来のあることについては、検討課題と思っておりますので、そのあたりを考えていただきたいと思っております。答弁はいりません。

○議長（栗林政伸） 質疑を終わります。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第35号平成19年度砥部町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 一般会計の反対討論をいたしたいと思っております。議案第35号平成19年度砥部町一般会計予算についての反対討論を行います。朝日新聞によれば、地方議会が変革を迫られる背景には、小泉前政権が進めてきた地方財政改革がある。地方交付税の削減や、補助金の廃止で地域格差が開きつつある。生き残りをかけた自治体間競争のためにも議員の立場から自治体の情報公開と、行政の情報を迫り、監視しようとする動きが生まれてきたのだ。今の中央議員たるもの、財政について調査し、行政のいいなりにならず、内容を分析できなければ無価値だ。役に立たない人物は、次の選挙で即刻取り替えなければならないと厳しく書かれております。また、日本経済新聞は、夕張市の破綻について、年間予算100億円程度の市で、総額630億円の負債。市は短期の資金不足を銀行から借入で補う一時借入金制度を利用する巧妙な手口で、10年以上も赤字を隠し続けていた。本来は文字通り、一時しのぎの策として利用される制度。金融機関へ年度内に返済しなければならぬが、返済しては新年度にはまた借りるという自転車操業を繰り返すことで、雪だるま式に負債が膨れ上がったのです。財政について質問したいんだがと、ある議員が議会に一般質問の参考にするため、財政担当の職員に切り出すと、こんな答えが返ってきた。銀行関係者に夕張は大変だと知られると信用がなくなる。一時借入金の限度額は議会で議決するため知っていたが、職員の言葉の裏を読めば、財政が危ないことは想像がつく。しかし、議員はこの問題を追及することはなかった。市長が暴走した場合、議会がストップさせなければ大変なことになる。財政当局は一般に説明不足なものだが、夕張に一人でも財政に詳しい議員がいれば、こんなひどい状況にはならなかつたらと書かれています。一般質問でも指摘しておりましたが、砥部町財政健全化計画は、普通会計の町債残高は60億円程度まで減らされる見込みですが、公共下水道事業に着手することから、特別会計の方で町債残高が膨らんでいきます。平成23年度以降は、町全体の町債が100億円を超えることになりますと書かれております。そのため、平成19年度はごみ有料化、介護、国保税、使用料手数料の値上げラッシュと、各種団体への補助金交付金の削減です。公共下水道入札減により1億6千万円を積み立てる計画ですが、少しでも国保税、介護保険に繰り入れるべきだと考えます。砥部町の平成19年度の会計予算は住民いじめ

の負担です。その原因は公共下水道の236億円がネックです。今からでも遅くはないのです。計画変更すべきです。また重要なことは、情報公開制度をつくることではないでしょうか。最後に憲法25条に明記されている最低限度の生活すら破壊する、格差と貧困が広がっていることです。国民の暮らしを守るのは政治の責任です。そのことを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 反対討論です。いいんですよ。

○議長（栗林政伸） かまんですよ。自分とこの管轄はいかんけど。自分とこと違うんやったらかまん。違うんでしょ。厚生の関係じゃないんでしょ。そしたらかまんです。

○4番（土居美智子） 私は19年度の一般会計予算案、並びについて出てきますのでここで言うておきますけど第44号の公共下水道特別会計予算、これについて反対の意見を述べたいと思います。もし公共の方で話せということならば場所を変えますけども。昨年、今年と個人所得税の恒久的な減税の一貫であるはずであった定率減税がなくなりました。町民税の非課税対象者が、課税対象者となり、昨年においても介護保険料が値上がりしたとか、本当に思わぬ税の増大で困惑した人が増えております。今回、各条例の改正の多くは、手数料、利用料の値上げ、ごみ有料化、そして国民保険料率の変更、増大ということに関しまして、ますます住民にとっては非常に生活に重みがかかることとなります。それにも増して考えてみますと、今回設置されようとしております大型公共工事は、その負債の大部分を、いわゆる公共工事に関わらない地域の人も全員が払う町民税、その他の租税につきまして、血税がその返済に注がれることとなります。やはり、公共工事につきましてはあまりにも大き過ぎまして、住民の生活を圧迫するものであってはならない。計画を早急に凍結し、将来の設計図をはっきりと決めた上で、住民の福祉の上に重みを与えないような計画にもっていくべきであり、今回、私は、この一般会計並びに公共下水道特別会計に対しては、非常に将来に対して不安を持つと共に住民に対して非情な過重を背負わせることになると思います。それらを考えた上で、私はこの2つについては反対の意見を持っておりますので、皆さんにどうぞご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、つたない言葉ですけども是非、この条の改正という重さを十分皆さんが噛み締めていただければありがたいと思います。以上です。

○議長（栗林政伸） 暫時休憩します。

休憩 午後3時38分

再開 午後4時50分

○議長（栗林政伸） 再開します。玉井議員のごみの有料化につきましては、所管の産建委員会で審議をしておりますので、この部分については、本人の申し出によりカットさせていただきます。そして、土居美智子議員の公共下水道の件につきましては、第44号の方に差し替えます。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

次に、委員長の報告に、賛成者の発言を許します。2番、政岡洋三郎君。

○2番（政岡洋三郎） 2番、政岡洋三郎です。私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。国民健康保険税の見直しについては、旧砥部町において、平成15年度に利率等の引き下げを行い、現在まで基金の取り崩し等により運営をしてきていますが、国民健康保険は年々医療費が膨らみ、平成15年度、平成17年度では実質単年収支で1億円を超える赤字となり、年々繰越金が減少しております。このような状態では、平成19年度の基礎課税分の必要税収を確保するには、引き下げ前と同水準まで引き上げることが必要な状態であります。また介護納付金課税分については、平成12年度以降、改正を行っていないため、必要税収を確保するためには、非常に大きな引き上げ率とする必要があります。しかし、被保険者の高齢化や、景気の低迷による負担能力の脆弱化を考慮すれば急激な負担増は避けるべきで、今回の見直しになっており、やむを得ない状況にあると考え、委員長報告に賛成するものであります。また、使用料手数料を200円から300円に引き上げることについても、委員長報告のとおり適正であると思われるので、賛成するものであります。議員各位におかれましても、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（栗林政伸） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

議案第35号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者：15名、反対者：2名]

起立多数と認めます。ご着席ください。よって、議案第35号平成19年度砥部町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第36号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第36号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号平成19年度砥部町老人保健特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第37号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第37号平成19年度砥部町老

人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第38号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第38号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号平成19年度砥部町とべの館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第39号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第39号平成19年度砥部町とべの館特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号平成19年度砥部町とべ温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第40号平成19年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号平成19年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第41号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第41号平成19年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号平成19年度砥部町奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論

はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第42号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第42号平成19年度砥部町奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号平成19年度砥部町土地取得特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第43号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第43号平成19年度砥部町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号平成19年度砥部町公共下水道特別会計予算について討論を行います。ここで先ほどの、土居さんの反対意見がありましたので、委員長に賛成者の発言を許します。1番、山口元之君。

○1番（山口元之） 1番、山口元之です。私は委員長報告に賛成の立場で討論を行います。公共下水道事業は、住民福祉の上で、また将来に向け必ず整備しなければならない事業です。よって、産建委員会としては適正な予算であると思います。よって、委員長報告に賛成するものであります。議員各位におかれましてもご賛同賜りますようお願い申し上げます。賛成討論を終わります。

○議長（栗林政伸） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

議案第44号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者：15名、反対者：2名]

起立多数と認めます。ご着席ください。よって、議案第44号平成19年度砥部町公共下水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号平成19年度砥部町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第45号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第45号平成19年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号平成19年度砥部町浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第46号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第46号平成19年度砥部町浄化槽特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号平成19年度砥部町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第47号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第47号平成19年度砥部町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第44 平成18年陳情第7号 国民の食糧と健康、農業を守る陳情について (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第44平成18年陳情第7号国民の食糧と健康、農業を守る陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る12月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され継続審査となっておりました平成18年陳情第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。国民の食糧と健康、農業を守る陳情事項については国政レベルの極めて重要な問題であり、なお、調査検討の必要があります。よって、平成18年陳情第7号は、引き続き継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

平成18年陳情第7号の採決を行います。平成18年陳情第7号に対する委員長の報告

は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、平成18年陳情第7号国民の食糧と健康、農業を守る陳情については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第45 平成18年陳情第8号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第43平成18年陳情第8号住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る12月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託され継続審査となっておりました平成18年陳情第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情については、国政レベルの問題であり、本町行政の権限、議会の権限事項に属さない事項であります。よって、平成18年陳情第8号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

平成18年陳情第8号の採決を行います。平成18年陳情第8号に対する委員長の報告は不採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、平成18年陳情第8号住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第46 陳情第1号 トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第46陳情第1号トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書提出に関する陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。トンネルじん肺問題については、現在訴訟中の案件でもあり、最近の動向として企業側と和解

が成立するケースが出ていますが、陳情事項は、なお、調査検討の必要があります。よって、陳情第1号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

陳情第1号の採決を行います。陳情第1号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第47 発議第1号 砥部町議会委員会条例の一部改正について (趣旨説明、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第47発議第1号砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。本案について説明を求めます。樋口議会運営委員長。

○議会運営委員長（樋口泰幸） 発議第1号砥部町議会委員会条例の一部改正について。地方自治法第109条第7項の規定により砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように提出します。平成19年3月16日提出。砥部町議会議長栗林政伸殿。砥部町議会運営委員会委員長樋口泰幸。砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例。砥部町議会委員会条例（平成17年砥部町条例第155号）の一部を次のように改正する。第8条第1項に次のただし書きを加える。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。第8条第3項に次のただし書きを加える。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。第13条第2項に次のただし書きを加える。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。附則。この条例は、公布の日から施行する。提案理由。地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行に伴い、委員会条例を改正するため提案するものです。よろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

発議第1号の採決を行います。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、発議第1号砥部町議会委員会条例の一部改正については、可決されました。

~~~~~

日程第48 発議第2号 砥部町議会会議規則の一部改正について  
(趣旨説明、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第48発議第2号砥部町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。本案について説明を求めます。樋口議会運営委員長。

○議会運営委員長（樋口泰幸） 発議第2号砥部町議会会議規則の一部改正について。地方自治法第109条第7項の規定により、砥部町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように提出する。平成19年3月16日提出。砥部町議会議長栗林政伸殿。砥部町議会運営委員会委員長樋口泰幸。砥部町議会会議規則の一部を改正する規則。砥部町議会会議規則（平成17年砥部町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。第14条に次の1項を加える。3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。第39条第2項中「提出者の説明」の次に「又は第1項の委員会の付託」を加え、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。第72条第2項中「第3項」を「第4項」に改める。第100条中「第1項」を「第3項」に改める。第110条中「第1項」を「第3項」に改める。附則。この規則は、公布の日から施行する。提案理由。地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行に伴い、会議規則を改正するため提案するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番、山本典男君。

○16番（山本典男） あの、議会の条例あるいは規則、さっきは規則を変えるんはわかるんですが、どういう方向に、細かい文言がわからんのですが、実際どういう方向に変わろうとするのか、それを教えてほしいのですが。中途半端な柱を聞いたんではまったくわからない、わしらは。そんなに悪い事は考えてないじゃろうくらいな、善意な考え方は思うけどですね、実際なんの中身がなんやらわからん。はっきり言って。ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（栗林政伸） 樋口泰幸君。

○議会運営委員長（樋口泰幸） 山本議員の質問にお答えします。この案件につきましては、前回の全員協議会の中で、委員会の中で委員長提案ができるようになったなど内容説明をしておりますので、帰りまして、説明事項をご朗読願ったらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 山本典男君。

○16番（山本典男） 大体前に説明を、あつた話をするんだらうということで、大体はわかるんですけど、どういうことなのか。そこで読み上げただけではいかん。我々のところに資料で回ってこんどですね、どういうことを変えようということなんかまったくわから



ん。するというのを、これをしないというふうに変えるとか、そのようなことではですね、全体にどう変える、中身を変えるんだという、わからんので、もうちょっと我々にわかるように、これからしていただいたら助かるんですが。

○議長（栗林政伸） 樋口泰幸君。

○議会運営委員長（樋口泰幸） 山本議員の質問にお答えします。再度、資料配布いたしましょうか。それとも、もう1度見直していただけますか。

○議長（栗林政伸） 山本典男君。

○16番（山本典男） 我々もわからんけん再度、私に、あるいは他の者も、他の者は皆わかっとなるかもしれませんが、私にほしいです。

○議長（栗林政伸） ここで暫く休憩します。

休憩 午後5時21分

再開 午後6時 3分

○議長（栗林政伸） 再開します。先ほど、山本典男君の質問の議会会議規則の件につきましては、それぞれ議員さんの机の上に配布しておりますので、説明は省略させていただきます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

発議第2号の採決を行います。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、発議第2号砥部町議会会議規則の一部改正については、可決されました。

~~~~~

日程第49 愛媛県後期高齢者医療広域連合組合議会議員の選出について

○議長（栗林政伸） 日程第49 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について選挙を行います。おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長によって指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定しました。中村剛志町長を指名します。

おはかりします。ただいま、議長が指名しましたとおりに当選人と定めることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、当選されました中村剛志町長が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

~~~~~

#### 日程第50 伊予市外二町共有物組合議員の選出について

○議長（栗林政伸） 日程第50平成19年4月30日をもって任期満了を迎える伊予市外二町共有物組合議員の選出について、選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長によって指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定しました。山口元之君、政岡洋三郎君、井上洋一君、大野和博君、樋口泰幸君、橋本敏彦君を指名します。

おはかりします。ただいま、議長が指名しましたとおり当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、当選されました山口元之君、政岡洋三郎君、井上洋一君、大野和博君、樋口泰幸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

~~~~~

日程第51 土地開発公社の役員を選任について

○議長（栗林政伸） 日程第51平成19年4月30日をもって任期満了を迎える砥部町土地開発公社の役員を選任について報告します。土地開発公社の理事に西岡章一君、中村茂君、宮内光久君、平岡文男君。監事に西村良彰君を選任しました。

おはかりします。ただ今中村町長から議案第48号砥部下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（2工区）請負契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。議案第48号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第 1 議案第 4 8 号 砥下第 5 号砥部中央幹線管渠敷設工事（2 工区）請負契約の締結について  
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 追加日程第 1 議案第 4 8 号砥下第 5 号砥部中央幹線管渠敷設工事（2 工区）請負契約の締結についてを議題とします。本案について説明を求めます。松下監理財政課長

○監理財政課長（松下行吉） 議案第 4 8 号砥下第 5 号砥部中央幹線管渠敷設工事（2 工区）請負契約の締結についてご説明申し上げます。まず提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものでございます。契約の目的でございますが、工事名、砥下第 5 号砥部中央幹線管渠敷設工事（2 工区）でございます。契約の方法は一般競争入札でございます。契約金額は 9, 8 4 9 万円。うち消費税及び地方消費税の額 4 6 9 万円でございます。この額は、予定価格の 6 5. 1 %でございます。契約の相手方でございますが、愛媛県宇和島市寄松甲 1 5 4 番地。株式会社浅田組。代表取締役浅田春雄でございます。それでは、事業の概要、入札経過等についてご報告いたします。事業概要につきましては、砥部町のフジ入り口から赤坂泉入り口付近まで、距離にしまして 3 8 5. 3 m を推進工法で、パイ 8 0 0 ミリの推進工法で実施するものでございます。工期は議決をいただきました日から 1 9 年 8 月末日までを予定しております。入札につきましては、2 月の 8 日に一般競争入札の告示を行い、3 月 5 日、入札を行いました。応募がありました業者は、2 1 社ございました。そのうち 1 社が辞退をいたしまして、入札は 2 0 社で行っております。応札の結果 1 4 社が低入札調査価格を割り込む状態になっております。この 1 4 社のうち、6 社が当町の低入札の判定基準であります設計工事費の 7 0 %、共通仮設費の 6 0 %、現場管理費の 5 0 % 以上という規定を満足できませんでした。残り 8 社のうち、最も低い応札価格でありました浅田組につきまして、更に詳細調査を行った結果、同社は応札価格によって、この工事を推進できると判断いたしまして、同社と仮契約を締結いたしております。議会の議決をいただきますと、本契約ということになりますので、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第 4 8 号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 8 号砥下第 5 号砥部中央幹線管渠敷設工事（2 工区）請負契約の締結については、可決されました。

おはかりします。ただ今厚生常任委員長から議員派遣について申し出がありました。こ

れを日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。議員派遣についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 議員派遣の件について

○議長（栗林政伸） 追加日程第2議員派遣の件についてを議題とします。委員会研修について、説明を求めます。土居厚生常任委員長

○厚生常任委員長（土居美智子） 厚生常任委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。災害時における乳幼児・障害者・高齢者等弱者に対する自主防災組織の取り組み方及び健康・介護問題について調査研究のため、4月中旬に新潟県小千谷市社会福祉協議会及び厚生労働省で委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 厚生常任委員長から説明のとおり、閉会中に委員会研修を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、厚生常任委員長から説明のとおり、閉会中の委員会研修を実施することに決定しました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様には終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決・ご承認いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。ご議決いただきました新年度予算につきましては、執行にあたり再度厳正に研究しながら常に創意工夫して、最大の効果を発揮するよう努めてまいります。また、今定例会において議員の皆様から頂きましたご提案・ご意見・ご要望等は、十分検討させていただき、これからの行政運営及び行政事務の遂行に反映するよう努めてまいりたいと考えております。どうか議員の皆様におかれましても、今後も積極的かつ前向きなご意見・ご提案をいただくとともに、新しい年度に向け、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗林政伸） 以上をもって、平成19年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午後6時15分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員